

監査公表第 677 号

地方自治法第 252 条の 37 第 5 項の規定により,京都市包括外部監査人田中裕司が実施した平成 24 年度包括外部監査の結果報告書の提出がありましたので,同法第 252 条の 38 第 3 項の規定により,次のとおり公表します。

平成 25 年 3 月 29 日

京都市監査委員	富	喜久夫
同	谷 口	弘 昌
同	西 村	京 三
同	海 沼	芳 晴

平成24年度

包括外部監査の結果報告書

補助金等の財務事務等の執行について

(関連する団体を含む。)

平成25年3月

京都市包括外部監査人

田 中 裕 司

包括外部監査の結果報告書 目次

「補助金等の財務事務等の執行について（関連する団体を含む。）」

第 1. 包括外部監査の概要	1
1. 外部監査の種類	1
2. 選定した特定の事件（監査テーマ）	1
3. 事件を選定した理由	1
4. 実施した外部監査の方法	1
(1) 監査の対象	1
(2) 監査の対象から除外した事項	1
(3) 監査要点	2
(4) 主な監査手続き	2
5. 監査対象期間	2
6. 包括外部監査の実施期間	2
7. 包括外部監査人補助者	2
8. 利害関係	3
第 2. 京都市の補助金等の概要	4
1. 京都市の補助金等の現状	4
(1) 一般会計と補助金等の推移	4
(2) 補助金等の歳出科目	4
(3) 補助金等の年次推移	7
2. 京都市の補助金等の財務事務	9
(1) 補助金等に関する規定	9
(2) 補助金等の管理事務	10
(3) 補助金等に関する見直しへの取り組み	11
第 3. 包括外部監査の手法及び手続き	12
1. 監査実施上の補助金の考え方	12
2. 具体的な監査の要点	12
(1) 合規性	12
(2) 正当性	12
(3) 必要性	13
(4) 緊要性	13
(5) 有効性	13

(6) 効率性	13
(7) 公平性	14
3. 主な監査手続き	14
(1) 概況の把握	14
(2) 監査の対象となる補助金等の抽出	17
(3) 選定した補助金等のチェック	17
(4) 監査結果	17
第4. 監査結果	19
1. 監査結果の概要	19
(1) 監査結果の種類	19
(2) 監査対象の補助金等	20
2. 各補助金等に対する監査結果	43
(1) 補助金条例が制定されたことにより改善されたか	43
(2) 補助金等と負担金、委託金等の区分が不明確な補助金の取扱い	48
(3) 公益性の必要がある補助金かどうかの検討	53
(4) 予算の計上はされているが、実績のない補助金等	56
(5) 補助をしている効果の測定方法について検討が必要な補助金等	65
(6) 長期に交付を継続している補助金等は現在も必要か	73
(7) 補助金等が固定化していることは適正か	77
(8) 固定化された特定団体に対する運営補助金は公平性があるか	81
(9) 財政状態の健全な団体に対する運営補助金は適切か	84
(10) 補助金交付先団体への指導・監督はされているか	101
(11) 補助金交付先団体との人的関係の解消はされているか	109
(12) 補助金要綱の不備はないか	115
(13) 実績報告書の内容は適切か	124
3. 総括的な視点からの監査結果	139
(1) 補助金に関する現行制度の課題	139
(2) 補助金の制度に対する監査結果	144
(3) まとめ	157

数値は四捨五入で記入している。

報告書の表の合計は、端数処理の関係で内訳の合計と一致しない場合がある。

第 1 包括外部監査の概要

1. 外部監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項及び京都市外部監査契約に基づく監査に関する条例第 2 条に基づく包括外部監査

2. 選定した特定の事件（監査テーマ）

補助金等の財務事務等の執行について（関連する団体を含む。）

3. 事件を選定した理由

京都市（以下、「本市」という。）では平成 21 年 2 月の京都市保育園連盟の市補助金不正流用問題を受け、「京都市補助金等の交付に関する条例（平成 21 年 12 月 22 日条例 32 号）」（以下、「補助金条例」という。）を政令市で初めて制定した。条例施行から 2 ヶ年度が経過し、同条例の施行効果を計測可能な年次に至ったといえる。

そこで、今回の監査の対象は歳出予算の区分「19 節 負担金、補助金及び交付金」の平成 23 年度予算総額は 177 億 4,600 万円であるが、補助金等の合规性、補助対象事業の公益性、交付先選定の公平性・透明性、補助金等の効率性、補助金交付団体への指導・監督の状況を要点として監査を実施し、条例施行による補助金交付事業の見直し効果を検証し、補助金等の新設、充実、統合、廃止や削減に関する提言を行うことが、本市が推し進める行財政改革の着実な推進のためには有用であると考え、特定の事件として選定した。

4. 実施した外部監査の方法

（1）監査の対象

本市の一般会計における歳出予算の区分「19 節 負担金、補助金及び交付金」のうち、補助金条例第 2 条第 1 号に規定する補助金等である。補助金等とは、補助金等に係る予算執行の適正化に関する法律（以下、「適正化法」という。）にも定義はないが、特定の事務または事業を助成し、育成し、又は奨励する目的をもって、本市が本市以外のものに対して交付する補助金その他の金銭的給付で、その交付に対し相当の反対給付を受けないものをいう。

具体的には、補助金という名称だけでなく、交付金、助成金、奨励金、負担金または利子補給金といった名称でも実質的に同じ性質を持つものは対象となる。

（2）監査の対象から除外した事項

補助金等には、以下のようなものは対象とならない。

- ① 特定の事務又は事業の助成等を目的としないもの（市の施設に対する工事負担金、

社会保障制度で交付される扶助費、見舞金、祝い金等)

- ② 本市の内部で支出されるもの（本市の一般会計の繰出金から特別会計に対して支出されるもの）
- ③ 金銭的給付でないもの（不動産の無償貸付、債務の免除等）
- ④ 反対給付を伴うもの（委託料、貸付金等）
- ⑤ 別途支出手続を定めた条例があるもの（政務調査費）

（３）監査要点

補助金等の財務事務等の執行について、次の着眼点から監査を実施した。

- ① 補助対象事業の公益性（正当性、必要性）に関する検討
- ② 補助金等の緊要性に関する検討
- ③ 補助金等の有効性・効率性に関する検討
- ④ 交付先選定の公平性・透明性に関する検討
- ⑤ 補助金の合規性に関する検討
- ⑥ 交付先団体への指導・監督に関する検討

（４）主な監査手続

- ① 各局に包括外部監査人が作成した「補助金等調査票」への記入を依頼し、提出された 476 件の調査票に基づき、内容を検討した上で提出資料の分析をする。
- ② 補助金等の交付目的の設定からその効果の検証・評価に至るまでの一連の手続が、関係法令及び諸規程に準拠して、適正に実施されているかを確認する。
- ③ 各監査要点の内容を確認するために所管課の担当者等への質問、関係書類の閲覧その他監査人が必要と認めた手続を実施した。

5. 監査対象期間

平成 23 年度（自平成 23 年 4 月 1 日 至平成 24 年 3 月 31 日）

ただし、必要に応じて平成 22 年度以前の各年度も対象とする。

6. 包括外部監査の実施期間

平成 24 年 6 月 11 日から平成 25 年 3 月 12 日まで

7. 包括外部監査人補助者

弁護士	植村	弘樹
税理士	菅原	正明
税理士	市木	雅之
税理士	小林	由香

税理士 寺本 和生

税理士 有田 耕介

8. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、本市と包括外部監査人及び補助者との間には
地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

第2 京都市の補助金等の概要

1. 京都市の補助金等の現状

(1) 一般会計と補助金等の推移

平成21年度から平成23年度までの決算及び平成24年度当初予算における本市の一般会計歳入・歳出と、補助金等の推移は次のとおりである。

京都市の歳入・歳出と補助金等の推移表（一般会計）

（単位：百万円）

年 度		平成21年度 決算	平成22年度 決算	平成23年度 決算	平成24年度 予算
歳 入	A	734,007	771,430	753,594	738,112
歳 出	B	730,372	767,335	748,010	738,112
補助金等	C	13,008	17,871	16,939	15,007
補助金割合	C/A	1.77%	2.31%	2.26%	2.03%

歳入金額及び歳出金額の増減はほぼ同様の動きを見せている。平成22年度のみ前年より約5%増加しているが、その他の年度は前年度より約2%減少している。

本市補助金条例が制定されたのは平成21年12月であるから平成21年度は補助金条例の制定前のデータであり、平成22年度以降は補助金条例の制定後のデータである。

一般会計の補助金等の金額は平成21年度の130億円が平成22年に48億円増加して、178億円になっているが、これは保健福祉局の児童福祉整備助成が5億円、特別養護老人ホーム整備助成が7.5億円、京都市民間保育園職員給与等運用事業補助金が40億円増加したこと等による。その後、平成23年度からは少しずつ減少している。歳入に対する補助金等の割合も同様に平成21年度1.77%から平成22年度2.31%へと上昇しているが、平成23年度以降は少しずつ減少している。

(2) 補助金等の歳出科目

本市において、補助金条例に規定する補助金等とは、毎年9月頃に公表される「補助金等の交付状況一覧」に掲載されるものをいう。

また、補助金は予算歳出科目上の19節「負担金、補助金及び交付金」として、負担金、交付金と同一の科目によって支出されているが、その割合は次に掲げる表「平成23年度 19節（負担金、補助及び交付金）の内訳について」の通り36%となっている。

19節の内訳（負担金、補助及び交付金）の中で、補助金等に該当しない主なものを示せば、6ページに掲げる表「平成23年度 19節（負担金、補助及び交付金）の補助

金等交付状況一覧に掲載していない主な事業」の通りであるが、そのほとんどは負担金である。

性質上、補助金と負担金及び交付金を区別する必要があるが、本市の平成 23 年度の補助金等のなかには、補助金という名称のほか、負担金という名称のもの（例えば、No.54 憲法と人権を考える集い負担金）も含まれており、また、交付金、助成金及び奨励金等という名称を使用しているものもあるため、名称だけで判断できない状況である。特に決まったルールもないため、補助金等と負担金等の区別は曖昧になっている。

従って、何が補助金等に該当するかという判断は、「補助金等の交付状況一覧」に掲載されているかどうかによって判断される。また、公表されるこの「補助金等の交付状況一覧」に掲載するかどうかの判断は、まずは担当所管局が行っており、間違いのないようにしなければならない。

平成 23 年度 19 節（負担金、補助及び交付金）の内訳について

（単位：千円）

	19 節執行額 (A)	うち補助金等 (B)	B/A	うち補助金等以 外の 19 節 (C)	C/A
一般会計合計	47,552,113	16,924,182	36%	30,627,931	64%
上下水道局*	15,525	15,525	100%	0	0%
上下水道局を 含む合計	47,567,638	16,939,707	36%	30,627,931	64%

* 上下水道局については、公営企業であることから、一般会計と節組が異なるため B 欄の補助金等と同額を記載している。

平成23年度 19節（負担金、補助及び交付金）の
補助金等交付状況一覧に掲載していない主な事業

（単位：千円）

局名	主な事業	金額
環境政策局	第6回3R推進全国大会負担金 広域最終処分場建設負担金 「KYOTO地球環境の殿堂」運営協議会負担金	14,248 13,760 8,600
行財政局	業務用乗車券負担金 地方税電子化協議会会費	135,914 16,416
総合企画局	岡崎地域活性化推進事業 電子窓口サービス共同事業 自治体国際化協会分担金 地方分権の推進 未来の京都創造研究事業 国家戦略としての京都創生の推進	29,000 17,684 16,000 12,826 10,610 9,510
文化市民局	京都マラソン負担金 第26回国民文化祭・京都2011負担金 区庁舎合築施設に係る耐震改修費用負担金 サンサ右京管理組合管理費負担金 運動公園等施設改修負担金 第43回日展京都展負担金 京都の民俗文化総合活性化プロジェクト負担金 醍醐地域体育館運営費負担金 サンサ右京管理組合管理費負担金（地域体育館）	481,864 396,700 78,657 40,175 34,232 22,110 19,981 15,000 10,301
産業観光局	京都総合観光案内所の運営 京の七夕事業 京都・花灯路事業 和装産業活性化戦略プランの推進 日本復興キャンペーン from kyoto 「伝統産業の日」関連事業 コンテンツ産業推進事業 販路開拓、産地商品宣伝	65,734 50,000 47,940 31,000 30,000 20,000 16,000 15,770
保健福祉局	後期高齢者広域連合負担金（療養給付費負担金） 市立病院運営費負担金	12,385,932 1,729,331
都市計画局	住宅供給公社地方職員共済組合負担金 関西国際空港全体構想の推進 交通政策推進経費	6,171 3,600 1,576
建設局	国直轄道路事業の京都市負担金	5,771,277
市会事務局	政務調査費 各会費負担金	445,760 4,764
消防局	消防団員等公務災害補償等共済基金負担金	223,187
教育委員会	スポーツ振興センター負担金 業務用乗車券負担金	99,053 15,926

(3) 補助金等の年次推移

一般会計における平成 21 年度から平成 23 年度の決算及び平成 24 年度予算における補助金等の所管局別年次推移は次の通りである。

一般会計の補助金等のうち、保健福祉局の補助金等が突出して 93 億円と多額であり、平成 23 年度決算における補助金等の 54.9%を占める。次いで、教育委員会の 21 億円、都市計画局の 17 億円、産業観光局の 15 億円と続く。平成 23 年度の最多額は「No. 274 京都市民間保育園職員給与等運用事業補助金」の 40 億円であり、保健福祉局の補助金等の 42.8%を占める。これは、平成 22 年に補助金条例が施行されたため、扶助費から補助金に歳出科目が変更された結果である。

補助金等交付年次推移表

(単位： 件, 千円, %)

所管局 名	平成21年度 決算			平成22年度 決算			平成23年度 決算			平成24年度 予算		
	件数	交付額	割合	件数	交付額	割合	件数	交付額	割合	件数	交付額	割合
環境政策局	16	391,883	3.0	18	408,264	2.3	19	490,072	2.9	20	416,724	2.8
行財政局	2	7,169	0.1	4	11,046	0.1	2	9,547	0.1	0	0	-
総合企画局	8	56,703	0.4	6	243,322	1.4	5	138,079	0.8	5	23,844	0.2
文化市民局	45	1,239,293	9.5	44	1,078,643	6.0	47	1,055,484	6.2	47	1,128,444	7.5
産業観光局	102	1,947,264	15.0	84	1,602,686	9.0	94	1,525,158	9.0	90	1,940,299	12.9
保健福祉局	128	4,702,936	36.2	143	9,945,496	55.6	134	9,302,437	54.9	129	6,719,335	44.8
都市計画局	25	1,968,604	15.1	28	1,924,823	10.8	26	1,718,371	10.1	30	2,094,716	14.0
建設局	8	446,176	3.4	7	394,404	2.2	8	419,040	2.5	9	293,630	2.0
区役所	57	91,073	0.7	54	74,072	0.4	80	79,952	0.5	83	121,973	0.8
市会事務局	1	921	0.0	1	959	0.0	1	853	0.0	1	1,141	0.0
消防局	4	41,175	0.3	3	32,268	0.2	3	31,687	0.2	3	37,350	0.2
上下水道局	5	12,393	0.1	5	15,802	0.1	7	15,525	0.1	9	42,463	0.3
教育委員会	52	2,102,533	16.2	48	2,140,116	12.0	46	2,153,502	12.7	46	2,187,772	14.6
合 計	453	13,008,123	100	445	17,871,901	100	472	16,939,707	100	472	15,007,691	100

2. 京都市の補助金等の財務事務

(1) 補助金等に関する規定

① 京都市補助金等の交付等に関する条例（平成 21 年 12 月 22 日）条例第 32 号

本市補助金条例第 2 条 1 号において補助金等とは、「特定の事務又は事業を助成し、育成し、又は奨励する目的をもって、本市が本市以外のものに対して交付する補助金その他の金銭的給付で、その交付に対し相当の反対給付を受けないものをいう」と定義しており、補助金という名目で支出されているものに限らず、交付金、助成金、負担金、奨励金、利子補給等の名目で支出されていても、定義に該当するものであれば交付の対象となる。

よって、以下のようなものは適用の対象とならない。

ア 特定の事務又は事業の助成等を目的としないもの

(ア) 本市の事務又は事業に係る経費を負担するもの

本市の施設に対する工事負担金、市が加盟する団体等への会費、分担金等

(イ) 社会保障制度の一環として受給者の生活維持を図る目的で交付されるもの

歳出科目「第 20 節 扶助費」

(ウ) その他、特定の事務又は事業を助成し、育成し又は奨励する目的をもってなされるものでないもの

(エ) 見舞金、祝い金等

イ 本市の内部で支出されるもの

本市の一般会計から特別会計に対して支出されるもの(歳出科目「第 25 節 繰出金」)

ウ 金銭的給付でないもの

不動産の無償貸付、債務の減免等

エ 反対給付を伴うもの

委託料、貸付金等

オ 別に支出手続を定めた条例があるもの(条例第 3 条)

政務調査費

② 京都市補助金等の交付等に関する条例施行規則

補助金条例第 28 条（委任）に、この補助金条例の施行に関し必要な事項を定めるとして、京都市補助金等の交付等に関する条例施行規則（以下、「補助金施行規則」という。）が定められている。

補助金施行規則とは、条例を統一的に適用するための細則であるため、市全体の統一された規定にならなければならないが、次の事項を規定している。

ア 補助金等の交付状況の公表に関する事項

イ 交付申請書の記載事項

ウ 申請取下げの期限

エ 関係書類の保存期間

オ 身分証明書

③ 補助金等交付要綱等

補助金条例第 6 条第 2 項で、補助金等の交付に当たっては、あらかじめ補助金等ごとに次に掲げる事項を定めなければならないとしている。

ア 交付の目的

イ 補助事業等

ウ 補助金等の交付の対象者

エ 補助金等の額の算定方法

具体的には個別の補助金については、全て補助金等交付要綱（以下、「補助金要綱」という。）または個別の決裁等でその内容を定められている。

（２）補助金等の管理事務

① 予算成立まで

ア 事業所管課による予算要求

イ 予算編成

ウ 市会における審議、議決

② 補助金等の執行

補助金等の執行に係る一般的な事務の流れは次の通りである。

ア 交付目的等の決定

補助金条例第 6 条第 2 項に定める次の事項について、個別の補助金要綱や個別の決裁等で定める。

交付の目的、補助事業等、補助金等の交付の対象者、補助金等の額の算定方法

イ 交付申請

補助金の交付対象となる補助事業者が、申請書等を事業所管課に提出する。

ウ 交付申請に対する審査・交付決定

申請を受理した事業所管課は、補助事業の目的及び内容が適正であるか調査し、必要に応じて交付の条件を付したうえで補助金等の交付について決定する。

エ 補助事業の遂行

補助事業者は、法令や交付決定の内容、交付の条件等に従い事業を遂行する。

オ 実績報告

補助事業者は、事業の完了後、当該補助事業の実績を記載した報告書等を事業所管課に提出する。

カ 実績報告の審査・交付額の決定

補助事業者から実績報告を受けた事業所管課は、実績報告の内容が交付決定及び交付の条件に適合するかを審査し、適合すると認めた場合には交付額を決定し、補助事業者に通知する。

キ 交付決定額の支払

決定した金額を補助事業者に支払う。

(3) 補助金等に関する見直しへの取り組み

① 行財政改革・創造プラン

平成 20 年に策定された京都市の基本計画「京都未来まちづくりプラン」の「V. 行財政改革 創造プラン」の「推進項目 2 歳出構造の見直し」の「[1]徹底した事務事業の見直し」の中で、補助金等の見直しを掲げている。また、平成 23 年度からスタートしている京都市基本計画「はばたけ未来へ！京プラン」実施計画（改革編）のなかでも、補助金等の見直しを掲げている。特に、外郭団体のあり方の抜本的な見直しに取り組んでおり、その結果として、補助金等についての見直しが進められている。

② 事務事業評価

補助金条例第 7 条において、「補助金等の交付の有効性及び効率性を検証し、必要があると認めるときは、補助金等の新設、充実、統合、廃止その他の適正な措置を講じるものとする。」と規定して、補助金等の見直しの必要性を述べている。補助金等の見直しについては、補助金条例制定時の議会（平成 21 年 12 月 3 日の経済総務委員会）の質疑の中で、事務事業評価制度を活用するとしている。

この事務事業評価制度とは、事務事業に関する客観的なデータの把握や数値目標の設定、評価等を行うことによって、行政資源の配分、経営努力の目標設定（事務事業の目標達成、効率性の向上等）など具体的な改善、見直し等を行うための判断に資する情報を提供するために実施するものであり、事務事業の点検や事業改善への取組などに活用するものである。事務事業の全ての評価を実行している。

ただし、事務事業評価は単に補助金等だけを対象にしたものではないため、事務事業の内容が多岐にわたるものなどについては、評価結果から補助金等の交付状況等が読み取りにくくなっている。

③ 交付状況の公表

補助金条例第 8 条及び補助金施行規則第 2 条に基づき補助金等の交付状況を公表しているが、公表内容は、次の通りである。

ア 補助金等の名称

イ 交付の目的

ウ 交付額

エ 交付の対象となる補助事業等

オ 補助金等の交付対象者

カ 補助金等の交付予算額

キ 補助金等の額の算定方法

ク 根拠規定の名称

第3 包括外部監査の手法及び手続き

1. 監査実施上の補助金の考え方

一般的に、補助金とは、特定の事業、研究等を育成、助長するために地方公共団体が公益上必要と認めた場合に対価なくして支出するものと定義される。

国の補助金については、適正化法により、補助金の考え方についての基本的な部分が定められている。

地方公共団体についても、この趣旨は遵守すべきであり、地方自治法第 232 条の 2 において「地方公共団体はその公益上必要がある場合においては、寄付又は補助ができる」と規定されているように、公益上の必要性の有無が補助金等を交付する際に、大変重要となる。しかし、公益性とか必要性だけでは、その表現が抽象的であるため、様々な視点からの検証が必要となる。

2. 具体的な監査の要点

具体的な公益性、必要性を確認するための様々な視点とは、次に掲げる 7 つの監査の視点である。これらの監査視点については、個別補助金等の全部をチェックする時の「監査要点チェック表」で使用し、問題点を抽出した。

なお、これらの監査要点は既に公表されている他の自治体のものも参考にしている

(1) 合規性

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項において、包括外部監査は、「財務に関する事務の執行」及び「経営に係る財務事務の執行」に関する監査を対象としているため、「財務に関する事務の執行」に関する監査が重要となる。

具体的には、次のようなことが監査の要点になる。

- ① 補助金交付要綱等は補助金条例に適合しているか
- ② 補助金の申請、決定、交付等の手続は要綱等に定められた手順か
- ③ 必要な書類は徴収され、定められた審査、確認が行われ交付決定に至ったか
- ④ 必要な書類はすべて保存されているか
- ⑤ 補助金の交付決定に当たって、補助団体等に所定の通知は適切に送付しているか
- ⑥ 補助事業の実績報告書は交付要綱、交付申請書と整合しているか
- ⑦ 実績報告書の提出時期について著しい不合理はないか
- ⑧ 補助金の対象となる経費の範囲、補助割合、上限は定められているか
- ⑨ 補助金等が補助金の対象となる経費以外に使用されていないか

(2) 正当性

正当性とは、地方自治法第 232 条の 2 (公益性) に適合しているかどうかということである。

具体的には、次のようなことが監査の要点になる。

- ① 補助金等の交付目的は補助金要綱等で明確に規定されているか
- ② その補助目的は公益に寄与するもので、正当なものか
- ③ 交付金、負担金等の他の手段ではなく、補助金としての交付が適当か

(3) 必要性

必要性とは、公益上の必要性があり、市民にとって役に立つものであるかどうかということである。

具体的には、次のようなことが監査の要点になる。

- ① 補助対象事業の内容は交付要綱等で明確に規定されているか
- ② 目標値の設定や経過年数を確認し、補助目的が既に達成されていないか
- ③ 補助するにあたっての当初の前提条件が変化していないか
- ④ 同じ目的の補助金や、補助対象が類似している補助金は他にないか
- ⑤ 国・府の基準以上の上乗せをする場合、それは市の政策に一致しているか

(4) 緊要性

緊要性とは、市の重点施策等に合致していたかどうかということである。

具体的には、次のようなことが監査の要点になる。

- ① 市の政策上、その補助金に緊要性はあるか

(5) 有効性

有効性とは、補助金の目的設定に対して、いかに成果があったかどうかということである。

具体的には、次のようなことが監査の要点になる。

- ① 補助金交付によって達成されるべき成果目標が明確に定められているか
- ② 補助金等を支出することの効果測定・検証を行っているか
- ③ 補助金の成果の達成度を分析する事務事業評価がされているか
- ④ 補助金交付団体への指導、監督の有無を確認したか

(6) 効率性

効率性とは、地方自治法第2条第14項では「地方公共団体は、その事務を処理するにあたっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」とされているように、最少の経費で最大の効果を挙げるようにすることをいう。

具体的には、次のようなことが監査の要点になる。

- ① 補助金の算定基準は交付要綱等で明確に定められているか
- ② 算定基準は妥当であるか
- ③ 少額の補助金について、補助効果は期待でき、補助金を交付する意味はあるか
- ④ 補助割合の低い補助金等についても、その効果はあるか
- ⑤ 補助を受けた団体が他の団体または個人に再補助をしていないか
- ⑥ 交付団体の収支または繰越金からみて、自立可能な団体ではないか

(7) 公平性

公平性とは、補助金等が特定の者に限定されず、市民に広く機会があるかということである。

具体的には、次のようなことが監査の要点になる。

- ① 交付先は公平に決められているか
- ② 市と交付先団体との人的関係は適切か
- ③ いつまでに目標を達成したいか、補助金の終了予定はあるか

3. 主な監査手続き

(1) 概況の把握

平成 22 年度「補助金等交付状況一覧」の平成 23 年度予算欄に掲載されている 476 件の補助金等及び補正予算で追加された補助金等の全てについて、調査票の実施をし、本市補助金等の定量的、定性的な評価を試みた。調査票は次の通りである。

なお、調査票は、既に公表されている他の自治体のものも、参考に作成している。

この調査票（アンケート）については、平成 23 年度の全ての補助金の全てについて回収したため、各補助金 2 枚ずつ、900 枚以上の膨大な資料となった。

補助金の開始年度別を見ると、一番古いもので昭和 27 年から開始しており、平成 4 年以前の 20 年続いているものも 101 件あり、全体の 20%以上あった。

金額別に見てみると、最高額 39 億円超から最低額 8 千円までのもの（決算額 0 円のもの除く）があった。特に、100 千円未満の補助金が 18 件あり、500 千円未満の補助金となると、全体の 4 分の 1 近くの 120 件あった。

3 年間同額交付されている補助金で 96 件と全体の 20%になり、定額として算定基準の変化のないものは 70 件となっていた。

経費の性質としては、事業補助が最も多く 313 件あり、イベント等事業補助団体運営費補助（52 件）、施設整備事業補助（41 件）、施設運営費補助（23 件）、利子補給（10 件）と続き、残りはその他に区分することができる。

平成23年度 京都市 補助金等調査票（その1）

1. 補助金等の基本情報

① 補助金等の名称		(NO.)	(監査人使用欄)	
		(名称)		
		款	項	目
② 予算項目	名称			
	コード			
③ 所管	名称	所管局区役所	所属	
	コード			
④ 補助金の目的				
⑤ 交付対象事業の概要				
⑥ 補助金の形態 ☐ 公営型補助金 ☐ その他の補助金(特別査定型他)				
⑦ 補助金の分類 ☐ 団体運営費補助 ☐ 施設運営費補助 ☐ 施設整備事業補助 ☐ イベント等補助 ☐ 利子補助 ☐ 事業費補助 ☐ その他(個人に対する補助等)				
⑧ 補助金の期間 (補助開始年度) (補助終了年度)				
☐ 単年度 ☐ 7年以上8年以下 ☐ 8年以上10年以下 ☐ 11年以上20年以下 ☐ 21年以上				
(終期の定め) ☐ 有 ☐ 無				
⑨ 根拠法令等 ☐ 法令 ☐ 条例・規則 ☐ 要綱 ☐ その他 ☐ 無 (制定年月) 他				
(主な根拠法令等の名称) 他 件				
⑩ 過去の見直し状況				
☐ 有 ☐ 無		年度	内容	
		年度	内容	
		年度	内容	
⑪ 事務事業評価 (H24. 2 公表分)				
☐ 有 ☐ 無				
(有の場合) NO.				
(事務事業名)				

2. 補助金等の内容

① 補助金算出根拠		☐ 有 ☐ 無			
② 補助の算出根拠 (算出根拠が有の場合)		☐ 補助率を定め補助 (☐ 1/2以下 ☐ 1/2超 ☐ 100%) ☐ 単価を定め補助 (円(平成23年度単価) × (数)) ☐ 定額補助 ☐ その他 () 上限の定め ☐ 有 ☐ 無 (上限内容)			
③ 補助金事業実施義務		☐ 義務的なもの ☐ 任意的なもの			
④ 実績報告の確認方法		☐ 決算書 ☐ 帳簿 ☐ 領収証 ☐ 聞き取り ☐ 現地調査 ☐ その他 (その他の内容)			
⑤ 補助金の構成等		☐ 市単独 ☐ 市単独以外 (国・府基準以上の上乗せ ☐ 有 ☐ 無)			
⑥ 補助金等の金額推移		平成21年決算額	平成22年決算額	平成23年見込額	平成24年予算額
補助金交付額 (財源内訳)		千円	千円	千円	千円
国		千円	千円	千円	千円
府		千円	千円	千円	千円
その他		千円	千円	千円	千円
一般財源		千円	千円	千円	千円
対象事業費(*)		千円	千円	千円	千円
補助割合		#DIV/0! %	#DIV/0! %	#DIV/0! %	#DIV/0! %
⑦ 補助金の交付先数		☐ 単独 ☐ 複数			
⑧ 交付先情報 (交付先が単独の場合)		☐ 公営法人 ☐ 団体 ☐ 企業 ☐ 個人 ☐ その他 (名称)			
⑨ 交付件数 (交付先が複数の場合)		平成21年実績	平成22年実績	平成23年実績	平成24年予定
		件	件	件	件

※: 交付先が多数の場合、省略可

平成23年度 京都市 補助金等調査票（その2）

3. 補助金等に関する質問

質問内容	質問内容に対する所管課の考え方、理由等	監査人 使用欄
① 既に補助目的が達成された事業ではないですか		
② 交付先は適正、公平に決定されているとする理由は何ですか		
③ 補助金を交付することにより、具体的にどのような効果がありますか		
④ 委託や直接執行など他の手法ではなく、補助金の交付によることが適当ですか		
⑤ 補助金等の効果を測定するため、どのような成果指標を使用していますか		
⑥ 交付額（平成23年度決算額）が50万円以下の補助金について、効果はあがっていますか		
⑦ 交付先は再補助を行っていませんか		
⑧ 団体運営費補助の交付先は、繰越金の有無などの財務状況からみて、既に自立が可能な団体ではないですか		
⑨ 目的や対象などが類似している補助金は他にないですか		
⑩ 交付先団体との人的な関係（事務作業を所管課が行なう、派遣がある、元市職員がいる、その他）はありますか		
⑪ 実績報告において、補助対象経費と補助対象外経費の明示はされていますか		
⑫ 今後、この補助金事業について、拡大、継続、縮小、廃止等について考えていますか		

* 該当がない場合、「該当なし」と記入してください

(2) 監査の対象となる補助金等の抽出

全ての補助金等について、調査票、要綱、申請書類等を参考にして、具体的な監査要点による下記の「監査要点チェック表」で検討をした。

その結果、見直すべき課題があったものを、監査対象として任意に抽出した。

ただし、次の財政援助団体については、本年度の本市監査委員の財政援助団体監査を予定していたため、監査対象の抽出から除いた。

財政援助団体

- ① (福) 京都社会福祉協会
- ② 公益社団法人京都市観光協会
- ③ 京都市民生児童委員連盟

(3) 抽出した補助金等のチェック

抽出した 132 件の補助金等ごとに、申請書類、実績報告書及び決算書等の書類を確認し、各所管課に関連資料の閲覧及び質問（ヒアリング）を順次実施した。

(4) 監査結果

① 個別の補助金等の監査結果

質問等を実施した結果、「指摘事項」、「意見」及び「参考」を述べた。

② 総括的な視点からの監査結果

- ① の結果を受けて、「指摘事項」及び「意見」を述べた。

監査要点（調査票、要綱等でのチェック）

No.		補助金名		分類	
所管課		交付先		金額（H23年）	千円

		アンケート	評価
1 正当性	補助金等の交付目的は交付要綱等で明確に規定されているか その補助目的は公益に寄与するもので、正当なものか 他の手段（交付金、委託料等）ではなく、補助金としての交付が適当か	3-④	1-④
2 必要性	補助対象事業の内容は交付要綱等で明確に規定されているか 目標値の確認や経過年数を確認し、補助目的が既に達成されていないか 補助するにあたって当初の前提条件が変化していないか 同じ目的の補助金や、補助対象が類似している補助金がないか 国・府の基準以上の上乗せをする場合、それは市の政策目的に一致しているか	3-① 3-⑨	1-⑤ 1-⑧ 2-⑤
3 緊要性	市の政策上、その補助金に緊急性はあるか		
4 有効性	補助金交付によって達成されるべき成果指標が明確に定められているか 補助金等を支出することでの効果測定・検証を行っているか 補助金の成果の達成度を分析する事務事業評価がされているか 補助金交付団体への指導、監督の有無を確認したか	3-⑤ 3-③	1-⑪
5 効率性	補助金の算定基準は交付要綱等で明確に定められているか 算定基準（積算根拠）は妥当か 低額の補助金について、補助効果は期待でき、補助金を支給する意味はあるか 補助割合の低い補助金等についても、その効果はあるか 補助を受けた団体が他の団体または個人に歳補助をしていないか 交付団体の収支または繰越金からみて、自立可能な団体ではないか	3-⑥ 3-⑦ 3-⑧	2-② 2-②
6 公平性	交付先は公平に決められているか 市と交付先団体との人的関係は適切か いつまでに目標を達成したいか（補助金の終了予定はあるか）	3-② 3-⑩ 3-⑫	1-⑧
7 合规性	補助金交付要綱等は、補助金交付条例に適合しているか 補助金の申請、決定、交付等の手続は要綱等に定められた手順か 必要な書類は徴収され、定められた審査、確認が行われ交付決定に至ったか 必要な書類はすべて保存されているか 補助金の交付決定に当たって、補助団体等に所定の通知は適切に送付しているか 補助事業の実績報告書は交付要綱、交付申請書と整合しているか 実績報告書の提出時期について著しい不合理はないか 補助金の対象となる経費の範囲、補助金割合、上限は要綱等で定められているか 補助金等が補助金の対象となる経費以外に使用されていないか	3-⑪	2-②

評価	正当性	必要性	緊要性	有効性	効率性	公平性	合规性
監査の結果							

評価欄について、各視点から見直すべき課題がある場合、各視点に * をつけて下さい
監査の結果について、* についての意見・指摘事項を具体的に記入して下さい

第4 監査結果

1. 監査結果の概要

(1) 監査結果の種類

① 各補助金等に対する監査結果

監査の結果、共通している問題点を項目別にまとめ、それぞれの補助金等について、「指摘事項」若しくは「意見」を述べた。

また、個別の補助金ごとの対応ではなく、全市的な対応が求められる場合に、このような補助金等について、「参考」を述べた。

ア 指摘事項について

「指摘事項」とは、今後本市において何らかの措置が必要であると認められる事項である。主に、合规性に関すること（法令、条例、要綱等に抵触する事項）となるが一部社会通念上著しく適切性を欠いていると判断される場合には、効率性、有効性等の観点からの結論も含まれる。

イ 意見について

「意見」とは、指摘事項には該当しないが、効率性、有効性等の観点から、施設や事務事業の運営の合理化のために包括外部監査人として改善、見直しを要望するものであり、本市がこの意見を受けて何らかの対応をすることを期待するものである。

ウ 参考について

「参考」とは、各補助金に対する監査結果ではあるが、その結果に全市的な対応が求められる場合には、個々の各補助金だけではなく複数の補助金に亘り判断できないため、総括的な視点からの監査結果に従った処理が必要となる。このように、共通した対応をしなければならないものをいう。

② 総括的な視点からの監査結果

- ① 結果を受けて、全市的な視点により本市が補助金等に関する行政を進めるうえで参考にしてほしい「指摘事項」若しくは「意見」を述べた。

ア 指摘事項について

「指摘事項」とは、今後本市において何らかの措置が必要であると認められる事項である。

イ 意見について

「意見」とは、包括外部監査人として改善、見直しを要望するものであり、本市がこの意見を受けて何らかの対応をすることを期待するものである。

(2) 監査対象の補助金等

今回の外部監査で対象にした補助金等は、次に一覧表で示した。

- ① 補助金等の「No.」は平成 22 年度決算の「補助金等の交付状況一覧」の公表番号での表示に統一した。また、平成 23 年度補正予算等で追加計上された補助金等については、追加で No.601 から No.617 までの番号を付した。本報告の中での番号は、すべてこの番号で表現している。

なお、補助金等の No.は、整理番号によるため、欠番がある。

- ② 対象の補助金等の数は、平成 22 年度決算の「補助金等の交付状況一覧」の平成 23 年予算額欄に計上された補助金等 459 件と平成 23 年度補正予算等で追加計上された補助金等 17 件の合計 476 件である。

- ③ 平成 22 年度「補助金等の交付状況一覧」の予算金額（17,746,193 千円）及び「平成 23 年度補正予算等による追加リスト」の予算金額（55,280 千円）の合計額が平成 23 年予算額であり、平成 23 年度決算額は、平成 23 年度「補助金等の交付状況一覧」の決算額及び「調査票」による金額の合計額（16,939,707 千円）である。

- ④ 摘要欄の「監査結果」については、今回の包括外部監査で、監査結果を述べた本報告のページ数を記している。

平成23年度予算計上された補助金等

(単位：千円)

No	名 称	所管局 区役所	所 属	23予算額	23決算額	監査結果	備 考
1	財団法人京都市環境 事業協会運営費補助 金	環境政 策局	環境総務 課	46,000	40,939	P94 P101	
2	京都市住宅用太陽光 発電システム設置助 成金	環境政 策局	地球温暖 化対策室	203,955	275,490		
3	京都市事業者省エネ 設備整備事業補助金	環境政 策局	地球温暖 化対策室	9,000	11,258		
4	京都市地域グリーン ニューディール基金 活用事業者省エネ設 備整備事業補助金	環境政 策局	地球温暖 化対策室	6,000	5,439		
6	エコ学区推進協議会 運営助成金	環境政 策局	地球温暖 化対策室	4,200	2,204		
7	京都市浄化槽補助金	環境政 策局	環境指導 課	14,612	8,110		
8	京都市微量PCB汚染 廃電気機器等把握支 援事業補助金	環境政 策局	事業系廃 棄物対策 室	4,575	2,973		
9	京都市ごみ減量推進 会議補助金	環境政 策局	循環企画 課	39,300	38,132		
10	京（みやこ）の環境 みらい創生事業補助 金	環境政 策局	循環企画 課	27,500	21,800		
11	リユース食器の利用 促進助成金	環境政 策局	循環企画 課	5,500	3,312		
12	コミュニティ回収制 度助成金	環境政 策局	まち美化 推進課	29,715	28,722		
13	使用済てんぷら油回 収事業助成金	環境政 策局	まち美化 推進課	4,638	3,777		
14	電動式生ごみ処理機 購入助成金	環境政 策局	まち美化 推進課	14,850	6,001		
15	生ごみコンポスト容 器購入助成金	環境政 策局	まち美化 推進課	200	109		
16	生ごみ・落ち葉等堆 肥化活動助成金	環境政 策局	まち美化 推進課	1,500	1,470		
17	京都市東温水プール 運営事業補助金	環境政 策局	施設管理 課	28,337	26,151		
18	京都市北部クリーン センター関連施設 プール運営事業補助 金	環境政 策局	施設管理 課	12,781	10,762		
19	京都市低公害車普及 モデル事業助成金	環境政 策局	環境管理 課	928	118		
20	京都市電気自動車等 導入促進対策補助金	環境政 策局	環境管理 課	4,500	3,305		
21	京都市立芸術大学芸 術教育振興事業補助 金	行財政 局	芸術大学 事務局整 備改革推 進室	9,900	9,129		
22	京都市立芸術大学奨 学交付金	行財政 局	芸術大学 事務局整 備改革推 進室	593	418		

No	名 称	所管局 区役所	所 属	23予算額	23決算額	監査結果	備 考
25	京都市京都学生祭典補助金	総合企画局	市民協働政策推進室	5,500	5,500		
26	京都市外国人留学生交流等促進事業補助金	総合企画局	国際化推進室	1,834	1,834		
27	京都市外国人留学生国民健康保険料補助事業補助金	総合企画局	国際化推進室	16,000	7,279	P65	
28	日本国際連合協会京都本部事業補助金	総合企画局	国際化推進室	210	210		
29	京都市姉妹都市交流推進事業補助金	総合企画局	国際化推進室	300	-	P56	
30	京都市無線システム普及支援事業費等補助金	総合企画局	情報化推進室	134,000	123,256		
33	京都市民間緊急一時保護施設補助金	文化市民局	男女共同参画推進課	2,050	1,800		
34	公益財団法人京都市男女共同参画推進協会補助金	文化市民局	男女共同参画推進課	6,536	6,536	P85 P124	
35	京都市配偶者等からの暴力被害者緊急一時避難支援事業費補助金	文化市民局	男女共同参画推進課	800	113		
36	財団法人京都市ユースサービス協会補助金	文化市民局	勤労福祉青少年課	13,696	13,696		
37	京都市保護司連絡協議会補助金	文化市民局	勤労福祉青少年課	500	500		
38	労働事業補助金	文化市民局	勤労福祉青少年課	1,020	1,020		
39	施設賃借料助成金	文化市民局	地域づくり推進課	1,020	1,020		
40	管理運営奨励金	文化市民局	地域づくり推進課	2,040	2,040		
41	京都市災害ボランティアセンター補助金	文化市民局	地域づくり推進課	2,000	2,000		
42	京都市集会所新築等補助金	文化市民局	地域づくり推進課	8,000	9,014		
43	サルによる生活環境被害防止に係る自主防除活動事業補助金	文化市民局	地域づくり推進課	650	647		
44	京都市内周辺地域における認可地縁団体等乗合バス運行補助金	文化市民局	地域づくり推進課	1,000	1,000		
45	京北地域活性化支援事業助成金	文化市民局	地域づくり推進課	7,000	7,000	P102	

No	名 称	所管局 区役所	所 属	23予算額	23決算額	監査結果	備 考
46	京都災害ボランティア支援センター補助金	文化市民局	地域づくり推進課	3,000	2,750		
47	京都市地域交通安全運動事業補助金	文化市民局	くらし安全推進課	9,849	9,643		
49	地域安全活動事業補助金	文化市民局	くらし安全推進課	1,500	1,500		
50	学生防犯活動事業補助金	文化市民局	くらし安全推進課	245	443		
51	防犯カメラ設置促進モデル事業補助金 (仮称)	文化市民局	くらし安全推進課	1,600	1,634		
52	民間緊急一時保護施設における犯罪被害者等支援活動事業補助金	文化市民局	くらし安全推進課	320	-	P56	
53	京都市人権啓発活動補助金	文化市民局	人権文化推進課	15,000	6,813		
54	憲法と人権を考える集い負担金	文化市民局	人権文化推進課	200	200		
55	人権擁護事業に対する助成金	文化市民局	人権文化推進課	600	600		
56	財団法人世界人権問題研究センター運営補助金	文化市民局	人権文化推進課	30,911	30,911		
57	財団法人京都市立浴場運営財団補助金	文化市民局	人権文化推進課	26,084	22,633	P106 P109	
58	無浴場地区入浴助成	文化市民局	人権文化推進課	562	914		
59	旧地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律第2条第1項に規定する対象地域周辺民間浴場に対する助成金	文化市民局	人権文化推進課	374	-	P57	
60	消費者訴訟団体設立補助金	文化市民局	消費生活総合センター	100	-	P57	
61	京都薪能負担金	文化市民局	文化芸術企画課	1,000	1,000		
62	国際交流講座負担金	文化市民局	文化芸術企画課	194	194		
63	上方ルネッサンス楽劇の祭典補助金	文化市民局	文化芸術企画課	275	275		
64	京都市芸術文化協会交付金	文化市民局	文化芸術企画課	35,385	25,702	P96	
65	芸術文化特別奨励制度交付金	文化市民局	文化芸術企画課	6,000	6,000		
66	京都市交響楽団運営補助金	文化市民局	文化芸術企画課	649,492	623,662	P96 P113	

No	名 称	所管局 区役所	所 属	23予算額	23決算額	監査結果	備 考
69	円山コンサート開催 補助金	文化市 民局	文化芸術 企画課	7,350	7,048		
71	若手芸術家等の居 住・制作・発表の場 づくり事業補助金	文化市 民局	文化芸術 企画課	4,500	4,500		
72	文化財保護事業補助 金	文化市 民局	文化財保 護課	44,000	48,168		
73	祇園祭山鉾巡行に対 する補助金	文化市 民局	文化財保 護課	21,400	21,400	P79	
74	祇園祭山鉾修理事業 補助金	文化市 民局	文化財保 護課	5,372	5,372		
75	祇園祭山鉾染織品等 新調事業補助金	文化市 民局	文化財保 護課	15,000	15,000		
76	大文字五山送り火点 火執行に対する補助 金	文化市 民局	文化財保 護課	9,300	9,300	P79	
77	大文字五山送り火施 設整備事業補助金	文化市 民局	文化財保 護課	6,600	6,600		
78	社寺等屋根工事技能 者養成研修助成金	文化市 民局	文化財保 護課	1,000	1,000		
79	京都市文化観光資源 保護財団助成金	文化市 民局	文化財保 護課	93,490	93,490	P133	
80	財団法人京都市体育 協会運営事業補助	文化市 民局	スポーツ 企画課	26,474	26,474	P86	
81	全国都道府県対抗女 子駅伝競走大会	文化市 民局	スポーツ 企画課	5,000	5,000	P116	
82	国体夏季・秋季・冬 季大会選手権派遣	文化市 民局	スポーツ 企画課	900	500		
83	京都府民総合体育大 会選手派遣	文化市 民局	スポーツ 振興課	482	482	P86 P116	
84	京都市体育振興会連 合会事業補助	文化市 民局	スポーツ 振興課	18,587	18,587		
85	京都市地域経済活性 化等支援事業補助金	産業観 光局	産業政策 課	5,000	5,000	P78	
86	商店街等環境整備事 業補助金	産業観 光局	商業振興 課	41,000	29,335		
87	商店街等競争力強化 事業補助金	産業観 光局	商業振興 課	8,000	7,045		
88	京都市貿易振興事業 補助金	産業観 光局	商業振興 課	100	100		
89	京都市中小小売商業 団体連合体補助金	産業観 光局	商業振興 課	4,713	4,713	P103	
90	商店街街路灯電力料 補助金	産業観 光局	商業振興 課	5,944	6,219		
91	商業グループ活性化 支援事業補助金	産業観 光局	商業振興 課	5,000	4,417		
92	商店街街路灯LED 化推進事業補助金	産業観 光局	商業振興 課	10,000	9,889		
93	京都市商店街・小売 市場統一セール魅力 向上事業補助金	産業観 光局	商業振興 課	10,000	7,869		
94	伝統産業展示会等事 業補助金	産業観 光局	伝統産業 課	17,710	11,735	P53	

No	名 称	所管局 区役所	所 属	23予算額	23決算額	監査結果	備 考
95	京ものきらめきチャレンジ事業補助金	産業観光局	伝統産業課	8,000	8,000		
96	ファッション推進事業補助金	産業観光局	伝統産業課	220	110		
97	伝統産業技術後継者育成制度に基づく育成資金	産業観光局	伝統産業課	6,000	5,798		
98	伝統産業道具類等確保事業	産業観光局	伝統産業課	1,000	1,000		
99	京都市中央市場衛生自治会補助金	産業観光局	中央卸売市場第一市場	40,000	40,000	P50 P118	
100	京都市中央卸売市場交通自治会補助金	産業観光局	中央卸売市場第一市場	800	800		
102	京都市と畜場補助金	産業観光局	中央卸売市場第二市場	89,000	89,000	P125	
103	京都市中央卸売市場第二市場集荷対策補助金	産業観光局	中央卸売市場第二市場	20,000	16,887		
104	京北商工会事業助成金	産業観光局	産業振興室	4,800	4,800		
105	異業種交流等連携支援事業補助金	産業観光局	産業振興室	1,100	1,100		
106	地域プラットフォーム事業補助金	産業観光局	産業振興室	47,253	47,253		
107	ベンチャー企業育成支援（VIL）補助金	産業観光局	産業振興室	388	189		
108	未来創造型企業支援プロジェクト補助金	産業観光局	産業振興室	22,840	22,840		
110	中小企業経営支援事業補助金	産業観光局	産業振興室	15,914	12,349		
111	中小企業パワーアッププロジェクト補助金	産業観光局	産業振興室	48,904	44,480		
114	京都市企業立地促進助成制度補助金	産業観光局	産業振興室	279,974	198,762		
115	京都市新事業創出型事業施設活用推進補助金	産業観光局	産業振興室	40,448	31,634		
116	ベンチャー企業等ステップアップ支援事業補助金	産業観光局	産業振興室	2,500	540		
117	財団法人京都高度技術研究所助成	産業観光局	産業振興室	131,173	141,551	P98	
118	中小・ベンチャー企業成長戦略支援事業（市内中小企業のIT化）補助金	産業観光局	産業振興室	3,036	3,036		
119	中小・ベンチャー企業成長戦略支援事業（市内IT企業の振興）補助金	産業観光局	産業振興室	9,484	9,484		

No	名 称	所管局 区役所	所 属	23予算額	23決算額	監査結果	備 考
120	中小・ベンチャー企業成長戦略支援事業（産業力の融合推進委員会の発足）補助金	産業観光局	産業振興室	4,520	4,520		
122	知的クラスター創成事業（第Ⅱ期）補助金	産業観光局	産業振興室	41,500	41,500		
123	京都発革新的医療技術研究開発助成金	産業観光局	産業振興室	16,500	16,368		
124	被災企業支援サポーター事業補助金	産業観光局	産業振興室	1,500	3,559		決算額125と合算
125	被災企業支援サポーター事業被災企業支援協力補助金	産業観光局	産業振興室	5,000	-	P61	決算額124に合算
126	緊急震災対策フルサポート事業補助金	産業観光局	産業振興室	23,500	6,112		
127	漆科学研究助成金	産業観光局	産業技術研究所	1,150	1,150		
128	保勝会事業補助金	産業観光局	観光企画課	2,311	2,311		
129	オール京都の観光振興体制づくり推進事業補助金	産業観光局	観光企画課	11,260	14,260		
130	ニューツーリズム創出事業補助金	産業観光局	観光企画課	1,755	1,590		
131	京料理展示大会に係る補助金	産業観光局	観光振興課	140	140		
132	伝統伎芸保存・継承事業に対する補助金	産業観光局	観光振興課	2,000	2,000		
133	葵祭行列執行補助金	産業観光局	観光振興課	5,700	5,700		
134	時代祭行列執行補助金	産業観光局	観光振興課	5,700	6,200		
135	財団法人京都文化交流コンベンションビューロー補助金	産業観光局	観光振興課	30,974	29,896		
136	大規模国際会議誘致助成金	産業観光局	観光振興課	8,500	4,500		
137	京都市水田農業総合振興事業費補助金（環境保全型農場づくり事業）	産業観光局	農政企画課	3,000	3,000		
138	京都市水田農業総合振興事業費補助金（機械施設整備事業）	産業観光局	農政企画課	460	460		
139	京都市就農研修資金償還助成金	産業観光局	農政企画課	2,160	2,160		
140	有害鳥獣防除施設設置事業補助金	産業観光局	農政企画課	11,934	8,000		
141	中山間地域等直接支払交付金	産業観光局	農政企画課	22,643	22,611	P110	
142	スーパーL利子補給金	産業観光局	農政企画課	1,596	764		

No	名 称	所管局 区役所	所 属	23予算額	23決算額	監査結果	備 考
144	きょうと京北ふるさと公社運営補助金	産業観光局	農政企画課	16,135	16,135	P97 P111	
145	北部農林業地域振興対策	産業観光局	農政企画課	1,000	1,000		
146	生産緑地振興対策事業補助金	産業観光局	農業振興整備課	4,000	3,961		
147	農業振興対策事業（パイプハウス及びペレットヒーター導入整備事業）補助金	産業観光局	農業振興整備課	12,000	12,000		
149	京都市鶏病自衛防疫補助金	産業観光局	農業振興整備課	24	8	P68	
150	京都市鶏卵価格安定対策補助金	産業観光局	農業振興整備課	200	47		
151	河川種苗放流事業補助金	産業観光局	農業振興整備課	13,876	12,231		
152	水産資源保全啓発事業補助金	産業観光局	農業振興整備課	500	500		
153	畜産環境改善対策事業補助金	産業観光局	農業振興整備課	638	628		
154	農業基盤整備事業補助金	産業観光局	農業振興整備課	51,064	51,047		
155	農業用里道水路管理対策事業補助金	産業観光局	農業振興整備課	9,636	4,940		
156	大原観光農村育成事業補助金	産業観光局	農業振興整備課	20,688	16,111		
157	農地・水・環境保全向上対策交付金	産業観光局	農業振興整備課	6,546	10,814		
159	越畑「棚田の里」整備事業補助金	産業観光局	農業振興整備課	152,430	128,400		
160	農業用水路に治水機能を付加した雨に強いまちづくり推進事業	産業観光局	農業振興整備課	25,000	24,998		
161	森林総合整備事業補助金	産業観光局	林業振興課	89,423	79,381		
162	緑の公共事業補助金	産業観光局	林業振興課	549	523		
163	緑の担い手育成事業補助金	産業観光局	林業振興課	5,796	4,744		
164	京都市京北林業振興展補助金	産業観光局	林業振興課	300	300		
165	林業後継者活動活性化対策事業補助金	産業観光局	林業振興課	300	150		
166	京都市林業労働者共済事業補助金	産業観光局	林業振興課	6,860	5,872		
167	林道改善事業補助金	産業観光局	林業振興課	210	-	P57	
168	林道等整備事業補助金	産業観光局	林業振興課	-	19,800		繰越 明許費
169	森林整備地域活動支援交付金	産業観光局	林業振興課	49,000	47,520		
170	京の山杣人工房事業モデル工房補助金	産業観光局	林業振興課	1,500	1,500		
171	京都市内産木材供給事業補助金	産業観光局	林業振興課	5,000	4,541		
172	伝統文化の森推進事業補助金	産業観光局	林業振興課	930	930		

No	名 称	所管局 区役所	所 属	23予算額	23決算額	監査結果	備 考
173	京都市内産表示材供給推進事業補助金	産業観光局	林業振興課	600	600		
174	森林バイオマス活用推進事業補助金	産業観光局	林業振興課	24,000	4,000		
175	木質資源利用推進事業助成金	産業観光局	林業振興課	5,000	2,000		
176	森の力活性・利用対策補助金	産業観光局	林業振興課	56,900	52,893		
177	木質ペレットストーブ等普及促進事業補助金	産業観光局	林業振興課	19,000	21,617		
178	被災地仮設住宅用丸太杭供給促進事業助成金	産業観光局	林業振興課	10,000	5,564		
180	京都市森林文化協会運営補助金	産業観光局	林業振興課	19,658	19,658		
181	農林業災害復旧事業補助金	産業観光局	林業振興課	5,262	3,448		
182	みやこユニバーサル上映補助金	保健福祉局	保健福祉総務課	1,590	1,002		
183	京都市民間社会福祉施設耐震診断助成補助金	保健福祉局	保健福祉総務課	12,000	4,025		
184	障害者就労訓練設備等整備費補助金	保健福祉局	障害保健福祉課	58,500	-	P61	
185	民間社会福祉施設施設整備利子補給金（障害施設）	保健福祉局	障害保健福祉課	5,922	5,445		
186	京都社会問題研究会事業に係る補助金	保健福祉局	障害保健福祉課	428	428		
187	第49回近畿視覚障害者グランドソフトボール大会	保健福祉局	障害保健福祉課	200	200		
188	第28回近畿手話通訳問題研究集会	保健福祉局	障害保健福祉課	100	100		
189	第16回世界ろう者会議京都代表派遣	保健福祉局	障害保健福祉課	100	100		
195	社会福祉法人京都国際社会福祉センター運営補助金	保健福祉局	障害保健福祉課	1,878	1,856		
196	健康管理対策費	保健福祉局	障害保健福祉課	3,850	2,341	P82	
197	かしの木学園再整備に関する整備費等補助金	保健福祉局	障害保健福祉課	119,700	119,630		
198	白川学園耐震化等整備事業	保健福祉局	障害保健福祉課	21,500	21,134		
199	洛西寮スプリングラー設置事業	保健福祉局	障害保健福祉課	8,100	6,598		
200	醍醐和光寮再整備に関する整備補助金	保健福祉局	障害保健福祉課	13,700	13,700		
201	心身障害児福祉事業補助金	保健福祉局	障害保健福祉課	1,150	1,150		
202	生活訓練事業補助金	保健福祉局	障害保健福祉課	1,076	1,071		

No	名 称	所管局 区役所	所 属	23予算額	23決算額	監査結果	備 考
203	心身障害児者歯科円滑診療費補助金	保健福祉局	障害保健福祉課	200	200	P81	
204	在宅心身障害児（者）グループ訓練事業補助金	保健福祉局	障害保健福祉課	4,389	4,389		
205	心臓障害児等母子通園療育事業補助金	保健福祉局	障害保健福祉課	2,304	2,304		
206	京都市心身障害児者レスパイトサービス補助金	保健福祉局	障害保健福祉課	11,733	11,711		
207	盲人ホーム運営費補助金	保健福祉局	障害保健福祉課	7,946	7,893		
208	就労支援等新体系移行支援事業等補助金	保健福祉局	障害保健福祉課	49,500	64,719		
209	京都市障害者福祉ホーム運営費補助金	保健福祉局	障害保健福祉課	13,265	11,616		
210	障害者雇用促進アドバイザー派遣等支援事業	保健福祉局	障害保健福祉課	6,000	5,700		
211	知的障害児（者）福祉研修大会補助金	保健福祉局	障害保健福祉課	1,000	1,000		
212	京都障害者スポーツ振興会運営補助金	保健福祉局	障害保健福祉課	7,500	7,500		
213	全国車いす駅伝競走大会補助金	保健福祉局	障害保健福祉課	16,500	16,500		
214	京都市全国障害者スポーツ大会団体競技チーム強化事業補助金	保健福祉局	障害保健福祉課	999	999	P66	
215	京都市全国車いす駅伝競走大会チーム強化事業補助金	保健福祉局	障害保健福祉課	334	334		
216	全京都障害者総合スポーツ大会事業補助金	保健福祉局	障害保健福祉課	1,720	1,720	P115	
217	吃音訓練事業補助金	保健福祉局	障害保健福祉課	200	200	P116	
218	京都ほっとはあとセンター運営補助金	保健福祉局	障害保健福祉課	17,300	17,300		
219	京都ライトハウス運営補助金交付	保健福祉局	障害保健福祉課	131,844	131,844	P117	
220	盲人三療指導所運営事業補助金	保健福祉局	障害保健福祉課	2,772	2,772		
221	盲人三療師技術指導事業補助金	保健福祉局	障害保健福祉課	2,380	2,380		
222	京都市社会福祉協議会運営補助金	保健福祉局	地域福祉課	376,806	376,806	P133	
223	近畿ブロック府県・指定都市民生委員・児童委員関係事業会議補助	保健福祉局	地域福祉課	2,000	2,000		
225	区ボランティアセンター事業費補助金	保健福祉局	地域福祉課	23,463	23,463		
226	京都社会福祉会館運営費補助金	保健福祉局	地域福祉課	2,700	2,700		
227	地域福祉権利擁護事業補助金	保健福祉局	地域福祉課	99,179	98,269		

No	名 称	所管局 区役所	所 属	23予算額	23決算額	監査結果	備 考
228	京（みやこ）・地域 福祉パイロット事業 助成	保健福 祉局	地域福祉 課	2,100	1,715		
231	戦傷病者援護事業補 助金	保健福 祉局	地域福祉 課	1,200	1,200		
232	被爆者援護事業補助 金	保健福 祉局	地域福祉 課	400	400		
233	沖縄戦による戦争犠 牲者援護事業補助金	保健福 祉局	地域福祉 課	240	240		
234	戦没者遺族援護事業 補助金	保健福 祉局	地域福祉 課	2,000	2,000	P54	
236	内職授産事業補助金	保健福 祉局	地域福祉 課	3,500	2,325		
237	中央保護所運営補助	保健福 祉局	地域福祉 課	7,400	4,169		
238	被保護世帯水洗便所 設置助成金	保健福 祉局	地域福祉 課	1,035	743		
239	ホームレス地域サ ポート支援事業	保健福 祉局	地域福祉 課	2,000	1,999		
240	要保護世帯向け長期 生活支援資金貸付事 業	保健福 祉局	地域福祉 課	6,840	2,900		
241	京都市民生児童委員 連盟補助金	保健福 祉局	地域福祉 課	11,150	11,150		
242	民生児童委員協議会 活動推進費	保健福 祉局	地域福祉 課	2,402	2,402		
243	はり・きゅう・マッ サージ施術費助成	保健福 祉局	保険年金 課	6,676	6,371	P66	
244	国民健康保険組合に 対する補助金	保健福 祉局	保険年金 課	18,000	18,000		
245	保育所施設整備補助 金	保健福 祉局	児童家庭 課	36,800	36,800		
246	改善委員会運営補助	保健福 祉局	児童家庭 課	82,369	81,063		
247	健康管理対策費	保健福 祉局	児童家庭 課	411	569	P82	
248	民間社会福祉施設整 備利子補給（児童施 設）	保健福 祉局	児童家庭 課	55,400	39,572		
249	児童福祉施設整備助 成	保健福 祉局	児童家庭 課	634,400	825,431		
250	交通遺児新入学児童 修学援助金	保健福 祉局	児童家庭 課	920	184		
252	近畿地区里親研修会	保健福 祉局	児童家庭 課	300	166		
253	京都市児童館学童連 盟事務局補助金	保健福 祉局	児童家庭 課	24,499	24,229	P134	
254	京都市地域学童クラ ブ事業補助金	保健福 祉局	児童家庭 課	28,040	26,936		
255	京都こども文化会館 運営補助金	保健福 祉局	児童家庭 課	28,839	28,785		
256	京都こども文化会館 府市共催事業補助金	保健福 祉局	児童家庭 課	400	400	P68	
257	京都こども文化会館 設備整備補助金	保健福 祉局	児童家庭 課	4,000	5,402		
258	桂坂野鳥遊園運営補 助金	保健福 祉局	児童家庭 課	3,590	3,590		

No	名 称	所管局 区役所	所 属	23予算額	23決算額	監査結果	備 考
259	障害のある児童のサ マーステイ事業補助 金	保健福 祉局	児童家庭 課	4,000	3,469		
260	母子寡婦福祉連合会 補助金	保健福 祉局	児童家庭 課	900	900		
261	自立支援教育訓練給 付金	保健福 祉局	児童家庭 課	1,015	255		
264	京都市児童福祉施設 入所児童等特別支援 事業補助金	保健福 祉局	児童家庭 課	3,450	7,917		
265	京都市児童施設育成 事業推進協議会補助 金	保健福 祉局	児童家庭 課	700	450		
267	子育てサロン等運営 アドバイザー派遣	保健福 祉局	児童家庭 課	1,200	1,200	P120	
269	民営保育所保育環境 改善事業	保健福 祉局	保育課	248,500	242,119		
270	八瀬野外保育セン ター施設改修事業	保健福 祉局	保育課	20,000	20,000		
271	社会福祉法人京都社 会福祉協会運営補助 金	保健福 祉局	保育課	6,071	6,071		
272	社会福祉法人日本保 育協会実施事業補助 金	保健福 祉局	保育課	2,000	2,000		
274	京都市民間保育園職 員給与等運用事業補 助金	保健福 祉局	保育課	3,993,802	3,989,411	P43	
275	健康管理対策費	保健福 祉局	保育課	13,030	9,849	P82	
276	京都市昼間里親施設 整備補助金	保健福 祉局	保育課	1,100	1,067		
278	京都市保育研究所事 業補助金	保健福 祉局	保育課	500	-		決算額 281に 合算
279	保育園連盟事業助成	保健福 祉局	保育課	19,011	17,683		
280	八瀬野外保育セン ター運営補助金	保健福 祉局	保育課	16,787	16,787	P119	
281	社団法人京都市保育 園連盟実施事業補助 金	保健福 祉局	保育課	6,800	7,300	P82	決算額 278と 合算
285	身体障害者手帳診断 事業補助金	保健福 祉局	リハビリ テーショ ンセン ター	1,680	1,680		
286	小規模特別養護老人 ホーム等整備助成	保健福 祉局	長寿福祉 課	1,061,100	655,500		決算額 294と 合算
287	認知症高齢者等グ ループホーム等スプ リンクラー設備等整 備助成	保健福 祉局	長寿福祉 課	19,000	21,568		
288	健康管理対策費	保健福 祉局	長寿福祉 課	5,877	5,785	P82	

No	名 称	所管局 区役所	所 属	23予算額	23決算額	監査結果	備 考
289	民間社会福祉施設施設整備利子補給金（高齢者施設）	保健福祉局	長寿福祉課	64,295	63,632		
290	特別養護老人ホーム整備助成	保健福祉局	長寿福祉課	1,286,000	1,227,600	P136	
293	（福）同和園先進的地域交流スペース整備助成	保健福祉局	長寿福祉課	30,000	30,000		
294	平成22年度開設準備経費整備助成	保健福祉局	長寿福祉課	10,800	-		決算額286に合算
295	軽費老人ホーム及びケアハウス利用料補助	保健福祉局	長寿福祉課	434,277	439,821	P90	
296	デイサービスセンター公施設施設保守管理費等補助金	保健福祉局	長寿福祉課	8,252	8,159		
297	公設老人短期入所施設補助金	保健福祉局	長寿福祉課	105	68		
298	老人クラブ補助金	保健福祉局	長寿福祉課	51,768	51,903		
299	老人クラブ連合会事業補助金	保健福祉局	長寿福祉課	8,021	8,017		
300	行政区老人クラブ連合会活動促進事業費補助金	保健福祉局	長寿福祉課	8,699	8,690		
301	老人クラブ連合会活動推進員設置補助金	保健福祉局	長寿福祉課	8,136	8,136		
302	高齢者相互支援推進・啓発事業費補助金	保健福祉局	長寿福祉課	2,750	2,750		
303	健康づくり事業補助金	保健福祉局	長寿福祉課	1,800	1,800		
304	老人クラブハウス助成金	保健福祉局	長寿福祉課	7,045	6,545		
305	シルバー人材センター事業補助金	保健福祉局	長寿福祉課	48,531	41,502	P110	
306	市民すこやかフェア開催運営補助金	保健福祉局	長寿福祉課	4,000	4,000		
307	高齢・障害外国籍市民福祉サービス利用サポート助成金	保健福祉局	長寿福祉課	1,120	1,120	P125	
308	虚弱高齢者等入浴支援モデル事業助成金	保健福祉局	長寿福祉課	572	296		
309	入浴サービス事業助成金	保健福祉局	長寿福祉課	8,066	7,730		
310	介護予防安心住まい推進事業補助金	保健福祉局	長寿福祉課	2,000	339		
311	介護保険制度研修等事業費補助金	保健福祉局	介護保険課	1,000	1,000	P78	
312	社会福祉法人による利用者負担軽減制度助成金	保健福祉局	介護保険課	7,267	3,322		
313	介護サービス山間地域提供協力金	保健福祉局	介護保険課	4,265	4,707		

No	名 称	所管局 区役所	所 属	23予算額	23決算額	監査結果	備 考
314	介護保険住宅改修支援費	保健福祉局	介護保険課	2,906	1,638		
316	京都歯科サービスセンター事業補助金	保健福祉局	保健医療課	30,000	30,000	P126	
317	がん管理評価事業補助金	保健福祉局	保健医療課	4,000	4,000		
318	健康教室事業補助金	保健福祉局	保健医療課	3,135	6,270	P127	
319	歯のひろば事業等実施補助金	保健福祉局	保健医療課	6,500	13,000	P120	
320	京都府歯科医師会歯科健診車運営事業補助金	保健福祉局	保健医療課	5,100	4,222		
322	地域献血会事業補助金	保健福祉局	保健医療課	2,520	2,520		
323	定期結核健康診断費補助金	保健福祉局	保健医療課	10,437	10,487		
325	鍼灸マッサージ師関係団体公衆衛生活動事業費補助金	保健福祉局	医務審査課	650	650	P127	
326	病院群輪番制病院運営事業補助金	保健福祉局	医務審査課	64,800	64,356		
327	病院群輪番制病院運営事業連絡調整事業補助金	保健福祉局	医務審査課	3,000	3,000		
328	京都第一赤十字病院整備工事借入金に対する利子補給金	保健福祉局	医務審査課	16,130	11,993		
329	京都中央看護保健専門学校運営費等補助金	保健福祉局	医務審査課	17,920	17,920		
330	看護師等養成所運営費補助金	保健福祉局	医務審査課	40,286	40,286		
331	在宅医療サポートセンター事業費補助金	保健福祉局	医務審査課	100	100		
332	京都市看護大学生修学資金融資制度	保健福祉局	医務審査課	13,656	493		
333	地方独立行政法人京都市立病院機構運営費交付金	保健福祉局	医務審査課	43,000	-	P63	
334	離職看護師確保対策補助金	保健福祉局	医務審査課	500	500		
335	公衆浴場確保対策補助金	保健福祉局	生活衛生課	15,000	15,000	P118	
336	財団法人京都府生活衛生営業指導センター研修活動事業補助金	保健福祉局	生活衛生課	1,500	1,500		
337	薬事衛生関連研修事業補助金	保健福祉局	生活衛生課	300	300		
338	鉱泉源保護設備補修等補助金	保健福祉局	生活衛生課	1,800	196	P55	
340	休日精神科医療確保対策事業補助金	保健福祉局	こころの健康増進センター	8,048	7,728		

No	名 称	所管局 区役所	所 属	23予算額	23決算額	監査結果	備 考
341	精神障害者措置入院 等協力補助金	保健福 祉局	こころの 健康増進 センター	13,640	18,604		
342	駐車場建設事業補助 金	都市計 画局	都市総務 課	433,225	416,144	P103	
343	向島学生センター運 営経費補助	都市計 画局	都市総務 課	27,000	27,000	P87	
344	らくなん進都企業立 地促進のための土地 所有者奨励金	都市計 画局	都市づく り推進課	5,600	-	P58	
345	らくなん進都緑化助 成金	都市計 画局	都市づく り推進課	4,000	2,000		
346	景観・まちづくり活 動支援等に関する事 業に要する費用に対 する補助金	都市計 画局	都市づく り推進課	55,440	49,684	P128	
347	伝統的建造物群保存 事業補助金	都市計 画局	景観政策 課	29,000	29,000		
348	市街地景観整備補助 金及び歴史的風致形 成建造物補助金	都市計 画局	景観政策 課	85,620	84,905		
349	街なみ環境整備事業 補助金	都市計 画局	景観政策 課	4,600	4,304		
350	優良屋外広告物補助 金	都市計 画局	市街地景 観課	5,300	1,145		
351	建築協定支援事業補 助金	都市計 画局	建築指導 課	500	424		
352	狭あい道路整備事業 補助金	都市計 画局	建築指導 課	900	875		
353	非木造建築物耐震診 断助成事業補助金	都市計 画局	建築安全 推進課	9,000	5,000		
354	吹付けアスベスト除 去等助成事業補助金	都市計 画局	建築安全 推進課	14,500	3,469		
355	鉄道軌道輸送対策事 業費補助金（22年 度） 鉄道軌道安全輸送設 備等整備事業費補助 金（23年度）	都市計 画局	歩くまち 京都推進 室	50,000	47,828		
357	京都市地方バス路線 維持費等補助金	都市計 画局	歩くまち 京都推進 室	1,200	845		
358	京都市京北地域バス 事業維持費等補助金	都市計 画局	歩くまち 京都推進 室	34,000	33,972		
362	地域優良賃貸住宅補 助金（建設費補助）	都市計 画局	住宅政策 課	28,067	-	P62	
363	地域優良賃貸住宅補 助金（家賃減額補 助）	都市計 画局	住宅政策 課	527,131	517,988		
364	地域優良賃貸住宅補 助金（利子補給）	都市計 画局	住宅政策 課	10,303	7,792		
365	特定優良賃貸住宅フ ラット関連補助	都市計 画局	住宅政策 課	439,118	415,516		
366	シニア住宅建設事業 に関する補助金（利 子補給）	都市計 画局	住宅政策 課	9,658	9,658	P88	

No	名 称	所管局 区役所	所 属	23予算額	23決算額	監査結果	備 考
367	京都市木造住宅耐震改修助成事業制度	都市計画局	住宅政策課	34,200	34,012		
368	京都市京町家等耐震改修助成事業制度	都市計画局	住宅政策課	12,900	6,400		
369	京都市高齢者等の木造住宅簡易耐震改修等助成事業制度（H22年度） 京都市木造住宅簡易耐震改修等助成事業制度（H23年度）	都市計画局	住宅政策課	6,300	2,310		
370	平成の京町家普及・促進事業	都市計画局	住宅政策課	1,000	1,000	P115	
371		都市計画局	住宅政策課	10,000	100		
372	分譲マンション耐震改修助成補助金	都市計画局	住宅政策課	10,000	10,000		
373	分譲マンション共用部分バリアフリー改修	都市計画局	住宅政策課	7,000	7,000		
374	京都市私道整備助成金	建設局	調整管理課	10,000	5,717		
375	道路用地分筆測量費助成金	建設局	道路明示課	13,770	13,752		
376	京都市民間自転車等駐車場整備助成金	建設局	自転車政策課	28,000	26,751	P121	
377	上七軒通等修景整備事業補助金	建設局	道路環境整備課	21,000	-	P63	
378	京都市都市緑化協会補助金	建設局	緑政課	34,466	34,466	P90	
379	京のまちなか緑化助成事業	建設局	緑政課	5,700	1,421		
380	京都市指定保存樹等助成事業	建設局	緑政課	600	118		
381	水防訓練実施支援補助金	建設局	河川整備課	2,000	200		
382	洛北第三地区土地区画整理組合補助金	建設局	市街地整備課	346,300	336,615		
383	学区の安心安全ネット継続応援事業補助金	各区役所	まちづくり推進課	5,675	4,676		
385	北区環境パートナーシップ事業補助金	北区役所	総務課	850	812		
386	北区イベント等のエコ化の推進事業補助金	北区役所	まちづくり推進課	170	166		
387	北区民ふれあい事業補助金	北区役所	まちづくり推進課	4,800	4,721		
388	北区地域の安心安全ネットワーク形成支援事業補助金	北区役所	まちづくり推進課	400	400		
389	上京歴史探訪館事業補助金	上京区役所	総務課	1,600	1,180		
390	上京区民ふれあい事業補助金	上京区役所	総務課	2,475	2,470		

No	名 称	所管局 区役所	所 属	23予算額	23決算額	監査結果	備 考
391	京都市上京区文化振興事業補助金	上京区役所	総務課 まちづくり推進課	568	568		
392	上京区環境パートナーシップ事業補助金	上京区役所	総務課	350	349		
393	上京区イベント等のエコ化の推進事業補助金	上京区役所	総務課	460	422		
394	上京区地域の安心安全ネットワーク形成支援事業補助金	上京区役所	まちづくり推進課	300	300		
395	京都市納税貯蓄組合連合会補助金	上京区役所	市民税課	30	30	P67	
396	左京区大学と地域の相互交流促進事業助成金	左京区役所	総務課	500	499		
397	左京区民ふれあい事業補助金	左京区役所	まちづくり推進課	4,070	4,064		
399	左京区イベント等のエコ化の推進事業補助金	左京区役所	まちづくり推進課	250	247		
400	左京区地域の安心安全ネットワーク形成支援事業補助金	左京区役所	まちづくり推進課	600	600		
401	京都市納税貯蓄組合連合会補助金	左京区役所	市民税課	60	60	P67	
402	中京区にぎわいのあるまちづくり支援事業補助金	中京区役所	まちづくり推進課	750	750		
403	中京区地域の安心安全ネットワーク形成支援事業補助金	中京区役所	まちづくり推進課	400	400		
404	中京区民ふれあい事業補助金	中京区役所	総務課	4,610	4,560		
405	中京区環境パートナーシップ事業補助金	中京区役所	総務課	280	280		
406	京都市納税貯蓄組合連合会補助金	中京区役所	市民税課	75	73	P67	
407	東山区地域の安心安全ネットワーク形成支援事業補助金	東山区役所	まちづくり推進課	250	250		
408	東山区民ふれあい事業補助金	東山区役所	まちづくり推進課	4,680	4,142		
409	東山区環境パートナーシップ事業補助金	東山区役所	まちづくり推進課	290	286		
410	京都市納税貯蓄組合連合会補助金	東山区役所	課税課	20	20	P67	
411	東山区イベント等のエコ化推進事業補助金	東山区役所	まちづくり推進課	116	115		

No	名 称	所管局 区役所	所 属	23予算額	23決算額	監査結果	備 考
412	山科区民ふれあい事業補助金	山科区役所	まちづくり推進課	5,623	5,623		
413	山科区地域の安心安全ネットワーク形成事業補助金	山科区役所	まちづくり推進課	200	200		
414	山科区環境パートナーシップ事業補助金	山科区役所	まちづくり推進課	520	518		
415	山科区イベント等のエコ化の推進事業補助金	山科区役所	まちづくり推進課	250	249		
416	下京区民ふれあい事業補助金	下京区役所	まちづくり推進課	5,775	3,027		
417	下京区地域の安心安全ネットワーク形成支援事業補助金	下京区役所	まちづくり推進課	200	200		
419	京都市納税貯蓄組合連合会補助金	下京区役所	市民税課	140	140	P67	
420	下京区イベント等のエコ化推進事業補助金	下京区役所	まちづくり推進課	300	191		
421	下京区基本計画推進事業	下京区役所	総務課	2,875	3,495		
422	南区民ふれあい事業補助金	南区役所	まちづくり推進課	4,250	3,667		
423	南区環境パートナーシップ事業補助金	南区役所	まちづくり推進課	450	399		
424	南区イベント等のエコ化推進事業補助金	南区役所	まちづくり推進課	250	248		
426	右京区まちづくり支援制度助成金	右京区役所	総務課	1,000	960		
427	右京区民ふれあい事業補助金	右京区役所	総務課	5,895	6,925		
428	右京区環境パートナーシップ事業補助金	右京区役所	総務課	1,050	923		
429	右京区イベント等のエコ化推進事業補助金	右京区役所	総務課	50	50		
430	右京区地域の安心安全ネットワーク形成支援事業補助金	右京区役所	まちづくり推進課	400	400		
431	西京区地域の安心安全ネットワーク形成支援事業補助金	西京区役所	まちづくり推進課	150	150		
432	西京区環境パートナーシップ事業補助金	西京区役所	まちづくり推進課	900	900		
433	西京区民ふれあい事業補助金	西京区役所	まちづくり推進課	4,415	5,155		
434	西京区地域の安心安全ネットワーク形成支援事業補助金	洛西支所	まちづくり推進課	100	100		
435	西京区環境パートナーシップ事業補助金	洛西支所	まちづくり推進課	950	650		
436	西京区民ふれあい事業補助金	洛西支所	まちづくり推進課	30	30		

No	名 称	所管局 区役所	所 属	23予算額	23決算額	監査結果	備 考
437	洛西ニュータウンまちづくり推進事業補助金	洛西支所	まちづくり推進課	1,000	999		
438	洛西の魅力発信プロジェクト事業	洛西支所	まちづくり推進課	480	479		
439	伏見区環境パートナーシップ事業補助金	伏見区役所	総務課	380	365		
440	伏見区イベント等のエコ化推進事業補助金	伏見区役所	総務課	50	9		
442	伏見区イベント等のエコ化の推進事業補助金	伏見区役所	まちづくり推進課	480	472		
443	伏見区民ふれあい事業補助金	伏見区役所	まちづくり推進課	4,257	3,882		
444	伏見区まちづくり支援事業助成金	伏見区役所	まちづくり推進課	400	200		
445	伏見区地域の安心安全ネットワーク形成支援事業補助金	伏見区役所	まちづくり推進課	400	350		
446	京都市納税貯蓄組合連合会補助金	伏見区役所	市民税課	10	10	P67	
447	伏見区民ふれあい事業補助金	深草支所	まちづくり推進課	1,663	1,663		
448	伏見区環境パートナーシップ事業補助金	深草支所	まちづくり推進課	550	550		
449	伏見区イベント等のエコ化の推進事業補助金	深草支所	まちづくり推進課	400	400		
450	深草産「竹」のブランド創出事業	深草支所	まちづくり推進課	360	360		
451	醍醐ふれあいプラザ事業等に対する補助金	醍醐支所	まちづくり推進課	2,431	2,431		
452	京都市議会議員団総合健康診断事業補助金	市会事務局	総務課	1,141	853		
453	消防団施設新築等補助金	消防局	庶務課	25,000	19,392		
454	自主防災組織活動助成金	消防局	市民安全課	11,350	11,300		
455	北部等山間地域自主防災組織消火活動器材整備助成金	消防局	市民安全課	1,000	995		
456	鉛製給水管取替工事助成金	上下水道局	水道部給水課	3,500	3,269		
457	雨水貯留施設設置助成金	上下水道局	下水道部管理課	3,000	2,538		
458	雨水浸透ます設置助成金	上下水道局	下水道部管理課	1,000	20	P69	
459	水洗便所設置特別助成金 (公共下水道事業)	上下水道局	下水道部管理課	9,231	4,174		
460	水洗便所設置特別助成金 (京北特定環境保全公共下水道事業)	上下水道局	技術監理室 地域事業課 (京北分室)	768	768		

No	名 称	所管局 区役所	所 属	23予算額	23決算額	監査結果	備 考
461	水洗便所設置費奨励金 (京北特定環境保全 公共下水道事業)	上下水道局	技術監理室 地域事業課 (京北分室)	780	442		
462	水洗便所設置奨励金	上下水道局	下水道部 管理課	10,206	4,314		
463	水洗化困難箇所ポン プ施設等設置工事費 助成金	上下水道局	下水道部 管理課	2,000	-	P58	
464	私道内共同排水設備 設置助成金	上下水道局	下水道部 管理課	500	-	P59	
465	京都府私立幼稚園連 盟研修事業補助金	教育委員 会事務局	総務課	4,361	4,361		
466	京都市私立幼稚園協 会事業補助金	教育委員 会事務局	総務課	23,000	23,000		
467	京都府専修学校各種 学校協会事業補助金	教育委員 会事務局	総務課	2,000	2,000		
468	平成23年度近畿地 区私立幼稚園教員研 修事業補助金	教育委員 会事務局	総務課	1,000	1,000		
469	特色ある幼稚園教育 推進事業補助金	教育委員 会事務局	総務課	89,700	89,100	P46 P137	
470	京都市私立幼稚園特 別支援教育振興補助 金	教育委員 会事務局	総務課	58,800	62,010	P46	
471	京都府私立中学高等 学校連合会事業補助 金	教育委員 会事務局	総務課	14,800	14,800		
472	京都市私立幼稚園事 業補助金	教育委員 会事務局	総務課	158,400	156,800	P134 P135	
473	京都市私立学校教育 奨励補助金	教育委員 会事務局	総務課	35,000	33,380		
474	へき地教育振興事業	教育委員 会事務局	調査課	3,540	3,660		
475	私立幼稚園就園奨励 費(教材費補助を含 む)	教育委員 会事務局	調査課	1,279,481	1,311,714	P104	
476	遠距離通学費補助	教育委員 会事務局	調査課	31,205	25,966	P135	
477	民族学校児童・生徒 就学援助費	教育委員 会事務局	調査課	12,322	10,003		
478	へき地スクールバス 運営補助金	教育委員 会事務局	調査課	9,980	8,855	P105 P135	
479	生涯学習事業補助金	教育委員 会事務局	生涯学習 総合セン ター	2,888	2,885	P92	

No	名 称	所管局 区役所	所 属	23予算額	23決算額	監査結果	備 考
480	京都教育大学大学院 連合教職実践研究科 教職実践専攻受講補助事業	教育委員 会事務局	教員養成 支援室	1,676	1,090		
481	京都教育大学大学院 連合教職実践研究科 「学校経営改善講座 (学校経営改善パッケージ)」受講補助 事業	教育委員 会事務局	教員養成 支援室	924	622		
482	「社会福祉法人京都 いのちの電話」相談 員養成事業補助金	教育委員 会事務局	生涯学習 部	2,000	2,000		
483	日本ボーイスカウト 京都連盟静原キャン プ場事業に対する補助 金	教育委員 会事務局	生徒指導 課	1,000	1,000		
484	日本ボーイスカウト 京都連盟指導者養成 事業に対する補助金	教育委員 会事務局	生徒指導 課	430	430		
485	ガールスカウトリー ダー養成講習・指導 者研修会に対する補助 金	教育委員 会事務局	生徒指導 課	190	190		
487	第22回世界ジャンボ リー派遣に対する補助 金	教育委員 会事務局	生徒指導 課	500	500		
489	京都学校教育相談研 究大会補助金	教育委員 会事務局	生徒指導 課	72	72		
490	京都市子ども会育成 連絡協議会「指導者 研修会」に対する補助 金	教育委員 会事務局	生徒指導 課	120	120		
491	全市子ども会自由画 美術展	教育委員 会事務局	生徒指導 課	190	190		
492	京都市立学校校長会 及び幼稚園長会補助 金	教育委員 会事務局	研修課	8,944	8,943	P131	
493	各種研究大会補助金	教育委員 会事務局	研修課	1,550	1,072		
494	「生き方探究・チャ レンジ体験」推進事 業体験経費補助金	教育委員 会事務局	京都まな びの街生 き方探究 館企画推 進室	12,000	10,689		
495	地域読み書き教室支 援事業補助金	教育委員 会事務局	学校指導 課	700	147		
496	学校法人京都朝鮮学 園に対する補助金	教育委員 会事務局	学校指導 課	13,600	13,600		
497	へき地学校及び準へ き地学校並びに特別 地域の学校等の児童 生徒校外活動補助	教育委員 会事務局	学校指導 課	453	371		

No	名 称	所管局 区役所	所 属	23予算額	23決算額	監査結果	備 考
498	京都市立高等学校海外研修旅行費用補助	教育委員 会事務局	学校指導 課	4,707	8,423		
499	京都府高等学校総合文化祭開催補助金	教育委員 会事務局	学校指導 課	500	500		
500	京都府高等学校定時制通信制教育振興会補助金	教育委員 会事務局	学校指導 課	144	144		
501	京都市スポーツ少年団育成事業	教育委員 会事務局	体育健康 教育室	1,500	1,500	P99	
502	京都府青少年剣道錬成大会	教育委員 会事務局	体育健康 教育室	27	27	P69	
503	京都招待中学サッカー大会	教育委員 会事務局	体育健康 教育室	45	45	P69	
504	京都招待ユース (U-16) サッカー大会	教育委員 会事務局	体育健康 教育室	45	45	P69	
505	京都府中学校総合体育大会	教育委員 会事務局	体育健康 教育室	43	-	P49	
506	京都市立中学校選手派遣費	教育委員 会事務局	体育健康 教育室	9,731	4,711		
507	京都府高校総体	教育委員 会事務局	体育健康 教育室	144	-	P49	
508	近畿ブロック高校体育大会	教育委員 会事務局	体育健康 教育室	150	-	P49	
509	全国野球選手権京都大会	教育委員 会事務局	体育健康 教育室	72	72		
510	高校選手派遣費	教育委員 会事務局	体育健康 教育室	1,200	1,200		
511	全国高校駅伝競走大会	教育委員 会事務局	体育健康 教育室	7,000	-	P49 P105	
512	全国高校ラグビーフットボール選手権大会	教育委員 会事務局	体育健康 教育室	1,200	500		
513	学童う歯対策事業	教育委員 会事務局	体育健康 教育室	336,897	339,441	P75	
514	京都市立高等学校夜間定時制給食費補助金	教育委員 会事務局	体育健康 教育室	1,851	1,736		
計				17,746,193	16,884,427		

＊17,746,193千円は「平成22年度補助金等交付状況一覧」
の平成23年度予算欄の合計額と一致

平成23年度補正予算等による追加補助金等

(単位：千円)

No	名 称	所管局 区役所	所 属	23予算額	23決算額	監査結果	備 考
601	仙台への祇園祭山鉾 囃子方派遣に対する 補助金	文化市民 局	文化財保 護課	9,900	9,900		
602	「明日の京都文化遺 産プラットフォーム」に対する事業補 助金	文化市民 局	文化財保 護課	1,403	1,403		
603	技術の橋渡し拠点整 備事業補助金	産業観光 局	産業振興 室	11,856	11,856		
604	大規模国際会議誘致 支援助成金	産業観光 局	観光MICE 推進室	1,500	1,500		
605	京都市農業者戸別所 得補償制度推進事業 費補助金	産業観光 局	農政企画 課	1,559	1,559		
606	木質ペレット製造技 術改善補助金	産業観光 局	林業振興 課	3,000	3,000		
607	四季・彩りの森復活 プロジェクト補助金	産業観光 局	林業振興 課	1,000	1,000		
608	京都市家庭的保育改 修等事業に関する整 備費等補助金	保健福祉 局	保育課	7,200	7,186		
609	認知症高齢者等グ ループホーム防災改 修整備助成	保健福祉 局	長寿福祉 課	6,500	6,500		
610	伏見連続講座事業補 助金	伏見区役 所 深草支所 醍醐支所	地域力推 進室	725	712		
611	西京区イベント等の エコ化の推進事業補 助金	洛西支所	地域力推 進室	300	280		
612	京都市中学校体育連 盟補助金	教育委員 会事務局	体育健康 教育室	4,361	4,361		
613	京都市小学校スポー ツ連盟補助金	教育委員 会事務局	体育健康 教育室	227	227		
614	京都らしいMICE開催 支援	産業観光 局	観光MICE 推進室	3,659	3,659		
615	環境保全型農業直接 支払交付金	産業観光 局	農業振興 整備課	1,037	1,037		
616	京の川の恵みを活か す会補助金	産業観光 局	農業振興 整備課	950	950		
617	地域の安心安全ネッ トワーク形成支援事 業補助金	醍醐支所	地域力推 進室	150	150		
計				55,327	55,280		
合計				17,801,520	16,939,707		

* 16,939,707千円は「平成23年度補助金等交付状況一覧」
の平成23年度決算欄の合計額と一致

2. 各補助金等に対する監査結果

【1】補助金条例が制定されたことにより改善されたか

従来、本市においては個々の補助金ごとに個別の条例、規則、要綱等を策定し、その中で、目的、要件、手続等を定めており、全市で統一的なルールを有していなかった。そのため、各補助金等の交付については十分な指導・監督がなされていない状況だった。そのような状況の中、平成 21 年に保育園連盟の不正流用が発覚したことにより、補助金行政の一層の適正化を図るために、政令指定都市では初めて、平成 22 年に補助金の目的外使用禁止や交付状況の公開などを規定した補助金条例を制定した。

① 保育園連盟の現状

このように、補助金条例ができた原因の 1 つに、保育園連盟が申請した補助金が保育士の人件費など目的外に流用されたこととされているが、補助金条例が制定されて、この保育園連盟に対する補助金がどのように改善されたかを確認することは、今回の監査において、大変重要なことである。

No.274 京都市民間保育園職員給与等運用事業補助金 3,989,411 千円

京都市保育園連盟に対する当補助金等については、下記のように推移している。

補助金等推移表

(単位：千円)

年度	補助金	運営費	扶助費	合計
平成 21 年			3,710,971	3,710,971
平成 22 年	3,925,087			3,925,087
平成 23 年	3,989,411			3,989,411
平成 24 年	2,409,470	1,784,078 (*)		4,193,548

*うち、プール制から組み替え分 1,682,478 千円

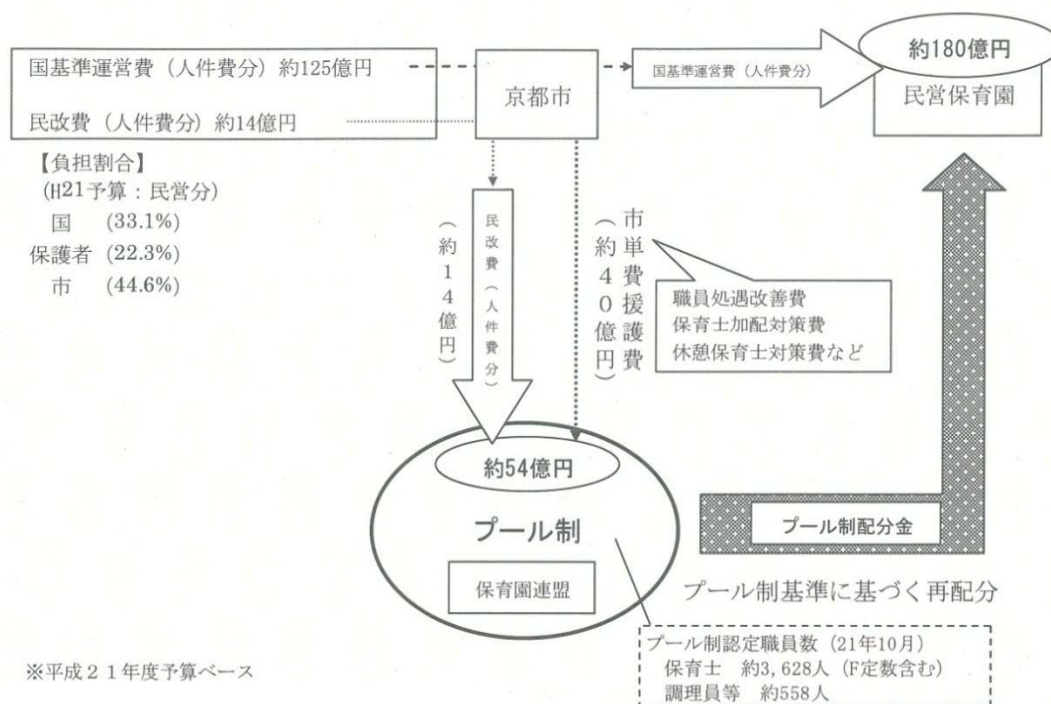
当補助金等は、プール制と呼ばれる各保育園の相互扶助の精神に基づき、余裕のある園から不足気味の園に対して再配分する制度に対して、国基準の運営費の一部である民間施設給与等改善費（民改費）の人件費部分を同連盟に拠出し各保育園に再分配する仕組みで、昭和 47 年に開始されたものである。

従来は、扶助費として当補助金等が同連盟に対して支給されてきたが、同連盟において、プール制支援部分以外の援護費の剰余金にあたる部分が不正に蓄財され、流用されたことにより、同連盟が本市の特別監査を受け、当該特別監査の指摘により、補助金等として取り扱うこととなった。また、同件に伴い、プール制を見直すべく、平成 21 年 7 月 14 日に京都市プール制検討委員会が設置され、平成 22 年 1

月 15 日には最終答申が発表された。

現行のプール制の概要は以下の図のとおりである。

【現行プール制概念図（資金の流れ）】



（平成 22 年 1 月 15 日プール制検討委員会最終答申より抜粋）

補助金として取り扱われているのは、市単費援護費部分であり民改費部分ではないが、民改費も併せて平成 21 年度予算においては、約 54 億円もの資金が保育園連盟にいったん預けられ各保育園に再配分される方式がとられている。

従来は、扶助費として当補助金等が同連盟に対して支給されてきたが、同連盟において、不正に資金が蓄財されたことを契機に平成 22 年より補助金として取り扱うこととなった。蓄財された資金は同年において、京都市子育て支援事業基金として拠出された。また、同件に伴い、プール制を見直すべく、平成 21 年 7 月 14 日に京都市プール制検討委員会が設置され、平成 22 年 1 月 15 日には最終答申が発表された。

答申においては、「統一的な給与体系を維持するため、各保育園の入所児童数の変動などに伴って、生じる、3,000 人を超える職員の採用・退職・異動などの流動的要素を勘案しつつ、確実かつ経常的な各園への支払事務についても対応している。」として、京都市の直接的事業としては実施困難であると位置づけた。さらに答申において、「プール制は、京都の保育水準全体を底上げするために全民間保育園が結集し、

職員配置や給料表についての基本的な部分での共通の条件づくりや支払事務を行う事業であり、こうしたプール制事業における保育水準向上に向けた取組の積極面を捉えて、京都市が連盟へ補助することの意義が認められるものである。」として、連盟が同事業を行うことを肯定している。

一方で、民改費については、従来のプール制を通じて各保育園に配分される方式ではなく、本市から直接保育園に執行する方式に改めるべきと答申において提言されたことから、平成 22 年度より民改費部分が運営費として各保育園に配分されることになった。

また、「京都市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例」の施行により、国基準保育所運営費ではなく京都市独自の基準保育所運営費が支出されることになったため、平成 24 年度からは従来プール制の一部として支出されていた運営費市加配部分が従来の保育所運営費と併せて支出されることになった。これにより補助金としての額は大幅に減額される結果となった。

さらに答申において、プール制の配分基準についても再検討することを提言されており、連盟では答申に従い、新たな配分基準を採用した。また、連盟では、配分基準の開示等で事業自体の透明性の確保を図る努力も行っている。

以上のことから、プール制が補助金により賄われることが適正であり、補助金条例制定以後、改善された現行の同補助金等制度が有効であるといえる。

ただし、各保育園に支給される金額については、ほぼ同じ金額なのに、交付の目や配布の方法が異なるだけで、補助金等の対象になったり、対象外になったりしている状況については、何らかの説明が必要である。

② 再補助の補助金交付基準が不透明ではないか

具体的な公益的サービスを行うために補助金の交付申請をし、それが認められたのであるから、補助金の交付を受けた者は、これを補助事業にどのように活用し、どのように実績を残したのかは、きちんと説明をする責任がある。この説明責任については、補助の目的が特定の団体に補助金が交付され、その団体を通じて下部の構成団体や構成員に支給されるいわゆる経由型の補助金（再補助）についても同様と考える。

No.469 特色ある幼稚園教育推進事業補助金

89,100 千円

この補助金事業は、京都市私立幼稚園協会が、各加盟園の取組の一層の充実を図るため実施するものであり、その趣旨を踏まえ、補助金を交付するものである。事業の流れは、特色のある幼稚園教育を各私立幼稚園から募集し、それぞれの事業を推進するために、補助金を申請するのであるが、補助金の申請は各私立幼稚園が行い、その内容を京都市私立幼稚園協会が審査して、補助金の交付対象を精査したうえで、本市に各園の取組内容に関する書類を提出して交付の決定がされる。この京

都市私立幼稚園協会というのは、各幼稚園の代表者が集まってできた団体である点、公平な審査ができにくい要素が存在する。そして、各私立幼稚園の申請を取りまとめて、協会の事業補助金として本市に申請して、同協会が補助金等の交付を受けるのである。その後、各幼稚園に対して再交付するのである。

幼稚園協会から各幼稚園に補助金が交付されたことの確認がされていない。従って、上記に示したように、補助金条例ができた原因の1つに保育園連盟が申請した補助金が各保育園に再交付されずに不正に蓄財されたとされているが、構図としてはまったく同じ状況となっていて、憂慮すべき状況である。

こうしたことを避けるためには、本市が直接各幼稚園に対して補助金を交付する方法も含めて、本市が適宜、京都市私立幼稚園協会から各園への補助金の執行状況を確認する等、交付状況をチェックできる体制が必要である。

【指摘事項】本市が適宜、京都市私立幼稚園協会から各園への補助金の執行状況を確認する等、交付状況をチェックできる体制づくりに向け、現行制度を改善すべきである。

No.470 京都市私立幼稚園特別支援教育振興補助金 62,010 千円

この補助金も、京都市私立幼稚園協会に対する補助金で、障害のある園児に対する幼稚園教育の充実を図るという非常に公益的に必要性のある補助金である。

ただ、京都市内に設置される私立幼稚園のうち京都市私立幼稚園協会に加盟するという条件をつけて、しかも障害等の審査を幼稚園協会が実施しているということで、公平な審査ができにくい要素が存在する。この状況は、前述した京都市保育園連盟の以前の構図と同様である。

そして、この補助金も一括して京都市私立幼稚園協会に交付され、申請に応じた相当分を各私立幼稚園に再配分されることになっているが、京都市私立幼稚園協会から各幼稚園に補助金が交付されたことの確認がなされていない。

本来なら、各私立幼稚園がそれぞれ補助金の申請をするべきであるが、京都市私立幼稚園協会が一括して補助金の申請をする場合でも、本市が適宜、京都市私立幼稚園協会から各園への補助金の執行状況を確認する等、交付状況をチェックできる体制が必要である。

【指摘事項】本市が適宜、京都市私立幼稚園協会から各園への補助金の執行状況を確認する等、交付状況をチェックできる体制づくりに向け、改善すべきである。

【１】の監査結果のまとめ

指摘事項	No.469 特色ある幼稚園教育推進事業補助金 No.470 京都市私立幼稚園特別支援教育振興補助金	本市が適宜、京都市私立幼稚園協会から各園への補助金の執行状況を確認する等、交付状況をチェックできる体制づくりに向け、現行制度を改善すべきである。 本市が適宜、京都市私立幼稚園協会から各園への補助金の執行状況を確認する等、交付状況をチェックできる体制づくりに向け、改善すべきである。
	No.274 京都市民間保育園職員給与等運用事業補助金	なし

【2】補助金等と負担金、委託等の区分が不明確な補助金の取扱い

本市の補助金条例に規定する補助金等とは、補助金条例第 2 条の定義に該当するものをいうのであり、毎年その内容を補助金等交付一覧表として公表している。しかし、補助金等交付一覧表に載せるかどうかを判断する際に、補助金か、負担金等かをまず各所管課が判断する。しかし、判断基準を明文化にすることは困難な面もあるため、実質的には補助金等と考えられるものが負担金とされる可能性がある。

① 負担金との区分が不明確

下記 4 件の補助金等は、平成 21 年度から平成 23 年度の予算の段階までは補助金等の一覧表に掲載されていたが、決算の段階では負担金、奨励金としての処理がなされ、公表された 24 年度の補助金等交付一覧表に掲載されていなかった。現実には、補助金等になったり、負担金になったりしている。

No.511 全国高校駅伝競走大会

7,000 千円

平成 21 年度より毎年同額の 7,000 千円が交付されているが、この補助金が本市の補助金条例第 2 条第 1 項に規定する補助金等に該当するかどうかの検討をした。

所管課の教育委員会の担当者からは、これは本市が負担すべき会議費等の費用の負担であり、本市が大会の主催団体の一員であるため、補助金等ではないという説明があった。

負担金の中には特定の団体の必要経費に充てるため行われる各種団体への支出などが含まれているものがあるが、このような負担金は、負担金としての性格は備えているかもしれないが、法令等で負担が義務付けられているものではなく、本市が任意で支出しているケースが多い。従って、この補助金等は補助金条例第 2 条の補助金等の定義「特定の事務又は事業を助成し、育成し、又は奨励する目的をもって、本市が本市以外のものに対して交付する補助金その他の金銭的給付で、その交付に対し相当の反対給付を受けないものをいう」にも該当するものとみられる。

また、対象は異なるが、同じような駅伝競走大会で No.81 の「都道府県対抗女子駅伝補助金（文化市民局）があるが、この補助金等については本市の補助金条例第 2 条第 1 項に規定する補助金等に該当するものとして取り扱っており、補助金条例に従って処理している。同種の補助金等であるのに、主催者の一員かどうかが違うだけで、その取扱いが異なることは、問題である。大会の主催者といっても、実質的な主催者は、全国高等学校体育連等であり、実態としては両者に余り違いがない。

あくまで、特定の事務または事業を助成し、育成し、又は奨励する目的をもって、本市が本市以外のものに対して交付する補助金その他の金銭的給付で、その交付に対し相当の反対給付を受けないものであれば、負担金という名称の如何を問わず、補助金等に該当するべきである。

ただし、見直しにあたっては、他の地方公共団体等との連携・調整が必要なもの

があり、市単独で直ちに直視することが難しいものもあると思うが、早急に検討すべきである。

また、補助金の金額の算定根拠についても「京都府の金額と同額を上限として」とあるが、補助金条例の第 6 条の「補助金等の額の算定方法を定めなければならない」という条件を満たすべきである。

【参 考】補助金等ではなく、負担金であるとの判断により、補助金条例の対象外として、補助金等交付状況一覧より除外しているが、実質的に補助金等に該当するため、再度、一覧に掲載して公表するよう、検討すべきである。

また、補助金要綱で、補助金の算定根拠を明確に規定すべきである。

No.505 京都府中学校総合体育大会 43 千円

No.507 京都府高校総体 144 千円

No.508 近畿ブロック高校体育大会 125 千円

これらの補助金は No.511 の補助金と同様に、京都市中学校及び高等学校体育大会補助金交付要綱に基づいて京都府中学校体育連盟及び京都府高等学校体育連盟が補助金の申請をしており、従来から申請時に大会開催要領や収支予算書を添付し、実績報告においても収支計算書を提出している。このような状況からも、補助金であることに疑問の余地はないのに、補助金ではなく、負担金としての処理をした。これらの各大会については、学校教育活動の一環として本市で開催する大会であり、また、本市職員や教員が実行委員会等の運営組織の一員として運営に携わっているため、負担金として取り扱うことが適当であるということで、今年度から急遽負担金に変更したという、所管課の回答であった。

また、補助金の金額の算定根拠についても「京都府の金額と同額を上限として」とあるが、補助金条例の第 6 条の「補助金等の額の算定方法を定めなければならない」という条件を満たしていない。

もし、この交付金が補助金等ではなく負担金になると、補助金条例の対象外となり、もはやその内容の検証をすることができなくなってしまう。やはり、特定の事務または事業を助成し、育成し、又は奨励する目的をもって、本市が本市以外のものに対して交付する補助金その他の金銭的給付で、その交付に対し相当の反対給付を受けないものであれば、負担金という名称の如何を問わず、補助金等に該当するべきである。

【参 考】補助金条例の対象外として、補助金等交付状況一覧より除外しているが、再度、当一覧に掲載して公表することを検討すべきである。また、補助

金要綱において、補助金の算定根拠を明確に規定するべきである。

② 委託金との区分が不明確

委託金と補助金との違いについては、委託の場合の事業主体は、地方公共団体であり、受託した団体等は事業を代行しているということになる。それに対して、補助金の場合の事業主体は、交付を受けている団体等であり、地方公共団体は団体が行う事業を支援する立場にある。

このように補助金と委託金とは明確に区分しなければならない。その区分が曖昧になってしまうと、補助金に十分なチェックがかからなくなってしまうこともある。

No.99 京都市中央市場衛生自治会補助金 40,000 千円

市場関係者で構成する中央市場衛生自治会に対して、市場の清掃、ごみの運搬、分別の管理等、清掃作業に係る費用の一部を本市が補助金という形で負担をしている。

補助金の種類は事業補助であり、その事業費に対して約 50%の補助となっているが、その算定根拠は明確ではない。

補助率の算定根拠についての質問に対して、所管課の担当者から、全国他市の相当数の中央市場の同様の業務が、100%の市の負担率であるとの資料を提示し、本市も 50%程度の補助ではなく、100%全部の補助をしたいとの回答を得た。つまり、この種の事業は市がやらなければならない事業であるとのことだった。

もし、この事業がなんらかの法的根拠により、本市の義務であるならば、その事業の主体は本市であり、全ての事業費を本市が負担すべきある。この事業は自治会に委託事業として業務を遂行してもらうことになる。ただし、委託に関しては、中央市場衛生自治会との随意契約ではなく、一般公募入札により業者を決定し、中央市場の衛生事業を遂行することになるのは当然である。

また、この事業の主体が自治会ならば、自治会を構成する企業の営業活動の結果生じたごみ等の廃棄物の処理や清掃等の後始末の費用を負担するのは、株式会社等の営利企業においてはもちろん、その営利企業で構成された任意団体の自治会であっても当然のことである。もし、このような費用を公費で負担することになるのなら、著しく公平性を欠くことになる。従って、算定根拠の問題ではなく、補助の必要がないことになる。市場だけ特別に優遇すべき理由はない。

このように、この事業主体が本市か自治会かによって、全く違う結果になるため、委託金なのか、補助金なのかについての基準を明確にすべきである。

【意見】 事業主体が本市か自治会かを判断し、補助金が適当か委託が適当かの検討をすべきである。

【２】の監査結果まとめ

意 見	No.99 京都市中央市場衛生 自治会補助金	事業主体が本市か自治会かを判断し、補助金が適当か委託が適当かの検討をすべきである。
参 考	No.505 京都府中学校総合体 育大会 No.507 京都府高校総体 No.508 近畿ブロック高校体 育大会 No.511 全国高校駅伝競 走大会	補助金条例の対象外として、補助金等交付状況一覧より除外しているが、再度、当一覧に掲載して公表することを検討すべきである。また、補助金要綱において、補助金の算定根拠を明確に規定するべきである。 補助金条例の対象外として、補助金等交付状況一覧より除外しているが、再度、当一覧に掲載して公表することを検討すべきである。また、補助金要綱において、補助金の算定根拠を明確に規定するべきである。 補助金条例の対象外として、補助金等交付状況一覧より除外しているが、再度、当一覧に掲載して公表することを検討すべきである。また、補助金要綱において、補助金の算定根拠を明確に規定するべきである。 補助金等ではなく、負担金であるとの判断により、補助金条例の対象外として、補助

参 考		金等交付状況一覧より除外しているが、実質的に補助金等に該当するため、再度、一覧に掲載して公表するよう、検討すべきである。 また、補助金要綱で、補助金の算定根拠を明確に規定すべきである。
-----	--	--

【3】 公益性の必要がある補助金かどうかの検討

地方自治法で「公益上必要がある場合」に補助金等の支出を認めていることに鑑みれば、補助金等を交付するための前提である「公益上の必要性」が十分検討され、その検討結果が本市全体の補助金等交付のルールとして整備されているのか、また、個々の補助金等の交付に関する補助金要綱もそれに対応したものになっているのかということが重要になる。

「公益上の必要性」を判断するためには、補助金等の支出の「目的」が補助金要綱等で明確にされていなければならないが、補助金等の中には、補助金要綱に明確に記載していないものもある。

各所管課は目的が明文化されていない補助金等があれば、直ちに補助金要綱にその支出の目的を記載すべきである。ただ、目的が明文化されていても、その内容に具体性や明瞭さを欠く場合には、公益上の必要性を判断できないこととなるため、具体的には、誰に（何に）対して、どのような状態にしたいのかを明確にする必要がある。

No.94 伝統産業展示会等事業補助金

11,735 千円

この補助金は、産地組合等の伝統産業関係団体が行う見本市や展示会等、商品の紹介や市場開拓に関する事業等のうち、本市伝統産業の振興に寄与すると認められる事業を補助する目的で交付される。

京都市伝統産業振興事業補助金交付要綱に記載されている趣旨「本市の伝統産業の健全な発展を支援、促進、保護等するため、伝統産業の振興を目的とする」では補助目的が抽象的で、補助目的の達成度合いが具体的に判断できず、またこの補助目的が達成されることはないものと判断される。補助目的の達成状況が具体的に把握できるよう交付要綱を変更する必要がある。

【意見】 交付要綱に記載されている交付の目的があいまいであり、目的を明確に規定するよう要綱を変更すべきである。

No.234 戦没者遺族援護事業補助金

2,000 千円

戦没者遺族の福祉の向上を目的として、京都市遺族会連合会が行う事業に対して補助金が交付されているものである。

要綱第2条（交付の対象）には下記のように記載されている。

- ア 戦没者遺族に対する処遇改善事業
- イ 戦没者遺族に対する各種研修事業
- ウ 戦没者遺族に対する慰安激励事業
- エ 戦没者遺族に対する功労顕彰事業
- オ その他市長が特に必要があると認める事業

これらの事業に対して補助金が交付されている。

一方、交付団体である京都市遺族会連合会には本市より委託された事業を行っており、その内容は、以下のとおりとなっている。

- ア 京都市戦没者遺族援護研修事業
- イ 京都市戦没者遺族健康づくり推進事業
- ウ 京都市戦没者遺族敬老祝事業
- エ 京都市戦没者遺族援護功労者顕彰事業
- オ 京都市戦没者遺族援護施策等研修事業

上記のように補助金事業とは別に委託金による事業が行われており、その対象事業の項目は一部似通っている。当該補助金には、毎年 2,000 千円の定額補助が続いている。また、事務作業の一切を所管課で行っていることから、交付団体と所管課が密着した関係にあり、第三者による監査体制が確立できていないことが推察できる。以上のことから、外部の者が収支報告書等により当該補助金事業を監査したときにおいて、当該補助金事業が適正に行われているのかが不明瞭になっている。

また、戦没者遺族に対する福祉の向上という補助金要綱における主たる目的が、戦後 67 年を経過し、対象となる遺族の減少とともに、その必要性が減少傾向にあり、当該補助金事業自体も従来の戦没者遺族の福祉を中心とした事業から恒久平和を目指した戦争の悲惨さを戦後世代に承継するといった事業に変遷してきている。

よって、補助金要綱を整備し、目的及び実施事業を再度検討するべきである。場合によっては、現行の補助金を一旦廃止し、新たな補助金とすることも視野に入れる必要がある。補助金額についても定額補助にならないように、事前に実施事業を所管課により検討したうえで、当該補助額を決定する制度を確立し、補助金事業そのものの透明性を向上させる必要がある。

【指摘事項】 補助金要綱や制度の整備を行い、目的・事業内容・交付手続等を現状に適合したものへの改正を検討すべきである。

No.338 鉾泉源保護設備補修等補助金

196 千円

当補助金の名称は鉾泉源保護設備補修等補助金となっているが、その目的は鉾泉源の保護と観光施設温泉利用施設の振興に資するという 2 つある。そして、その内容は鉾泉源の保護管理設備その他の温泉を利用する設備等の補修事業とレジオネラ属菌の検査事業がある。

この補助金は平成 23 年度から開始された新しい補助金であり、平成 23 年度の決算額は 196 千円と少額で、修繕事業が 4 件、検査事業が 2 件と申請数も少なく、当初の予算額 1,800 千円よりかなり利用率は低い。あまり周知されていなかったのか、若しくはあまり補修等自体の要望がなかったのかを検証する必要がある。

そこで平成 24 年度には、設備の補修に必要な経費が平成 23 年度の見込み額より高額であったこと等により、要綱を変更して補修事業の補助金額を倍に引き上げたり、同様に、レジオネラ属菌の検査についても、他の検査項目と同時に実施することが多いため、検査対象を拡大し、補助金額を 1.5 倍に引き上げたりして、利用の促進を図った。しかし、対象を拡大し、金額を引き上げても、利用が急増するのだろうか。

利用が極端に少ないということは、もともと、鉱泉源保護及び観光施設である温泉利用施設の所有者（交付対象事業者）が、鉱泉源の保護管理施設補修経費等に対しての補助を必要としていたのか、また、レジオネラ属菌の検査についても、2 回目以降の検査を必要としていたのか、ということについても検討する必要がある。

【意見】当補助金が鉱泉源の保護という目的に必要なのか、他の方法はないのか等、検討すべきである。

【3】の監査結果のまとめ

指摘事項	No.234 戦没者遺族援護事業補助金	補助金要綱や制度の整備を行い、目的・事業内容・交付手続等を現状に適合したものへの改正を検討すべきである。
意見	No.94 伝統産業展示会等事業補助金 No.338 鉱泉源保護設備補修等補助金	交付要綱に記載されている交付の目的があいまいであり、目的を明確に規定するよう要綱を変更すべきである。 当補助金が鉱泉源の保護という目的に必要なのか、他の方法はないのか等、検討すべきである。

【4】 予算の計上はされているが、実績のない補助金等

平成 23 年度補助金等の予算に計上されていて、交付実績のない補助金等については、市民にその補助金の制度自体が認知されていない等により、利用実績が少ないのか、既にその補助金等の目的が達成されていないかどうかを検討してみた。

- ① 予算に計上はされているが実績のない補助金で、翌年の予算にもほぼ同額で計上されている補助金等

No.29 京都市姉妹都市交流推進事業補助金 300 千円（予算）

平成 22 年度より毎年 300 千円の予算計上があるが、実績の件数は 2 年間 0 件となっており、今後の見通しを質問したが、今年度については、現時点での予定はないということであった。また、当補助金の周知に関しても質問したが、本市のホームページに掲載しているだけである。市民交流団体等が行う交流事業は、本市の周年事業の時期にあわせることが多く、補助金のニーズも年度によって変動する。今後、効果的な周知方法を検討し、市民交流団体等のニーズを的確に捉え、年度ごとに適切な金額を予算計上する必要がある。

【指摘事項】 効果的な周知方法を検討するとともに、年度ごとに適切な所要額で予算計上すべきである。

No.52 京都市民間緊急一時保護施設における

犯罪被害者等支援活動事業補助金 320 千円（予算）

平成 23 年から 320 千円の予算計上があるが、実績はなかったということで、質問を所管課の担当者にしたが、犯罪被害者の支援は京都市犯罪被害者等支援条例にも規定されており、諸々の観点から実施されなければならないとの趣旨から、実績がなくても必要な補助金であるということであった。しかし、現実には 2 年間も利用がないのは事実であるため、当補助金をより効果的に周知することや、補助金要綱の適用範囲を広げることにより、犯罪被害者をもっと違う方法で支援できないか等の検討をすべきである。

【意見】 本市の条例からの要請もあり廃止はできないが、当補助金を周知させるための努力を更に行うべきである。

**No.59 旧地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律第 2 条
第 1 項に規定する対象地域周辺民間浴場に対する助成金 374 千円（予算）**

平成 21 年度で 27 千円、平成 22 年度で 4 千円、平成 23 年度では 0 千円の実績がなく、ほとんど機能していない。また、平成 24 年度の現時点においても申請はな

いということである。市立浴場と民間浴場の間に存在する料金格差により、民間浴場の経営が圧迫されているのが事実であったとしても、ほとんど利用されない本補助金については、その廃止も含めて検討すべきである。補助金等の調査票の質問に対する回答に、民間浴場の経営を助成するために様々な方法があるということなら、本補助金ではなく他の方法を考えるべきである。

【指摘事項】 当補助金がほとんど利用されていない状況について、目標を達成するための方法等、制度的な検討をすべきである。

No.60 消費者訴訟団体設立補助金 100 千円（予算）

京都市消費生活条例第 29 条に基づき、平成 19 年 5 月 7 日に京都市消費者訴訟援助実施要綱が制定され、平成 19 年度に初めて 100 千円の予算が計上された。しかし、当制度は調停を経ること等を要件とするものであるため、調停がなければ対象とならないということにより利用はなかった。平成 24 年度も現在のところ利用はない。

しかし、利用がないからといって、この制度がなくなった場合、重大な消費者被害者等が発生した場合に訴訟に踏み切る後押しがなくなり、また、相手方に対する抑止力もなくなるため、この制度は必要とのことである。しかし、当補助金の趣旨としての必要性は理解できるが、利用がない状態のまま補助金制度を続けてもいいかどうかは疑問である。

これまでの実績を踏まえた上で、この制度は存続させるということならば、100 千円の予算が必要ではなく、極力抑えて 1 千円の予算でもいいのではないかと。

【意見】 当補助金は条例に基づくものであるため廃止はできないが、これまでの実績を踏まえた上で、補助金の予算計上額は極力抑えるべきである。

No.167 林道改善事業補助金 210 千円（予算）

この補助金は、林道における車両通行の安全確保のためであるが、最近は何事業年度 200 千円の補助金を交付している。

今年度も当初は、花背地域の林道長戸谷路線を計画していたが、地元が自力にて工事の施行が行われたため、申請もなく実績もなかった。しかし、翌平成 24 年度にも 200 千円の予算計上があった。

近年の林業不振により、林業家の自己負担のみでの林道改善事業は困難であることにより、今後も当補助金は必要であるとのことであるが、必要であるのなら林業家各自に補助金の周知を徹底し、実績を上げるよう努力しなければならない。

【意見】 必要な林道改善事業の周知を徹底し、予算に計上した補助を実行するよ

うに努力すべきである。

No. 344 らくなん進都企業立地促進のための土地所有者奨励金 5,600 千円（予算）

当補助金は、らくなん進都への企業立地を促進する目的で、区域内の土地の所有者が、ものづくり企業に対して土地の売却等を行った場合に交付するもので、平成 20 年度から開始した補助金である。

平成 20 年度から今年度まで連続して 3 年間、補助金の交付実績がない状況であるが、毎年度予算計上がされている。

しかし、平成 24 年度は、対象に指定している実績は 3 件あったことにより、2 件の実績が実行された。また、現在のところ新規に 6 件の指定実績があり、平成 24 年度内に数件指定する予定である。

これは、企業のニーズに合った土地面積の確保が困難であることなどの理由により、指定実績が少ない状況であったため、平成 24 年度から年間の指定件数の上限撤廃等の制度拡充を実施したことによる効果である。

今後も、らくなん進都内に企業誘致を促進するための条件等を検討して、予算の計上をするだけにならないよう努力すべきである。

【意 見】 企業誘致を促進するための条件等を検討して、予算計上だけにならないように努力すべきである。

No. 463 水洗化困難箇所ポンプ施設等設置工事費助成金 2,000 千円（予算）

当補助金については、平成 22 年度までは申込みの申請があったが、平成 23 年度及び平成 24 年度と共に 2,000 千円の予算計上がされているが、23 年度は実績がなしという状況になっている。補助金等調査票の回答によると、下水道処理区域内の残存するくみとり便所、浄化槽がなくなるまで継続して実施する必要があるとしている。しかし、その通りとするならば半永久に補助し続けなければならなくなる。実態としても徐々に減少しており、とくに本年度は実施がなしということもあり、要望が減ってきていることが明らかで、検討の余地がある。

また、このような政策的な工事助成については、補助の終期を明示すべきである。

【参 考】 期限を設け、補助金の終期を明確にするように検討すべきである。

No. 464 私道内共同排水設備設置助成金 500 千円（予算）

当補助金は、下水道の処理区域内ではあるが、私道のため、下水道が布設できない箇所に対する補助金であり、該当の箇所がなくなるまで、継続して実施する必要があると、補助金等調査票では回答されている。しかし、平成 19 年を最後に現時点

まで、その利用申し込みは 1 件もない。国の法律（下水道法）にも水洗化工事の資金援助をすることと決められているが、この補助金も同様に希望者が減ってきており、需要がなくなっているのではないか。やはり、このような補助金も、終期を明示すべきであり、時期が到来したらその時点で検討すべきである。

【参 考】 期限を設け、補助金の終期を明確にするように検討すべきである。

【 4 】 ① の監査結果のまとめ

指摘事項	No.29 京都市姉妹都市 交流推進事業補 助金 No.59 旧地域改善対策 特定事業に係る 国の財政上の特 別措置に関する 法律第 2 条第 1 項に規定する対 象地域周辺民間 浴場に対する助 成金	効果的な周知方法を検討するとともに、年度ごとに適切な所要額で予算計上すべきである。 当補助金がほとんど利用されていない状況について、目標を達成するための方法等、制度的な検討をすべきである。
意 見	No.52 京都市民間緊急 一時保護施設に おける犯罪被害 者等支援活動事 業補助金 No.60 消費者訴訟団体 設立補助金	本市の条例からの要請もあり廃止はできないが、当補助金を周知させるための努力を更に行うべきである。 当補助金は条例に基づくものであるため廃止はできないが、これまでの実績を踏まえた上で、補助金の予算計上額は極力抑えるべき

意 見	No.167 林道改善事業補助金 No. 344 らくなん進都企業立地促進のための土地所有者奨励金	である。 必要な林道改善事業の周知を徹底し、予算に計上した補助を実行するように努力すべきである。 企業誘致を促進するための条件等を検討して、予算計上だけにならないように努力すべきである。
参 考	No. 463 水洗化困難箇所ポンプ施設等設置工事費助成金 No. 464 私道内共同排水設備設置助成金	期限を設け、補助金の終期を明確にするように検討すべきである。 期限を設け、補助金の終期を明確にするように検討すべきである。

- ② 本年度の予算には計上はされているが、翌年度の予算には計上がない補助金等（つまり、本年度で終了した補助金等）

No.125 被災企業支援サポーター事業被災企業支援協力補助金 5,000 千円（予算）

この事業は、東日本大震災の被災地企業を支援した京都の企業に対する支援を目的としたもので、平成 23 年度の単年度の補助金である。

平成 23 年 6 月から 7 月にかけて三次にわたり、東北経済産業局、仙台市経済局等の自治体等々を訪問し、事業内容の周知を依頼するとともに、被災地における経済活動の状況、被災企業・事業者の支援ニーズ等の情報収集を行った。また、河北新報、岩手日報、福島民報、福島民友新聞に本市の被災地支援の取組を掲載し、本事業の

周知を図った。

こうした中、被災地の企業及び産業支援機関から、一時的、部分的な生産の代替や人的支援協力といった当初予定していたニーズではなく、販路開拓の観点から東北商品の展示販売会の開催についての要望があり、平成 23 年 12 月 8 日に講演会及び東北商品展示会を京都で開催した。

この事業の予算計上額は 5,000 千円であったが、補助金等交付一覧においては同一事業としての実績の掲載がなかった。しかし、実際には 2,988 千円の実績があった。

これは、当補助金が No.124 被災企業支援サポーター事業補助金（予算、1500 千円）と平成 23 年の予算の計上時には、目的が異なっているとの判断であったので、別々に予算計上したが、結局目的が共通していると判断したため、平成 24 年度の実績報告では No.124 と No.125 を No.124 に合算して、2,988 千円と掲載したということであった。

この補助金については、単年度交付の補助金のため、翌年度の「補助金等交付一覧」には掲載されないため、実績が確認できない。ましてや、2 つの補助金を合算したという経緯もどこにも説明がされていない。公表する補助金等交付一覧には、同年度の予算と実績は併記して掲載すべきである。

【参 考】補助金等交付一覧の掲載で、同年度の予算と実績を併記すべきである。

No.184 障害者就労訓練設備等整備費補助金 58,500 千円（予算）

この事業については、平成 22 年度まで、国庫補助事業として実施されてきたが、平成 23 年度からは、都道府県を実施主体とする基金事業「障害者自立支援特別対策事業」に組み替えられ、国庫補助事業は廃止されたため、全額未執行となった。平成 23 年度予算編成時点では、国庫補助事業の廃止は周知していなかったため、実績がなしとなった。平成 24 年度予算には計上しなかったということで、当事業は廃止となったが、このような経過がわかるようにするためにも、毎年公表される「補助金等交付一覧」に前年度の予算と実績を併記して掲載すべきである。

また、この「障害者就労訓練設備等整備費補助金交付要綱」の廃止の決定をしたのかという質問に対して、平成 24 年 1 月 11 日付けで廃止の決定をしたということであるが、質問がなければ、当要綱が存在するのかについては把握できない。

要綱の改廃に関しての情報をもっと開示する工夫を検討すべきである。

【参 考】補助金等交付一覧の掲載で、同年度の予算と実績を併記すべきである。

- ③ 予算に計上はされているが、本年度の実績がなく、翌年度に繰越された補助金等

No.362 地域優良賃貸住宅補助金（整備費補助） 28,067 千円（予算）

当補助金は平成 23 年度予算では 28,067 千円と高額な予算が計上されたにもかかわらず、実績がなしとなっている。高齢者向けに良質で低廉な住宅（いわゆる、特優賃）を供給し、居住水準の向上を図るために行う住宅整備事業であることから一件当たりの補助金の額は大きくなる。現に平成 22 年度の補助金の金額は 46,863 千円であるが、件数は 1 件だけである。平成 21 年度、平成 23 年度及び平成 24 年度をみても補助金の実績は全くない状況である。

平成 23 年度の予算は、特優賃の新築に対する金額を計上したため、28,000 千円も計上されているが、平成 24 年度の予算は、特優賃の高齢者向け改修に対する補助を想定しているため 1,320 千円と、極端に減少している。確かに、平成 23 年度の予算は、認定を受けていた事業者が自己都合により辞退したこと、平成 24 年度中に別の事業者による認定をし、工事が完成して補助金を交付することが時間的に困難であったことにより補助金が交付できなかった。結果的に 28,000 千円もの予算の支出はなかったのである。今後、予算計上の基準等を検討すべきである。

【意 見】 予算の計上について、申請件数及び時期等を検討すべきである。

No. 377 上七軒通等修景整備事業補助金 21,000 千円（予算）

当事業は上七軒通及びその周辺道路の無電柱化事業に伴う路面舗装工事事業である。本市認定道路部分（市道）については、本市の工事として美装化舗装を実施しているが、私道部分については、土地の所有者等の負担となる。しかし、歴史的風致と調和する道路空間の整備を推進する事業を支援し、歴史的建造物等と一体となった歴史的環境を図ることを目的として、平成 23 年度にこの要綱は新しく制定され、工事費の 3 分の 2 の補助をすることとした。

その要綱によると、上七軒通及びその周辺道路だけに限定されているが、京都市内の他の地域にもそのような要望はなかったのか。また、この地域に限っても上七軒歌舞練場周辺道路だけが上七軒お茶屋協同組合より申請されている。しかも単年度（平成 23 年度が延期されて平成 24 年度になっている）の補助金になっている。

平成 23 年度の予算計上額は 21,000 千円となっていたが、交付対象者が行う工事が遅れたため、当事業年度の決算額はなしであった。再び、翌事業年度に 13,440 千円の予算が繰り越され、現在までにその補助金は実行されている。当補助金は工事費の 3 分の 2 の範囲内で、平成 24 年度の工事費の 20,160 千円の 3 分の 2 の 13,440 千円ということになる。これは、交付対象者の工事の変更があったことによって、当初の平成 23 年度の 21,000 千円 of 金額から変更されたものであった。

このように、同事業年度で予算計上額と決算額の対比がないと、当補助金の経緯が把握しにくいと、当補助金及び今後の補助金についても、公表される補助金等交付状況一覧で明らかにすべきである。

【参 考】 補助金等交付状況一覧の掲載で、同年度の予算と実績を併記し、補助金の交付状況を明らかにすべきである。

- ④ 予算の計上はされているが、別の理由で補助金から外れた補助金等

No.333 地方独立行政法人京都市立病院

機構運営費交付金

43,000 千円（予算）

この補助金については、平成 23 年 8 月 1 日付けで要綱を制定し、平成 23 年度の予算において、43,000 千円を計上した。しかし、その後、条例所管局より補助金条例に基づく補助金等に該当しないという解釈が示されたということで、平成 24 年 3 月に同要綱の廃止の決定をした。従って、この補助金は平成 24 年度の補助金等交付一覧の掲載から除外されている。

予算編成の段階でもっと吟味して、補助金の判断をしなければならない。

従って、この補助金についても、補助金等交付一覧に同年度の予算と実績を併記し、補助金の交付状況を明らかにすべきである。

【参 考】 補助金等交付一覧に掲載された補助金が、どのような経緯で掲載されなかったのか明らかにするため、同年度の予算と実績を併記し、実績欄にその旨を記載すべきである。

【 4 】 ②③④ の監査結果のまとめ

意 見	No.362 地域優良賃貸住宅補助金 (整備費補助)	予算の計上について、申請件数及び時期等を検討すべきである。
参 考	No.125 被災企業支援サポーター 事業被災企業支援協力補助金	補助金等交付一覧の掲載で、同年度の予算と実績を併記すべきである。

参 考	No.184 障害者就労訓練設備等整備費補助金	補助金等交付一覧の掲載で、同年度の予算と実績を併記すべきである。
	No. 377 上七軒通等修景整備事業補助金	補助金等交付状況一覧の掲載で、同年度の予算と実績を併記し、補助金の交付状況を明らかにすべきである。
	No.333 地方独立行政法人京都市立病院機構運営費交付金	補助金等交付一覧に掲載された補助金が、どのような経緯で掲載されなかったのか明らかにするため、同年度の予算と実績を併記し、実績欄にその旨を記載すべきである。

【5】 補助をしている効果の測定方法について検討が必要な補助金等

① 補助金の支出に対して効果はあるのか

補助金を交付する以上、補助金の支出に関して、費用対効果という視点はいつも注意しておかなければならない。効果が期待できる事業であるならば、効果に見合った費用を支出するのは当然である。特に、団体等の運営事業補助の場合、効果を客観的に算定し、それに見合った経費を支出すべきである。

また、補助金支出の必要性等を判断するためにも、団体等の事業収支、事業ごとの詳細な事業収支、証憑書類に照らした詳細な実績報告を受けるべきである。

No.27 京都市外国人留学生国民健康保険料補助事業補助金 7,279 千円

この補助金は、外国人留学生の国民健康保険料の一部を補助することで国民健康保険への加入を促進し、留学中の健康上の不安を取り除き、学習成果の向上と外国との友好関係の発展への寄与を目的として私費留学生に対して行われる補助金事業であり、支給額は一人あたり月額 700 円（年額 8,400 円）となっている。私費留学生は約 5 千名（平成 23 年 5 月 1 日時点）いるが、平成 23 年度の支給者はそのうち約 1,200 名である。

同補助金について、所管課としては標準的な留学生の国民健康保険料の 5 割弱に相当する補助金であることから留学生の国民健康保険加入促進に貢献するものであり、同時に大学側からも好感を持たれている制度であると認識しているとのことであった。しかし、私費留学生のうち同補助金を申請していない者が大半を占めているものの、私費留学生に対して申請していない理由の調査、申請している学生に対するアンケート、大学側に対するアンケート、申請率の高い大学の私費留学生に対する周知方法の確認など、補助金の効果に関する検証や周知方法の確認など同補助金の利用向上に繋がる取り組みが十分でなかった。

【指摘事項】 同補助金の効果に関する検証、周知方法の確認など、より補助金額の利用向上に繋がる取り組みがされるべきである。

No.214 京都市全国障害者スポーツ大会団体競技チーム強化事業補助金 999 千円

車椅子バスケットボール、バレーボール及びソフトボールの近畿ブロック予選大会に京都市代表として出場することを認められたチームの強化を行うために、同チームの強化事業を行う京都障害者スポーツ振興会に対して補助金等が交付されるものである。

所管課の説明によると、全国大会のあるスポーツで京都代表が構成されているのが 3 種のスポーツなので、当該スポーツに限定して補助を行っている。補助金等調査票では、全国障害者スポーツ大会出場回数を成果指標としていると回答を得てい

るが、所管課に質問を行ったところ、全国大会への出場というよりは障害者福祉の推進、健康の増進を目的としていると回答があった。その目的では、明確な効果の測定が行えず、いつまでも達成ができない結果となり、補助金の効果がわからなく恐れがある。

【意見】 明確な成果目標を設定し、補助金の効果が発揮されているのか示すべきである。

No.243 はり・きゅう・マッサージ施術費助成 6,371 千円

75 歳以上の高齢者の健康増進を目的として、はり・きゅう・マッサージの無料利用券を申込者 1 名につき 4 枚配布する制度である。その無料利用券の配布額全額が補助金により賄われている。

施術所の選定は随時行っており、はり・きゅう・マッサージ免許所有者の申請があれば利用券が使用できる施術所として認可されている。75 歳以上の対象者は約 16 万人おり、うち実際の利用者は 2,500 人程度であるため、制度が浸透し、補助金の効果があがっているとは言い難い。また、高齢者の健康増進が目的であるならば、極論ではあるがスポーツジムを利用するなど他にも手段は考えられるため、特定の業種を間接的に補助するための補助金であると捉えられないように、制度を検討する必要がある。

【指摘事項】 高齢者の健康増進への寄与など、効果の測定を適正に行い、制度的な見直しを検討すべきである。

- ② 少額な補助金等、収入に占める割合が低率な補助金等に支出の効果があるのか
調査票による分析によれば、年間の補助金等の金額が 50 万円未満の少額な補助金等は支出されなかった分も含めて、次の表の通り 120 件となっている。

50 万円未満の補助金等一覧表 (単位：件)

区 分	件 数
0 円	14
10 万円未満	18
20 万円未満	29
30 万円未満	26
40 万円未満	13
50 万円未満	20
合 計	120

1 件当たりの補助金額が小さいものや、事業規模に対して補助額が特に小さく効果が見えにくいものについて、補助金等の交付に係る事務コストや、補助金の効果との関連性を十分吟味して、漫然と支出されてはいないのかその必要性を検証し、統廃合することも検討し、事業を見直し、選択と集中を図るべきである。

No.446	伏見納税貯蓄組合連合会補助金	10	千円
No.410	東山納税貯蓄組合連合会補助金	20	千円
No.395	上京納税貯蓄組合連合会補助金	30	千円
No.401	左京納税貯蓄組合連合会補助金	60	千円
No.406	中京納税貯蓄組合連合会補助金	73	千円
No.419	下京納税貯蓄組合連合会補助金	140	千円

これらの補助金の補助金要綱は京都市納税貯蓄組合連合会交付要綱で統一されているのであるが、研修会の開催に関する実施が補助金額に直接影響する。具体的には、No.419 の下京納税貯蓄組合連合会が研修を年間に 2 回開催しているため、他の連合会より多くなっている。

ただ、各連合会の事業について、納税貯蓄組合連合会の単独事業なのか、社団法人納税協会等との共催なのか、事業の主体がよくわからない。あくまで、各納税貯蓄組合連合会に対する補助金のため、他の団体の負担すべき費用の補助になっていないかの検証はしなければならない。

納税貯蓄組合法の制定された時代の情勢と、現在の情勢は随分変化してきている中で、年間数万円の補助金が果たして有効で、必要かどうかということと、効果があるのかということも検討すべきである。

市税について、いろいろな場を通じて納税者に周知したいという、所管課の担当者の質問に対する回答は理解できるが、なぜ現在でも納税貯蓄組合連合会だけなのか、広く当団体以外の団体にも市税の納税意識を周知させる方法を考えた方が有効であると考ええる。

【指摘事項】 少額な補助で効果は上がっているのか、また特定の団体だけを対象にした補助金でいいのか検討すべきである。

No.149 京都市鶏病自衛防疫補助金 8 千円

当補助金は大規模養鶏農家で飼養されている鶏に対して、鶏病（ニューカッスル病）の発生を予防するため、鶏病ワクチンを接種する費用の一部を補助しているが、平成 23 年度は 8 千円と極めて少額である。平成 21 年度、平成 22 年度ともに 15 千円と少額で、今後も増加する要因が見当たらない。この制度は昭和 44 年から始まっているが、今でも必要な補助金かどうか、目的は既に達成されたのではないだろう

か。

ただ、所管課の担当者に質問の結果、「もし補助金を廃止してしまった場合、鶏病ワクチンを接種する業者がいなくなってしまう、万が一鶏病が発生した場合莫大な費用がかかるため、当補助金は必要である。」ということであった。

しかし、4軒の農家で年間8千円、1件当たり約2千円程度の負担は農家の経営者としては当然の社会的責任であるため、本人が負担すべきである。

【指摘事項】 補助金で実施しなければならないような金額かどうか、補助金の効果等を検討すべきである。

No.256 京都こども文化会館府市共催事業補助金 400千円

財団法人京都こども文化会館が行う府市共催事業に対して補助金が交付されているものである。

平成23年度においては、音楽会や子供向け映画の上映を計4回行った。1回目の無料音楽会と2回目の有料映画大会は定員608名の大会ホールで実施し、1回目は314人、2回目は186人の参加者があった。3回目と4回目の無料音楽会は、定員100名の小ホールで実施し、3回目は130人、4回目は109人の参加者があった。事業全体を通じては、募集定員の5割程度の集客であった。

また、唯一の有料事業である2回目の映画大会において、前売り券が地元の商店街に200枚販売されているにもかかわらず、その前売り券はほとんど利用されなかった。仮にこの利用しなかった人が全員来場したとしても、6割強の集客に留まり、このことから有効な事業が行えていないことは明白である。

補助金の支出に対して効果が期待できる有効な事業ができないかどうかを検討すべきである。ただし、同事業は府市共催事業であるため府との協議が必要である。

【指摘事項】 府市共催事業であるため府との協議のうえ、補助金の支出に対して効果が期待できる有効な事業を行えるよう、検討すべきである。

No.458 雨水浸透ます設置助成金 20千円

都市化に伴い多くの土地が、アスファルトやコンクリートに覆われているため、大雨が降ると地中に浸透せず、水路や下水道が溢れやすくなっているため、この雨水浸透ますを設置して、治水対策を促進しようとする補助金である。

以前から、雨水貯水タンクの設置の助成については、No.457の雨水貯留施設設置助成金があり利用実績もあったが、同種の雨水浸透ますの設置に関しても、今年度より補助金が交付されるように補助金要綱が制定された。そして、平成23年度は1,000千円の予算額に対して、1件のみ20千円の実績しかなかった。平成24年も

1,000 千円の予算に対して、実績は現在のところないと説明を受けた。パンフレット、ホームページ等で助成制度を紹介しているとのことだが、当補助金に対する市民への周知が十分でない。より効果のある周知の方法を検討すべきである。もし、次年度の実績がなければ、3 年間ほとんど利用がないことになるので、廃止も含めた検討を考えなければならない。

また、当補助金の京都市雨水浸透ます設置助成金交付要綱は、No.457 の雨水貯留施設設置助成金交付要綱と類似しているため、両要綱を統合することも検討すべきである。

【指摘事項】 市民に対して、より効果のある周知を工夫し、制度の利用が増加する方法を検討すべきである。

No.502 京都府青少年剣道錬成大会

27 千円

京都府内の中学生以下の男子・女子で剣道を愛好し、剣道を通じて健全なる精神と身体・健康の増進に取り組む少年剣士を激励し指導するという、京都府剣道道場連盟の事業に対する補助金で、金額も毎年 27 千円と少額であるが、この金額で上記のような崇高な目的が達成できるのか疑問である。

当補助金の交付に係る事務コストや、補助金の効果との関連性を十分吟味して、必要性を再考すべきである。

【指摘事項】 補助金の効果を十分吟味して、必要性等を検討すべきである。

No.503 京都招待中学サッカー大会

45 千円

No.504 京都招待ユース（U-16）サッカー大会

45 千円

全国から優秀なチームを招き、サッカーを通して中学生の技術の向上と各々のチームの友情を深め健全な中学生の育成を図る（No.503）目的や、国体少年男子の部 U-16 化に伴い、全国の競合チームを招いて選手の技術の向上と競技力を強化する（No.504）目的のために補助金を交付しているが、平成 23 年度の補助金額は各 45 千円と少額である。しかも、何年もの間各 45 千円である。

交付先団体である京都府サッカー協会の実績報告書に添付されている決算書において、補助金に対する費用を特定しようとしたが区別できない。事業費に対する補助金ということを考えれば、この実績報告書は適切ではない。

また、京都府サッカー協会の財務内容からみても、45 千円の当補助金が必要であり、その効果はあるのかを検討すべきである。

【指摘事項】 補助金の効果を十分吟味して、必要性等を検討すべきである。

【５】の監査結果のまとめ

指摘事項	No.27 京都市外国人留学生国民健康保険料補助事業補助金 No.243 はり・きゅう・マッサージ施術費助成 No.446 伏見納税貯蓄組合連合会補助金 No.410 東山納税貯蓄組合連合会補助金 No.395 上京納税貯蓄組合連合会補助金 No.401 左京納税貯蓄組合連合会補助金 No.406 中京納税貯蓄組合連合会補助金	同補助金の効果に関する検証、周知方法の確認など、より補助金額の利用向上に繋がる取り組みがされるべきである。 高齢者の健康増進への寄与など、効果の測定を適正に行い、制度的な見直しを検討すべきである。 少額な補助で効果は上がっているのか、また特定の団体だけを対象にした補助金でいいのか検討すべきである。 少額な補助で効果は上がっているのか、また特定の団体だけを対象にした補助金でいいのか検討すべきである。 少額な補助で効果は上がっているのか、また特定の団体だけを対象にした補助金でいいのか検討すべきである。 少額な補助で効果は上がっているのか、また特定の団体だけを対象にした補助金でいいのか検討すべきである。 少額な補助で効果は上がっているのか、また特定の団体だけを対象にした補助金でいいのか検討すべきである。
------	---	--

指摘事項	No.419 下京納税貯蓄組合連合 会補助金 No.149 京都市鶏病自衛防疫補 助金 No.256 京都こども文化会館府 市共催事業補助金 No.458 雨水浸透ます設置助成 金 No.502 京都府青少年剣道錬成 大会 No.503 京都招待中学サッカー 大会 No.504 京都招待ユース (U-16) サッカー大会	補助金でいいのか検討すべきである。 少額な補助で効果があるのか、特定の 団体だけを対象にする補助金なのかと いうことも含めて検討すべきである。 補助金で実施しなければならないよう な金額かどうか、補助金の効果等を検 討すべきである。 府市共催事業であるため府との協議の うえ、補助金の支出に対して効果が期 待できる有効な事業を行えるよう、検 討すべきである。 市民に対して、より効果のある周知を 工夫し、制度の利用が増加する方法を 検討すべきである。 補助金の効果を十分吟味して、必要性 等を検討すべきである。 補助金の効果を十分吟味して、必要性 等を検討すべきである。 補助金の効果を十分吟味して、必要性 等を検討すべきである。
------	--	---

意 見	No.214 京都市全国障害者スポーツ大会団体競技チーム強化事業補助金	明確な成果目標を設定し、補助金の効果が発揮されているのか示すべきである。
-----	---	---

【6】長期に交付を継続している補助金等は現在も必要か

補助金等の調査票の補助期間の項目で、補助金等の期間の欄について空欄が多かった。経過年数別に補助等をみると、長期（例えば、20年以上）経過しているものは多いはずなのに、記入があったのは大変少なかった。しかし、補助金等の開始年度等を調べた結果、20年以上長期化している補助金等は101件もあった。

その内訳として 50年以上のもの 10件
40年以上のもの 21件
30年以上のもの 43件
20年以上のもの 27件 であった。

これらの補助金等が開始した時代には、補助金等の必要性は十分にあったと思われるが、何十年後の現在でも、当時の要請は現在でもあるのか、現在の価値判断で客観的に見直すべきである。

例えば補助開始後ある一定の年限以上継続しているものは、補助金の目的の達成が既になされていないかどうか、あるいは社会経済状況の変化に伴い、制度自体が陳腐化していないかなど、その必要性を十分検討し、原則として見直すべきである。

また、このようは補助金については、終期が設定されていないため、長期化する傾向があるように思える。本市の実際の補助金等のなかでも、単年度のみ補助金等、利子補給金のものは例外として、終期を設定しているものはほとんどない。

今後、新規に補助事業を創設する際には、当初から年限を設ける等して、終期を考えるべきであろう。

No.513 学童う歯対策事業

339,441 千円 （昭和 36 年～）

昭和 38 年には、京都市内の小学生のう歯罹患率は 90%を超えており、小学生の健全な発育の増進に寄与するためには、早急にう歯罹患率を減少させる必要があった。また、当時は社会保険の自己負担率と国民健康保険の自己負担率が異なることによる、歯科治療費の自己負担の不公平をなくするということもあり、政令指定都市では初めて小学生のう歯治療に係る自己負担分を補助する制度を設けた。

昭和 36 年から始まり平成 23 年の約 50 年間、当時の詳しい資料はないので、毎年いくらの補助を交付してきたかは不明だが、少なくとも近年は毎年 4 億円程の補助を実施してきた。その結果、昭和 38 年から 50 年後の平成 23 年には、小学生のう歯の罹患率は約 53%と約 4 割も減少している。しかし、これは本市だけの状況ではなく、全国平均の罹患率も同様に約 4 割減少しているのである。全国で京都市だけが、う歯治療に係る自己負担分を補助する制度を実施しているはずなのに、結果は全く同じである。時代の変遷により、全国的にう歯罹患率が下がっただけではないだろうか。この実態は次の表の通りである。

う歯罹患率 経年

(単位：％)

年度	京都市	全国	年度	京都市	全国	年度	京都市	全国
昭 38	92.64	96.50	平 1	86.34	90.34	平 13	71.40	75.59
44	94.44	97.78	2	85.01	89.54	14	69.77	73.86
50	93.25	97.72	3	84.55	89.34	15	67.95	71.31
55	92.37	—	4	85.06	89.09	16	65.70	70.40
56	92.17	93.51	5	86.30	88.39	17	63.21	68.20
57	91.19	93.06	6	84.12	88.01	18	63.03	67.80
58	90.04	92.61	7	82.53	87.33	19	60.44	65.47
59	90.73	91.52	8	81.07	85.73	20	59.46	63.79
60	88.44	91.36	9	79.40	84.66	21	57.31	61.79
61	87.83	91.22	10	77.41	82.07	22	55.42	59.63
62	87.21	91.06	11	75.08	88.77	23	53.07	57.20
63	86.53	90.05	12	73.25	77.87			

(文部科学省学校保健統計調査より)

また、下表の政令指定都市 19 市（実質 16 市）の平成 23 年度の「う歯の状況」を見てみると、本市のう歯罹患率（53.07％）の小学生のうち、治療完了者率（27.44％）は、51.7％とほぼ半分の状態である。治療費の負担分を補助している本市が、全国の平均と比較しても、余り変わらなく、16 市のうちでも上位にはなっていない。

平成 23 年政令指定都市 う歯状況

(単位：％)

都市名	処置完了者率	未処置者率	う歯罹患率	都市名	処置完了者率	未処置者率	う歯罹患率
札幌市	33.61	29.66	63.27	名古屋市	27.53	19.63	47.16
仙台市	30.39	29.64	60.03	京都市	27.44	25.63	53.07
さいたま市	28.61	16.18	44.79	大阪市	40.23	30.67	70.90
千葉市	25.60	27.30	52.90	堺市	29.85	27.57	57.42
川崎市	28.50	23.21	51.71	神戸市	31.10	21.00	52.10
横浜市	—	—	—	広島市	26.43	23.82	50.25
相模原市	—	—	—	岡山市	24.10	24.60	48.70
新潟市	—	—	—	北九州市	28.67	34.71	63.38
静岡市	22.90	19.90	42.80	福岡市	30.29	25.07	55.36
浜松市	27.60	20.90	48.50	全国	28.65	28.56	57.20

(指定都市学校保健協議会比较資料、本市調べより)

＊ 横浜市、相模原市、新潟市は調査対象が異なるため、省いた。

50 年前の小学生のう歯の状況からみれば、当時の補助金の必要性は理解できるが、現在のこれらの状況をみても、治療費の負担補助の効果が十分に出ているかということについては、疑問である。確かに、50 年もの間、一貫して全国平均を下回っているという見方もあることは否定しないが、毎年数億円の補助金を交付し続けている以上、もっと効果を求めるのは当然である。全国の 50 年間の推移を大きく上回ることを期待するのは妥当である。

50 年もの長期の期間、同じことを続けると、どうしても惰性的に前年の通りということになってしまいがちになる。

平成 24 年 11 月 8 日の「いい歯の日」に全国の小学校のなかで、他の都道府県の小学校に関して、むし歯ゼロの学校を紹介する記事が掲載されていた。その記事によると、歯磨き等の予防を徹底的に実施したことで成し遂げたということだった。このように、小学生のう歯を減少させるという目的のために、いままでの方法で効果が十分に見込めないのであるならば、他の成功事例を参考にする等、別の方法も参考にするべきである。

また、当事業に対する平成 23 年 2 月公表の事務事業評価のなかで、業績評価における目標達成度の検証を実施している。しかし、その目標値に非常に低い目標（次年度目標値が当年実績より低い）を設定し、その目標値を達成したとして、当事業の目標達成度は非常に高いという評価をしている。その評価の結果、当事業は継続すべきであるとしている。毎年、同様の事務事業評価をしているが、もう少し実態を把握した。正しい成果指標を設定するべきである。

本市では、平成 24 年 9 月から子ども医療費支給制度が開始されたが、これは子育て家庭の経済的負担を軽減し、更なる子どもたちの健康を守っていくことを目的としたものであり、この学童う歯事業の趣旨と合致はしているが、重要なのは趣旨の合致だけではなく、その事業の実施方法である。なぜ、う歯の治療費補助なのか、歯の予防に対する補助ではだめなのか、また学童の歯の医療費だけ考えればよいのか等、この制度の見直しの検討をすべきである。

そのうえで、正しい成果指標を設定して、効果の測定をすべきである。

【指摘事項】 他の制度、他の方法がないかを含めて、学童う歯事業の見直しを検討すべきである。

【6】の監査結果のまとめ

指摘事項	No.513 学童う歯対策事業	他の制度、他の方法がないかを含めて、学童う歯事業の見直しを検討すべきである。
------	--------------------	--

【7】 補助金等が固定化していることは適正か

補助金等の調査票の分析によれば、補助の算出根拠に関する質問について、「定額」と回答した補助金等が 70 件あった。平成 23 年度の補助金等を対象にしたため、単年度だけの補助金等で判断したものもあり、70 件全部が固定化に該当するのではないが、かなり多くの補助金等が固定化していた。

補助金等については毎年定額でも、補助金事業の環境は、年々変化するのは当然である。そのような状況で、補助金等だけが定額であることについてはなかなか市民の同意を得られない。

「定額」が継続している補助金等は、そもそも公益目的に照らして、補助を行う必要があるかどうかをまず検討すべきであり、必要ありとの判断があれば、次に金額を見直すということが必要と考える。

また、調査票によれば、算定方法が定額ではなくても、「毎年同額（過去 3 年間）」の支出の補助金等が 96 件あり、同様に固定化していた。

この場合も、同様に補助金等が結果的に毎年同額で支出されることについては、固定化の疑問が残る。補助事業者の中には、これは既得権であると誤解している場合もありうる。

本市の補助金条例の第 6 条第 2 項に、「あらかじめ補助金等ごとに補助金等の額の算定方法を補助金要綱等で定めなければならない」とあり、その算定方法が補助金要綱等で明確にルール化されていなければならないが、実際にはルール化していない場合が多くみられた。

このように、補助金要綱の中で算定方法を明確にすることは、算定方法が定額になっているとか、毎年同額になっているのを防ぐために有効である。また、補助金等の金額に限度額を設けることも、防止策としては有効である。

No.85 京都市地域経済活性化等支援事業補助金 5,000 千円

この補助金は、京都商工会議所が実施する「地域活性化会議事業」、「経営安定特別相談事業」に対して、事業助成を行い、市中中小企業振興及び地域経済活性化を促進することを目的として、交付されるものである。

ただ補助目的に対する効果測定の成果指標を地域活性化会議等の開催件数としている。補助目的と成果の間に明確な相関関係はなく、開催件数を増やすことが目的化する恐れがある。

一方、京都市地域経済活性化等支援事業補助金交付要綱では、「補助金の額は、毎年度予算の範囲内において、交付対象経費の 2 分の 1 に相当する額以内の額とする」とあるが、ここ数年は定額交付となっている。

効果測定指標と補助目的との相関関係がはっきりしないため、効果の有無を測定するために、いったん交付を中止してみる方法もあるが、交付を中止しても補助目

的の達成度合いの変化（地域経済活性化度合い）は判断できないものと考えられる。

【意見】補助金額が定額にならないよう、測定可能な具体的な成果指標設定を検討するとともに、交付額の決定はできるだけ恣意性が介入しない合理的な計算によって行うべきである。

No.311 介護保険制度研修等事業費補助金 1,000 千円

当該補助金は、「介護保険制度の円滑な運営を図るため、かかりつけ医や介護支援専門員等に対する介護保険制度の周知徹底及び介護サービスの質向上を目的として」社団法人京都府医師会が実施する介護保険制度研修等事業に対して交付されている。

補助対象となっている事業費が毎年変動しているにもかかわらず、補助金が毎年定額となっているのは、補助金の額は上限額を 1,000 千円としており、平成 12 年度から平成 23 年度まで対象事業費が上限額を上回っていたため、結果的に 1,000 千円の補助金が交付されてきたことによる。

しかし、10 年以上もその上限額を見直す必要はなかったのか補助事業費の内容の検討をすべきである。

また、補助金交付申請書、実績報告書によると、平成 23 年度は予算時の支出の内訳と決算時の支出の内訳が大きく異なっていた。

その原因は、申請時の事業計画・収支予算には介護報酬改定説明会の会場費 1,257 千円（国際会館等）が計上されていなかったことに加えて、書籍「虎の巻第 1 巻摂食嚥下障害」および「虎の巻第 2 巻排泄障害」執筆料 10 千円×37 名=370 千円が計上されていなかったためである。これらの 2 種類の書籍の発行については、事業実績報告書にも記載がなかった。

当初予算に大きな変化が見込まれる場合には変更申請書を提出しなければならないが、その手続がなされていなかった。

【指摘事項】当初の予算の内容の変更があれば、変更申請書の提出を求め、再度補助が必要か検討すべきである。

【意見】事業費の額が毎年変動していることに対応して、補助金の交付対象事業費の内容を検討すべきである。

No.73 祇園祭山鉾巡行に対する補助金 21,400 千円

No.76 京都五山送り火点火執行に対する補助金 9,300 千円

これらの補助金は、文化財保護法または京都市文化財保護条例により指定された保護の必要性の高い文化財（有形文化財、無形文化財、民俗文化財等）について、

保護するという目的により交付されている。対象の文化財保護事業とは、京都における伝統行事（重要無形民俗文化財「京都祇園祭の山鉾巡行行事」、「京都五山送り火」）の執行及びその施設の整備である。補助金が交付されることにより、伝統行事がつつがなく執行され、将来にも継承されるようにするためである

これらの補助金の額は、補助事業に要する費用の 2 分の 1 に相当する額の範囲内において別に定める額と補助金交付規則で規定している。

毎年消費者物価等が変動する中で、これらの行事に要する費用も変動するが、補助金についてはなぜか毎年同額になっている。これらの補助金について、算定基準はないのか、公益的にも非常に重要な補助金であるからこそ、補助金の算定については、明確な根拠を持たねばならない。長年、同額の補助金の交付を受けていると、それが当然のことのようになり、既得権があるかのような錯覚をしてしまうことが多い。

これらの補助金の実績報告書には収支計算書、領収書等の証憑書類を添付することになっている。補助金の執行については実績報告書に添付されている協賛会の決算書の内容を精査するとともに、補助金が祇園祭山鉾連合会及び五山送り火連合会に交付されているため、今後は連合会の領収書により、事業の実施に充てられていることを確認すべきである。

【意見】 協賛会の決算書の内容を精査するとともに、実績報告書に添付されている領収書等により、事業の実施に充てられていることを確認すべきである。

【7】の監査結果のまとめ

指摘事項	No.311 介護保険制度研修等事業費補助金	当初の予算の内容の変更があれば、変更申請書の提出を求め、再度補助が必要か検討すべきである。
意見	No.85 京都市地域経済活性化等支援事業補助金	補助金額が定額にならないよう、測定可能な具体的な成果指標設定を検討するとともに、交付額の決定はできるだけ恣意性が介入しない合理的な計算によって行うべきである。

意 見	No.73 祇園祭山鉾巡行 に対する補助金	協賛会の決算書の内容を精査するとともに、 実績報告書に添付されている領収書等によ り、事業の実施に充てられていることを確認 すべきである。
	No.76 京都五山送り火 点火執行に対す る補助金	協賛会の決算書の内容を精査するとともに、 実績報告書に添付されている領収書等によ り、事業の実施に充てられていることを確認 すべきである。
	No.311 介護保険制度研 修等事業費補助 金	事業費の額が毎年変動していることに対応 して、補助金の交付対象事業費の内容を検討 すべきである。

【8】固定化された特定団体に対する運営補助金は公平性があるか

本市の 476 件の補助金等のなかでも固有名詞のついた補助金要綱は相当数に上る。

このように固有名詞が付くということは、特定の団体に対して補助金が交付されることであるが、こうした特定団体に対する固定化された運営補助金について、公平性という視点で問題はないだろうか。

No.203 心身障害児者歯科円滑診療費補助金

200 千円

当該補助金は「心身障害児者の円滑な歯科診療を進める」ことを目的とし、社団法人京都府歯科医師会が交付対象先とされている。特定団体のみを交付対象とするもので、補助金としての公平性を検討する必要がある。

また、毎年定額の支給となっており、補助金の算定根拠についても明確に規定されていない。

所管課への質問時に提出を受けた平成 23 年度の経費の明細によると、視聴覚教材費という名目で「ブルーレイディスクレコーダー、ビデオカメラ、幼児待合室壁面緩衝材設置工事費」に充てられている。ビデオカメラは、要綱に規定する「円滑な診療を進めるために必要な教材図書及び遊具等の資材を購入する」費用かどうかの検証をすべきであり、加えて、幼児待合室の壁面緩衝材設置工事費も、要綱に規定する交付の対象であるかどうかの検証をすべきである。

【指摘事項】 補助金の算定基準を明確にし、目的にあった支出内容であるかを確認し、定額にならないようにすべきである。

No.281 社団法人京都市保育園連盟実施事業補助金

7,300 千円

この補助金は、社団法人京都市保育園連盟実施事業補助金を実施する事業のうち、要綱において掲げられた研修事業、保育フェスタ事業、障害児保育相談事業及び給食巡回相談事業等に対して交付されるものである。

本市は「はばたけ未来へ！京プラン」において、保育士の資質の向上を掲げており、そのために研修は不可欠と位置づけているため、公費負担による研修を実施している。また、補助金の半分は安心こども基金から拠出されているので、全額が直接歳費によるものではない。毎年、本市が大枠での意向を社団法人京都市保育園連盟に伝え、連盟ではその意向の範囲内で裁量をもって、研修の内容を所管課と相談のうえ決定している。また、研修実施後も実績報告書により所管課が実施内容の確認を行っている。

しかし、他の専門職における研修の多くが事業主又は個人の負担により行われていることを考慮すれば、例え本市の意向が反映されたものであっても、無料で研修が行えることに関しては不公平感があり、補助金要綱では、実施可能な研修の範囲

が「市長が適当と認めるもの」と広く捉えられているので、補助金要綱の内容について検討を行い、明確に公平性が保たれる制度に改正するべきである。

【意見】公費負担となる研修内容について、補助金要綱により限定を行うこと、及び研修事業の事業費率が100%とならない方策を検討するべきである。

No.196	健康管理対策費補助金	2,341 千円
No.247	健康管理対策費補助金	569 千円
No.275	健康管理対策費補助金	9,849 千円
No.288	健康管理対策費補助金	5,785 千円

民間社会福祉施設に勤務する職員の頸肩腕障害及び腰痛症予防のために、対象職員に対してアンケートを行い、その中で気になる症状の人を抽出する方式で無料健康診断を行っている。健康診断及び研修開催等実施事業に要する費用の全額が補助金で賄われている。

健康診断の実施業者は平成22年度より従来の随意契約から競争入札に変更されたものの、実質的には変わっておらず、昭和51年の施行時から同一である。元々は昭和50年頃において、同障害の問題が社会問題となったときに福祉保育労働組合の要請で始まった制度であるが、医療の発達や業務の変化とともに重症の障害は減少傾向にある。対象となる職員以外の業種でも同様の障害が起こる可能性はあり、公平性の観点から特定の業種のみを優遇するべきではない。ただし、本市においては、早急に同制度の廃止も含めて、見直すことを検討している。

【指摘事項】補助金の見直しについて、本市が予定しているとおりにすべきである。

【8】の監査結果のまとめ

指摘事項	No.203 心身障害児者歯科 円滑診療費補助金	補助金の算定基準を明確にし、目的にあった支出内容であるかを確認し、定額にならないようにすべきである。
	No.196 健康管理対策費補助金	補助金の見直しについて、本市が予定しているとおりにすべきである。

指摘事項	No.247 健康管理対策費補助金 No.275 健康管理対策費補助金 No.288 健康管理対策費補助金	補助金の見直しについて、本市が予定しているとおりにすべきである。 補助金の見直しについて、本市が予定しているとおりにすべきである。 補助金の見直しについて、本市が予定しているとおりにすべきである。
意見	No.281 社団法人京都市保育園連盟実施事業補助金	公費負担となる研修内容について、補助金要綱により限定を行うこと、及び研修事業の事業費率が 100%とならない方策を検討すべきである。

【9】財政状態の健全な団体に対する運営費補助金は適切か

① 公益財団法人等に対する運営費補助金の規律

国が行う補助金等については、その適正化に関する基本通達の一つである「行政改革計画（第一次）について（昭和 43 年 10 月 8 日閣議決定）」において、民間団体への補助金について、「すでに団体の運営が軌道に乗り、他に収入源があり、または収入増を図ることができる団体への補助金については、廃止する。」とされている。

地方公共団体が行う補助金等においても、かかる補助金の必要性がないことは同様であり、財政状態が健全であり、運営費補助金がなくても運営が可能な団体に対しては、補助の必要性がないものと考えられる。

財政状態が健全であるかの判断にあたっては、運営費補助金の交付先に関する法律の定めや、当該団体の目的等は十分に考慮する必要がある。

例えば、公益財団法人や社会福祉法人については、以下の定めがある。

ア 公益財団法人については、「公益法人は、その公益目的事業を行うに当たり、当該公益目的事業の実施に要する適正な費用を償う額を超える収入を得てはならない。」などの定めがある（公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 14 条、第 5 条 6 号）。

イ 社会福祉法人については、社会福祉法人が行う収益事業も、社会福祉事業・公益事業の経営に充てることを目的として行うことができるとの定めがある（社会福祉法 26 条 1 項）。

上記法規制の定めを厳格に守るならば、収支が黒字になることが予定されていない公益財団法人に対する運営費補助金は、原則として赤字分の補填が限度となる。また、社会福祉法人についても、黒字相当分の運営費補助金は、必要性・相当性を欠いている。

公益財団法人や社会福祉法人以外でも、財団法人や公社などは営利を目的とした団体ではない。もし、運営費補助金によって、非営利団体の収支が黒字になった場合、その団体を黒字にさせる必要性は乏しい上に、黒字相当分は運営に必要不可欠とは言えない。

以上のことから、非営利団体への運営費補助金は、原則として赤字分の補填を限度であると考えられる。また、運営補助金などの補助金によって、公益財団法人などの非営利団体の収支の黒字を増加させたり、赤字解消にとどまらず黒字を生じさせたりすることは、特段の事情がない限り、合理性はなく、黒字相当額の補助金については、返還を求めることも一つの選択肢として考えることができる。

- ② 交付先が本市外郭団体で補助金がなくとも交付先団体の収支が黒字である場合

No. 34 公益財団法人京都市男女共同参画推進協会補助金 6,536 千円

本市の外郭団体である公益財団法人京都市男女共同参画推進協会の事業費を補助するための補助金である。本市は、本補助金を事業費補助と分類しているものの、男女共同参画推進事業は、交付先団体の主たる事業であって、補助内容は団体運営費補助と大きく異なるところはない。

交付先団体は公益財団法人であるが、収支の黒字に相当する正味財産増加額と補助金の推移は以下のとおりであり、平成 23 年度末の累積損益額も 107,885 千円となっている。本補助金がなくとも運営が可能な状態となっている。

正味財産・補助金 推移表

(単位：千円)

年 度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
正味財産増加額	16,342	17,511	21,477
補 助 金	18,996	10,537	6,536

なお、交付先団体は、平成 23 年度の収入の約 9 割が本市からの委託料及び補助金となっており、正味財産増加（収支の黒字）が続いているのは、本市からの委託料によるところが大きい。また、本市担当部局は、包括外部監査人からのアンケートに対して、「補助金については平成 25 年度以降廃止を検討している。」と回答している。

【指摘事項】補助金の見直しについて、本市が予定しているとおりにすべきである。

No. 80 財団法人京都市体育協会運営事業補助金 26,474 千円

本市の外郭団体である財団法人京都市体育協会に対する団体運営費の補助金である。

交付先団体は財団法人であるが、収支の黒字に相当する正味財産増加額と本補助金外 1 件の補助金額の推移は以下のとおりであり、平成 23 年度末の累積損益額も 265,547 千円と基本財産の 4.3 倍になっており、本補助金がなくとも運営が可能な状態となっている。なお、平成 23 年度の正味財産増加額が 210,007 千円となっている主たる要因は、引当金 174,621 千円を正味財産に振替処理したことによる。

なお、所管課は、補助金等調査票において、「近年の財政状況から自立可能であると判断できるため、補助金の縮小・廃止等を検討中である。」と回答している。

また、実績報告書に添付されている収支計算書は、支出と補助金との対応が明確

ではないため、適切な表記にすべきである。

正味財産・補助金 推移表

(単位:千円)

年 度		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
正味財産増加額		△43,983	32,676	210,007
補 助 金	運営補助	58,415	26,474	26,474
	府民総体選手派遣	482	482	482
	補助金計	58,897	26,956	26,956

【指摘事項】補助金の見直しについて、本市が予定しているとおりにすべきである。

No. 83 京都府民総合体育大会選手派遣 482 千円

京都市からの京都府民総合体育大会への参加を促進するために、本市の外郭団体である財団法人京都市体育協会に交付している補助金である。

No. 80 のところで述べたとおり、財団法人京都市体育協会は自立可能な財政状況にあり、50 万円程度の補助を受けなくとも、支障がない状態にある。

なお、所管課は、補助金等調査票において、「京都市代表選手に直接激励金を交付するなど補助金の交付以外の手法を検討する。」と回答しているところではあるが、本市の外郭団体である財団法人京都市体育協会が、本市に代わって京都府民総合体育大会への参加を促進する事業を継続して実施できる財政状況にある。本来、当協会が負担すべき支出である。

従って、この場合も財団法人京都市体育協会の収支の黒字に相当する正味財産額が、補助金の余剰から生じたものか、それとも当協会の他の事業活動によって生じたものであるかどうかという検討が重要になってくる。その結果により、当補助金について適切な処理をすべきである。

【参 考】補助金交付先団体の正味財産が、補助金で生じた剰余金なのか、他の事業の結果生じた剰余金なのかということ等を検討し、その結果により適切な処理をすべきである。

No. 343 向島学生センター運営経費補助 27,000 千円

京都市住宅供給公社所有の向島学生センターにおいて、「通常の家賃」と外国人留学生が支払う家賃との差額を、京都市が京都市住宅供給公社に補助する制度である。平成元年から開始された補助金制度であるが、これまでに制度の見直しがなされたことがないとのことであった。現時点における「通常の家賃」の妥当性の検証を中

心に、所管課への質問を行った。

向島学生センターでは、外国人留学生用と同じ間取りの一般用の部屋が埋まらず、外国人留学生用に転用しているとのことである。そもそも、京都市住宅供給公社が設定している「通常の家賃」が割高と評価するのが合理的である。なお、所管課から提出を受けた「向島学生センター周辺の同面積程度の物件比較」との資料においても、高めの賃料設定となっている。

賃料については、第三者の不動産鑑定士の鑑定を依頼するなど、その存在目的に沿った適正な賃料で住宅を供給すべきであり、速やかに「通常の家賃」を見直すべきである。

また、京都市住宅供給公社では、補助金額を大きく上回る当期利益の計上が続いており、同公社の一般会計は、資本金 1,000 万円に対して、平成 24 年 3 月末時点での剰余金が 34 億 1,647 万円に達している。

京都市住宅供給公社単独で外国人留学生向けの事業を行える状態であること、京都市の出資率が 100%の団体であり、これまでの資産形成には京都市からの資金が寄与していることからして、京都市が補助金を交付することに合理性はない。

しかし、この場合も、本市の考え方の基本は、補助金の交付の判断は対象事業に公益性等があるかということと判断しており、京都市住宅供給公社の経営が黒字であるかどうかは問わないとしている。

従って、当公社の黒字に相当する正味財産額が、補助金の余剰から生じたものか、それとも当公社の他の事業活動によって生じたものであるかどうか、の検討が重要になってくる。その結果により、当補助金について適切な処理をすべきである。

正味財産・補助金 推移表

(単位：千円)

年 度		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
当期利益		233,717	343,677	297,786
補 助 金	向島学生センター運営補助	27,000	27,000	27,000
	シニア住宅建設資金利子補給	9,928	9,795	9,658
	出水団地建設資金利子補給	3,055	3,015	2,974
	補助金計	39,983	39,810	39,632

【参 考】補助金交付先団体の正味財産が、補助金で生じた剰余金なのか、他の事業の結果生じた剰余金なのかということ等を検討し、その結果により適切な処理をすべきである。

No. 366 シニア住宅建設事業に関する補助金（利子補給） 9,658 千円

シニア住宅建設事業に関する利子補給を行う補助金であるが、京都市住宅供給公社のみを交付先とすることが、補助金交付要綱で定められている。

No. 343（向島学生センター運営経費補助）において述べたとおり、京都市が 100% 出資している京都市住宅供給公社は多額の当期利益を計上しており、京都市が補助金を交付することに合理性はない。

この点、本補助金の利子補給を取りやめた場合の問題点を所管課に質問したところ、以下の回答があった。

〔質問に対する回答〕

シニア住宅に対する利子補給は、高齢者の生活特性に配慮した設備等の採用、生活を支援するためのサービスの供与等、高齢者の住生活の安定、向上に資する特別の措置が講じられた住宅の供給を推進することを目的に実施しているものであり、事業者からの申請に基づき本市の要綱の要件に適合する対象事業を認定して事業期間内の利子補給を決定のうえ、事業者からの申請に基づいて年度ごとに交付している。

利子補給を行うかどうかは、対象事業に公益性があるか否かにより判断されるべきものであり、事業主体の経営が黒字であるか否かは問わないものである。

黒字であることを理由に公社への利子補給を取りやめることは、認定要件への不適合がなく法令違反等の取消理由にも当たらない取消処分となり、公社から取消処分の取消しと損害賠償を求められる可能性がある。

また、特優賃と同様に、利子補給を前提として公庫融資が実行されているため、利子補給を取りやめると、公庫と公社の関係においても融資条件の見直しなどの問題が生じる。

高齢者向けの住宅の供給を推進することは、公益性を有する。しかしながら、住宅供給を目的とする公社が自らの収益で利子の支払が可能な状態にあり、本市の財政状態が良好でない状態で、本市の補助金を受け取って剰余金を積み増す行為に公益性はない。もし、利子補給を取りやめたとしても、公庫と公社の関係において、融資条件の見直しなどの問題が生じないように努力すべきである。

ただ、当公社の黒字に相当する正味財産額が、補助金の余剰から生じたものか、それとも当公社の他の事業活動によって生じたものであるかどうか、の検討が重要になってくる。その結果により、当利子補給について適切な処理をすべきである。

【参 考】 補助金交付先団体の正味財産が、補助金で生じた剰余金なのか、他の事業の結果生じた剰余金なのかということ等を検討し、その結果により適

切な処理をすべきである。

No. 378 京都市都市緑化協会補助金

34,466 千円

当補助金は、民有地の緑化、緑地保全を促進し、緑化思想の普及啓発等を行うことにより、みどりあふれるまちづくりを推進し、自然と共生する生活文化を守り育て、市民の健やかで安全・安心な生活環境作りに寄与することを目的に設立された、本市 100%出資の外郭団体である公益財団法人京都市都市緑化協会に対する補助金である。

交付の対象は、協会の運営に要する経費（団体運営費補助）と都市緑化の普及及び啓発に関する事業等の協会が行う事業（事業費補助）に要する経費の合計である。

事業実績報告書によると、平成 23 年度は、梅小路公園の駐車場が指定管理の対象外になったため、駐車場利用料収入が大幅に減少したが、人件費、委託料等の削減により黒字に転じている。

当補助金についての今後の展望について、所管課の補助金調査票では「現時点では、自立可能な団体ではないが、現在、協会の運営体制を見直しているところで、受託事業の収益や有料施設の利用等自主財源を確保しつつ、費用の削減をしながら財務基盤の充実を図っていく。その結果、当協会としても補助金については、縮小、廃止を検討している。」という回答をしている。

なお、当補助金については、平成 24 年度から団体運営費補助をなくして、公益事業のみを対象とした、事業費補助に変更し、補助対象事業を明確にしていく方針である。

しかし、団体運営費補助から事業費補助への変更ということだけではなく、平成 23 年度の正味財産の増加が、補助金によってできたものであるかどうかということについて検討すべきである。その結果によっては、今後の補助金の算定に影響を与えることになる。

また、同協会の収支及び補助金の状況は、以下のとおりである。

正味財産・補助金 推移表

(単位：千円)

年 度		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
正味財産増加額		△3,137	△6,302	826
補 助 金	運営補助	51,019	30,362	29,394
	グリーンフェア	1,470	5,733	5,072
	その他補助			
	補助金計	52,489	36,095	34,466

【意見】事業収入を増やし費用を見直すことで、事業の効率化を図り、補助金に頼らなくても団体の運営ができるように検討されたい。

【参考】補助金交付先団体の平成 23 年度の正味財産の増加が、補助金で生じたのか、他の事業の結果生じたのかということ等を検討し、その結果により適切な処理をすべきである。

No. 295 軽費老人ホーム及びケアハウス利用料補助 439,821 千円

本市の区域内において軽費老人ホームを設置、運営する全ての社会福祉法人に対して、低所得者の入所者の利用料負担の軽減を目的として、軽費老人ホームの事業運営に要する費用を補てんする補助金制度である。

しかし、社会福祉法人の中には収支の黒字が続き、剰余金が多額に上がっている団体が存在するが、補助金を受け取っている社会福祉法人の収支が黒字になっていたり、剰余金が多額に上がっている状態は、本来的であるとはいえない。

社会福祉法人については、社会福祉法人が行う収益事業も、社会福祉事業・公益事業の経営に充てることを目的として行うことができるとの定めがある（社会福祉法 26 条 1 項）ように、まず法人の内部で資金を充当すべきである。

しかし、所管課の説明によると、毎年補助金の交付時に各施設の収支を実績報告書等に基づき確認しており、補助が法人の収支の黒字を積み増しするためのものとはなっていないことも確認している。もし、社会福祉法人全体の収支が黒字であるだけを理由に当補助がなくなるようなことになれば、軽費老人ホームについては低額な料金で利用できるという本来の目的を果たせなくなってしまうとのことであった。

ただ、剰余金が存在するということは、結果的には補助金の剰余であるともいえる。従って、補助金の取扱について、交付団体の黒字相当額で充当してから、その後に補助を考えるのか、またはその補助金の交付目的を優先して補助をするのかという選択が必要になる。

このように、交付先団体の収支が黒字である場合には、この原因を検討し、今後の補助金の有り方を見直す必要がある。

【参考】補助金交付先団体の正味財産が、補助金で生じた剰余金なのか、他の事業の結果生じた剰余金なのかということ等を検討し、その結果により適切な処理をすべきである

No. 479 生涯学習事業補助金 2,885 千円

生涯学習の振興を目的として、公益財団法人京都市生涯学習振興財団が行なう事

業費を補助するための補助金である。

収支が黒字の公益財団法人に補助金を交付する必要性がないことは、既に述べたとおりであるところ、本補助金がなくとも公益財団法人京都市生涯学習振興財団の収支は黒字となっており、補助の必要性は薄い。

正味財産・補助金 推移表

(単位：千円)

年 度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
正味財産増加額	4,312	34,752	18,366
補 助 金	4,886	2,286	2,885

この点、本補助金は京都市社会教育振興基金条例に基づく京都市社会教育振興基金の運用益を原資としているところ、所管課への質問に対して、基金を原資とする補助金制度であり、交付先の収支が黒字であろうとも、継続する必要があるとの回答を得た。この意見は、補助金等調査票と共通性を有しており、その記載は以下のとおりである。

〔調査票に対する回答〕

- ア 本補助金は、京都市社会教育振興基金から生じる運用収益金を活用しているものである。この基金は、社会教育（生涯学習）の振興に寄与する事業を実施するため、昭和 54 年から京都の各界各層から寄付金を募って積立てたものであり、ご寄付をいただいた方々の期待に応じて生涯学習の一層の振興を図るため、補助金は今後も継続していく必要がある。
- イ 補助金の交付先である生涯学習振興財団は、最高水準の生涯学習事業を実現するとともに、これらの事業を効率的に行うことを目的として、生涯学習総合センターや中央図書館の開設に合わせて設立した団体であり、京都市社会教育振興基金は、その財団に対して社会教育の一層の振興に寄与する事業を行うための補助金交付を目的として創設されたものである。そのような経過から、現在も寄付者に財団役員に就任いただき生涯学習事業の実施に携わっていただいております。交付先は、財団以外にはない。
- ウ 産官学の連携による生涯学習事業の実施にあたり、関係機関との連携を円滑に進めること、及び財団役員を務められる寄付者の代表に理事会等での状況説明や意見聴取を直接的に行う等の業務のため、交付先団体に職員を派遣している。

所管課の説明によると、京都市社会教育振興基金は、昭和 54 年に設立された基金

であり、昭和 50 年代に基金に出資を行った企業等の関係者が現在も公益財団法人京都市生涯学習振興財団の役員・評議員となっている。

京都市社会教育振興基金条例も、基金の運用から生ずる収益は、社会教育の振興に寄与する事業の実施に必要な財源に充てると定めているが、特定の団体に、その収支状況にかかわらず、基金の運用益を長期にわたって補助金として交付するとの運用は好ましいことではない。

しかし、この補助金についても、交付先団体の黒字が、補助金の余剰から生じたものか、それとも当財団の他の事業活動によって生じたものであるかどうかの検討が必要になってくる。その結果により、当補助金について適切な処理をすべきである。

【参 考】 補助金交付先団体の正味財産が、補助金で生じた剰余金なのか、他の事業の結果生じた剰余金なのかということ等を検討し、その結果により適切な処理をすべきである。

【9】② の監査結果のまとめ

指摘事項	No.34 公益財団法人京都市男女共同参画推進協会補助金 No.80 財団法人京都市体育協会運営事業補助	補助金の見直しについて、本市が予定しているとおりにすべきである。 補助金の見直しについて、本市が予定しているとおりにすべきである。
意 見	No. 378 京都市都市緑化協会補助金	事業収入を増やし費用を見直すことで、事業の効率化を図り、補助金に頼らなくても団体の運営ができるように検討されたい。

参 考	No.83 京都府民総合体 育大会選手派遣	補助金交付先団体の正味財産が、補助金で生じた剰余金なのか、他の事業の結果生じた剰余金なのかということ等を検討し、その結果により適切な処理をすべきである。
	No. 343 向島学生センタ ー運営経費補助	補助金交付先団体の正味財産が、補助金で生じた剰余金なのか、他の事業の結果生じた剰余金なのかということ等を検討し、その結果により適切な処理をすべきである。
	No. 366 シニア住宅建設 事業に関する補 助金（利子補給）	補助金交付先団体の正味財産が、補助金で生じた剰余金なのか、他の事業の結果生じた剰余金なのかということ等を検討し、その結果により適切な処理をすべきである。
	No. 378 京都市都市緑化 協会補助金	補助金交付先団体の平成 23 年度の正味財産の増加が、補助金で生じたのか、他の事業の結果生じたのかということ等を検討し、その結果により適切な処理をすべきである。
	No.295 軽費老人ホーム 及びケアハウス 利用料補助	補助金交付先団体の正味財産が、補助金で生じた剰余金なのか、他の事業の結果生じた剰余金なのかということ等を検討し、その結果により適切な処理をすべきである。
	No.479 生涯学習事業補 助金	補助金交付先団体の正味財産が、補助金で生じた剰余金なのか、他の事業の結果生じた剰余金なのかということ等を検討し、その結果により適切な処理をすべきである。

- ③ 交付先が公益財団法人などで、補助金があるため収支が黒字となっている場合

No.1 財団法人京都市環境事業協会運営費補助金 40,939 千円

財団法人京都市環境事業協会に対する運営費補助金である。

財団法人京都市環境事業協会は、京都市の廃棄物行政の円滑かつ効率的な推進を支援し、市民生活の快適な環境を確保することを目的として設立された団体であり、本市の出資率が 96%となっている本市の外郭団体である。

交付先団体は財団法人であるが、収支の黒字に相当する正味財産増加額と本補助金の補助金額の推移は以下のとおりであり、平成 23 年度末の累積損益額も 60,293 千円となっている。補助金によって、累積損益を積み増していく必要性・合理性はない。

正味財産・補助金 推移表

(単位：千円)

年 度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
正味財産増加額	18,070	4,492	4,344
補 助 金	124,080	39,055	40,939

(注) 平成 22 年度に、補助金額が減っているのは、派遣職員の人件費について、全市的に平成 22 年度から基本給部分は本市から直接支給し、実績給部分は団体から支給する方法に改められたことによるものである。

しかし、この補助金についても、交付先団体の黒字が、補助金の余剰から生じたものか、それとも当協会の他の事業活動によって生じたものであるかどうかの検討が必要になってくる。その結果により、当補助金について適切な処理をすべきである。

【参 考】 補助金交付先団体の黒字が、補助金で生じた剰余金なのか、他の事業の結果生じた剰余金なのかということ等を検討し、その結果により適切な処理をすべきである。

No.66 京都市交響楽団運営補助金 623,662 千円

京都における文化芸術の振興を目的に、唯一の自治体オーケストラである京都市交響楽団の運営を補助するため、財団法人京都市音楽芸術文化振興財団に対して交付されている。

公益財団法人京都市音楽芸術文化振興財団の収支及び補助金の状況は、以下のとおりであり、平成 23 年度末の累積損益額は 572,140 千円に達している。このうち京

都市交響楽団運営特別会計においても、平成 23 年度の正味財産増加額は 22,276 千円、累積損益額は 91,526 千円となっている。

正味財産・補助金 推移表

(単位：千円)

年 度		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
正味財産増加額		28,956	419,086	92,907
補 助 金	事業補助	679,827	618,848	623,662
	ジュニアオーケストラ 事業負担	1,500	1,500	
	補助金計	681,327	620,348	623,662

公益財団法人京都市音楽芸術文化振興財団では、平成 22 年度の正味財産増加額が 419,086 千円となっているが、これは記念事業引当金 106,150 千円、管理運営引当金 340,000 千円の振替処理などによるものである。

補助金の受け入れは財団の特別会計（京都市交響楽団事業）に計上されているが、平成 23 年度の同特別会計では記念事業引当資産取得支出として 750 千円の積み立てを予算計上していた。その後、依頼演奏受託の増加などにより資金にゆとりを生じて積立額の増額が可能となったため、平成 28 年に予定されている 60 周年記念事業の実施に備えて補正予算を組み 25,200 千円を記念事業引当金に積み立て（24,450 千円の増額）、本市もこの内容について承認済みであるとの回答を得た。なお、平成 22 年度には 46,800 千円（当初予算は 0 円）が積み立てられており、平成 23 年度末の記念事業引当資産（特定資産）は 72,000 千円となっている。

この補助金額の算出方法は人件費等を積み上げ計算して算出されているが、要綱では人件費に限定しておらず運営費補助であることから、引当資産に積み立てられた剰余金は補助金の残りということもできる。つまり、この剰余金は補助と関係なく余ったのではなく、補助があったからこそ得られたものであるとの見方もできる。もともと、公益財団法人においては、累積損益を積み上げていくことは予定されていないはずである。

平成 28 年に予定している京都市交響楽団 60 周年記念事業についても、資金が必要となるのであれば、事業規模、補助の要否・程度を十分に検討した上で、その際に改めて予算措置を行い、補助金の交付を求めるべきであるが、実際にこのような予算措置ができるとは考えられないので、現実的な対応をしている。

原則としては、補助金の余剰分の返納を求めるか、適正な記念事業引当資産額を見積もり、既に積み立てられている金額相当を減額して次年度以降の補助金を設定すべきであるが、その前に「剰余金」とは何かということを検証する必要があるの

は当然である。

団体の事業は補助金事業ばかりではなく、他の事業も実施しており、その団体に黒字が出たからと言って、それが直ちに補助金の剰余金として、返還を求めるのは確かに性急すぎるし、団体の活動を休止させてしまう危険性を孕んでいる。団体の各種の事業で得た剰余金の取扱いを検討した後に、判断すべきである。その結果、補助金が使われずに余剰していることが明らかになれば、返還を求めるべきである。

【参 考】団体に留保されている各種の積立てた引当資産や基金が、剰余金としての繰越金かどうかの検討をするべきであり、その結果により、適切な処理をしなければならない。

No. 64 京都市芸術文化協会交付金

25,702 千円

本市の外郭団体である公益財団法人京都市芸術文化協会に交付している運営費補助金である。補助金額は、一定額に京都市文化事業基金条例に基づく基金の運用益等を加算して算定されている。

公益財団法人京都市芸術文化協会の収支及び補助金の状況は、以下のとおりである。また、同公益財団法人の平成 23 年度末の累積損益額は 48,434 千円であり、これに対応して、管理運営費積立資産 32,000 千円、情報発信強化事業費積立資産 11,000 千円が計上されている。

しかし、この補助金についても、交付先団体の黒字が、補助金の余剰から生じたものか、それとも当協会の他の事業活動によって生じたものであるかどうかの検討が必要になってくる。その結果により、当補助金について適切な処理をすべきである。

正味財産・補助金 推移表

(単位：千円)

年度		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
正味財産増加額		△4,028	△7,121	3,797
補助金	文化事業補助	3,162	3,157	3,170
	運営補助	47,876	14,595	22,175
	地域創造助成金	3,500		357
	補助金計	54,538	17,752	25,702

【参 考】補助金交付先団体の黒字が、補助金で生じた剰余金なのか、他の事業の結果生じた剰余金なのかということ等を検討し、その結果により適切な処理をすべきである。

No. 144 きょうと京北ふるさと公社運営補助金 16,135 千円

京北地域の農林業の振興及び活性化を目的とした公益事業を行っている財団法人きょうと京北ふるさと公社の事業運営に対する補助である。同公社は、本市の外郭団体である。補助金額は、事業運営に要する経費のうち、市長が適当と認める人件費を基に算出されている。

同公社の収支及び補助金の状況は、以下のとおりである。また、同公益財団法人の平成 23 年度末の累積損益額は 69,959 千円であり、これに対応して、減価償却引当資産 20,300 千円、農地取得基金積立資産 15,000 千円などが計上されている。なお、平成 22 年度に正味財産が 43,717 千円増加しているのは、36,541 千円を引当金から正味財産に振り替える処理したことなどによる。

正味財産・補助金 推移表

(単位：千円)

年 度		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
正味財産増加額		718	43,717	6,629
補 助 金	運営補助金	21,603	16,634	16,135
	京北ふるさとバス 運営事業補助金	30,667	33,071	33,972
	水田農業総合振興 事業費補助金		240	
	右京区環境パートナー シップ事業補助金			190
	補助金計	52,270	49,945	50,107

しかし、この補助金についても、交付先団体の黒字が、補助金の余剰から生じたものか、それとも当公社の他の事業活動によって生じたものであるかどうかの検討が必要になってくる。その結果により、当補助金について適切な処理をすべきである。

【参 考】 補助金交付先団体の黒字が、補助金で生じた剰余金なのか、他の事業の結果生じた剰余金なのかということ等を検討し、その結果により適切な処理をすべきである。

No. 117 財団法人京都高度技術研究所助成**141,551 千円**

財団法人京都高度技術研究所の運営費補助である。同研究所は、科学技術の振興と地域社会の発展に寄与すること、京都市内の中小企業の振興と地域経済の活性化に寄与することを目的とする、本市の外郭団体である。

同研究所の収支及び補助金の状況は、以下のとおりである。また、同研究所の平成 23 年度末の累積損益額は 76,294 千円である。

しかし、この補助金についても、交付先団体の黒字が、補助金の余剰から生じたものか、それとも当研究所の他の事業活動によって生じたものであるかどうかの検討が必要になってくる。その結果により、当補助金について適切な処理をすべきである。

正味財産・補助金 推移表

(単位：千円)

年 度		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
正味財産増加額		30,271	128,251	42,462
補 助 金	運営補助	156,499	131,116	141,551
	その他補助	241,679	347,286	209,156
	補助金計	398,178	478,402	350,707

【参 考】補助金交付先団体の黒字(正味財産の増加)が、補助金で生じたものなのか、他の事業の結果生じたものなのかということ等を検討し、その結果により適切な処理をすべきである。

No.501 京都市スポーツ少年団育成事業**1,500 千円**

この補助金は、京都市スポーツ少年団に対する事業補助金である。京都市スポーツ少年団は京都府体育協会傘下の組織である京都府スポーツ少年団の下部組織である。

京都市スポーツ少年団の 23 年度予算書によると、収入総額 15,613 千円のうち 1,500 千円がこの補助金であり、予算の支出総額 15,613 千円のうち 2,241 千円が予備費に計上されている。また、京都市スポーツ少年団の 23 年度決算書によると、当補助金の 1,500 千円を超える次年度繰越額 3,181 千円が計上されており、予算書でも、決算書でも補助額を超える予備費が計上されており、当初から補助金がなくても運営できるものと予想されている。

繰越金（積立金）が剰余金であるならば、補助金を交付している団体は単年度で計画した財政運用しかできなくなり、中長期的な財政運用が認められないのはいかという、実務的な不安が残る。しかし、補助金はあくまで単年度で判断すべきであり、補助金は予備費を計上するためや、繰越金に充てるために交付されるもの

ではなく、剰余金が生じた場合は、原則としては返還されなければならないものである。ただし、金額が軽微なものは実務的な配慮は必要である。

【意見】財政状態が健全な団体で、予算書の予備費・決算書の繰越金に満たない額の補助金については、団体の活動の維持発展に寄与するものとして必要かどうかについて検討すべきである。

【9】③ の監査結果のまとめ

意見	No.501 京都市スポーツ少年団育成事業	財政状態が健全な団体で、予算書の予備費・決算書の繰越金に満たない額の補助金については、団体の活動の維持発展に寄与するものとして必要かどうかについて検討すべきである。
参考	No.1 財団法人京都市環境事業協会運営費補助金 No. 66 京都市交響楽団運営補助金 No. 64 京都市芸術文化協会交付金	補助金交付先団体の黒字が、補助金で生じた剰余金なのか、他の事業の結果生じた剰余金なのかということ等を検討し、その結果により適切な処理をすべきである。 団体に留保されている各種の積立てた引当資産や基金が、剰余金としての繰越金かどうかの検討をするべきであり、その結果により、適切な処理をしなければならない。 補助金交付先団体の黒字が、補助金で生じた剰余金なのか、他の事業の結果生じた剰余金なのかということ等を検討し、その結果により適切な処理をすべきである。

参 考	No. 144 きょうと京北ふ るさと公社運営 補助	補助金交付先団体の黒字が、補助金で生じた 剰余金なのか、他の事業の結果生じた剰余金 なのかということ等を検討し、その結果によ り適切な処理をすべきである。
	No. 117 財団法人京都高 度技術研究所助 成	補助金交付先団体の黒字(正味財産の増加) が、補助金で生じたものなのか、他の事業の 結果生じたものなのかということ等を検討 し、その結果により適切な処理をすべきであ る。

【10】 補助金交付先団体への指導・監督はされているか

本市の補助金を受給している団体の中には、多額の純資産を有する団体がみられる。また逆に、公的な支援無くしては事業の継続が困難な団体もみられる。

本市において、補助金の交付を受ける団体の決算の指導・監督が不十分な場合があるが、決算内容を把握し、指導監督を強化すべきである。

特に、補助金交付先団体の実績報告書等は入手しているが、補助金の使途、業務内容の把握が不十分な場合がある。

No.1 財団法人京都市環境事業協会運営費補助金 40,939 千円

財団法人京都市環境事業協会に対して運営費として補助金が交付されている。

平成 21 年分の補助金交付額は 124,080 千円であったが、平成 22 年分は 39,055 千円と大幅に減少している。これは神戸市の派遣職員に関する判決を受け、全市的に派遣職員の人件費について基本給部分を本市からの人件費に直接支給としたことによる減少額が大きい。平成 22 年度に支給された基本給部分は 44,236 千円であり、補助金交付額との合計は 83,291 千円、平成 23 年度は基本給部分が 38,699 千円、補助金交付額との合計は 79,638 千円であった。平成 21 年度比で平成 22 年度は 40,789 千円、平成 23 年度は 44,442 千円減少している。

協会に対する補助金は、平成 21 年に策定された「京都未来まちづくりプラン」の「行財政改革・創造プラン 実施計画編」において「社会経済状況の変化等を踏まえ、補助金等の必要性等について、これまでの経緯にとらわれることなく、徹底的な点検、検証を行う」こととし、平成 22 年度、23 年度に見直しを予定されていた。

補助金額が平成 23 年度で減少していないことから、「徹底的な点検、検証」が行われていないことになる。

【意見】「京都未来まちづくりプラン」の趣旨に沿うように、徹底した事務事業の見直しが行われるべきである。

No.45 京北地域活性化支援事業助成金 7,000 千円

この補助金は「京都市・京北町合併建設計画」の基本方針に則り、同計画に掲げるまちづくりの目標を達成するために、京北地域の住民が主体となって実施する「魅力あふれるまちづくり」「活力あふれるまちづくり」を目的とした取組に対し、京北自治振興会に交付されている。

交付申請書に記載されていた各事業の予算額と、収支決算書に記載された各事業の決算額は以下のとおりであった。

予算・実績対比表

(単位：千円)

年 度	交付申請書	収支決算書
住民交流事業費	2,008	2,286
人権文化推進事業費	2,069	2,381
図書運営事業費	2,047	2,332
ふるさとまつり開催事業費	875	
合 計	7,000	7,000

ふるさとまつりについては右京区が補助することになったことから本市からの補助の必要性がなくなったため、その分を他に振り分けたものである。

この変更について、所管課からは要綱第6条第2項に定める「軽微な変更」と理解して支出項目の変更を認めたとの説明があった。

確かに補助金条例第11条第1項第1号において「補助事業等の内容又は経費の配分の変更(市長等が定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、あらかじめ市長等の承認を受けるべきこと。」とされており、軽微な変更であれば特段の手続きも要しないことになっている。この「軽微な変更」の内容について要綱では「補助金目的達成のために関連する事業間の弾力的な遂行を認める必要がある場合」や「補助目的の変更をもたらすものでなく、かつ、補助事業者等の自由な創意工夫により計画変更を認めることが、より効率的な補助目的達成に資するものと考えられる場合」がこれにあたりとされているが、当初予定されていた4事業のうちの一つについて補助の必要性がなくなったこと、金額的にも補助金総額の1割を超えていることなどから軽微な変更とは評価できない。

【意 見】 事業計画の変更に係る承認手続きに不備があったので、今後は適切な運用を図るべきである。

No.89 京都市中小小売商業団体連合体補助金

4,713 千円

この補助金は、本市中小小売商業団体の健全な発展を図るため、本市の区域内において中小小売商業団体の振興を目的とする事業を行う複数の異なる業種の中小小売団体で構成された連合体に対して交付される。

この補助金の交付先は京都小売商総連合会であり、元本市職員1名が専務理事として事務局に常勤しているが、全体時間の約3分の2を京都小売商総連合会傘下の京都市小売市場連合会に費やしている。傘下団体の事務代行も京都小売商総連合会の業務の一環ではあるが、事業目的があいまいなまま人件費補助が行われているという外見を有する。

所管課への質問を行った結果、当該補助金については、改めて公益性の観点から補助のあり方を見直すとの回答があり、具体的には現在の人件費補助から、中小小売商業団体の振興を図るための事業費に対する補助への見直しを図る方針であるとのことであった。

連合体に交付された当補助金は少なくとも連合体の業務のために費やすべき事業費補助であり、実態が傘下の京都市小売市場連合会に対する人件費補助が必要であるならば、別途検討すべきである。

【意見】 今後は、人件費補助から事業費補助への見直しを図るべきである。

No.342 駐車場建設事業補助金

416,144 千円

当該補助金は京都御池地下街株式会社に対し、御池地下駐車場について建設費の一部を補助するものであり、補助対象限度額は、建設費借入金の元利償還金相当額である。元利償還金は平成 28 年で完済予定であるが補助金要綱に終期は定められていない。

当該補助金のようにその目的が元利償還等、あらかじめ契約書等により目的の期限が予定できる補助金の場合は特に終期を定めておくべきと考える。

当該法人は、その所有する駐車場建物の建設費の元利償還金相当額について当該建設事業補助金を受け取っているのであるが、平成 23 年度は、市所有の京都御池地下駐車場の指定管理者として委託料 198,833 千円、公共地下道維持管理にかかる委託料 159,293 千円の収入がある。

本市では、平成 22 年度から、京都御池地下街株式会社の経営改革に関する方針を定めた「ゼスト御池経営改革プラン」を策定し、経営状況・財務内容の改善に努めてきているところである。

しかしながら、平成 22 年度、23 年度とも、御池地下駐車場の駐車場収入、歩行者数ともに減少傾向が続いており、特に平成 23 年度は、店舗施設のリニューアル前で空き店舗が増加して収入の落ち込みが激しかったため、38,037 千円の赤字決算となっている。

本監査は、補助金の監査であるため補助金以外の収入については言及することは控えるが、近年の経営状況を鑑みると、「ゼスト御池経営改革プラン」における経営健全化に向けた取組の実現化に向かって、今後一層経営改善のための指導にあたりたい。

【意見】 「ゼスト御池経営改革プラン」の実現に向け、補助金交付先における自助努力を促し、更なる経営改善を図るための指導を求める。

【参 考】補助金の性質から鑑みて、要綱には終期を定めておくべきである。

No.475 私立幼稚園就園奨励費（教材費補助を含む） 1,317,714 千円

この補助金は、公立幼稚園及び私立幼稚園の間における保護者の経済的負担の格差を是正し、私立幼稚園の保育料、入園料（以下「保育料等」という。）に係る保護者の負担の軽減を図ることをもって、幼稚園教育の振興に資することを目的とするものである。

この申請された補助金が確実に保護者に支払われているのかの確認について、所管課に質問したところ、申請に基づき 12 月末に各園に振り込まれた補助金が、3 月末までに保護者に還元されているが、この確認については、各園と教育委員会との信頼関係に基づくものであるため、全市分約 15,000 件の全てについて書類の提出を求めてまでの確認はしていないということであり、また、実在するかどうかの確認についても、市民税額の調査の段階でなされている、との説明があった。

もし、不払いや規定の金額が支払われないという申し出があれば、幼稚園にも事実確認等の対応を行うことは当然であるが、補助金要綱第 9 条には「保育料等を減額したことを証明する書類（保育料等減免措置確認書）を 5 年間保存し、本市の求めに応じこれを提出しなければならない。」と規定されているため、今までに書類の提出拒否や保護者からの通報等により不適切な取り扱いがなかったからといって、確認の頻度が少ないことは指導監督上適切ではない。

今後、期間を決めて定期的に、書類が保存されていること及び申請額が確実に保護者に支払われていること（保育料等の減免措置）の確認は増やすべきである。

【指摘事項】幼稚園に対する指導監督の厳格化のため、保育料を減額したことを証明する書類等の保存ができていないか、また申請額が確実に保護者に支払われているかどうかを確認する機会を増やすべきである。

No.478 へき地スクールバス運営補助金 8,855 千円

この補助金は、学校の統合、廃止などによって遠距離通学を余儀なくされるへき地の児童及び生徒の通学における負担の軽減を図るために、当該へき地において実施されるへき地スクールバス運行事業に対して補助するものである。22 年度は 4 地区に対し 9,560 千円、23 年度は 3 地区に対し 8,855 千円の交付を行っている。1 地区の減少は利用者が 0 人となったため廃止したものであり、他の地区も利用者がなくなるまで、今のまま継続するとの説明であった。廃止地区は 22 年度においては、1 名の利用に対し 1,250 千円の交付をしていた。

この事業の必要性は認められるものの、他の公共の交通機関を併用することや路線バスの運行時間を見直すことに補助をするなど、さらに柔軟な代替手段を検討す

る必要がある。また、代替手段が全くなく、やむを得ない事業であるとしても、人件費等の必要とされる経費の支出が適正かどうか等の検証は常に行い、効率的に運営する余地がないかどうか検討するべきである。

【意見】事業の必要性は認められるものの、収入や支出が適正であるか否かの検証をするべきである。

No.511 全国高校駅伝競走大会 7,000 千円（予算）

この補助金は、平成 24 年度に補助金等から負担金に変更されたが、補助金等の定義に掲げる条件に該当しているとされるため、当監査の対象とした。

補助金等ということであるならば、全国高校駅伝競走大会の実施に対する事業補助であるが、この 7,000 千円の支出された経費の明細がどのようになっているのかは収支計算書で確認しなければならない。また、全国高校駅伝競走大会実行委員会決算書によると、全国高校駅伝競走大会の実行委員会基金が 129,749 千円あり、これを大会一回分開催相当額（約 2 億円）まで積み立てるとしている。

全国高校駅伝実行委員会は、平成 23 年度単年で、20,281 千円の収支差額を計上し、特別基金（全国高校駅伝競走大会実行委員会基金）に 15,281 千円、京都開催 50 年記念事業基金に 5,000 千円の合計 20,281 千円を基金に積み立てている。そして、その全国高校駅伝競走大会実行委員会基金の累計は、129,749 千円となっている。

事前に実施した所管課に対する補助金等調査票で、「団体運営費補助の交付先は、繰越金の有無などの財政状態からみて、すでに自立が可能な団体ではないか」との質問に対して「繰越金はなく、自立は不可能である」となっている。これらの基金は繰越金ではないとの考えであるが、目的が決まっている積立ということで単なる繰越ではないということであるだろうが、実質的に繰越金に該当しないかの検証が必要である。

補助金は補助事業にすべて支出され、残金がないことを確認しなければ、補助金に残額が生じ、その残額が基金に積み立てられる可能性が生じる。

また、基金等の管理についても、財産目録はなく、もちろん残高証明書などの添付もなく、適切に管理されているかどうかの確認がされていない。基金等の管理状況をチェックできるように指導・監督すべきである。

【意見】補助金等ということであるならば、事業補助としての支出が適正であることを確認し、基金の管理状況をチェックして、交付団体の指導・監督をすべきである。

No.57 財団法人京都市立浴場運営財団補助金**22,633 千円**

この補助金は京都市立浴場の管理運営及び活用に関する調査等を行うことにより、地域住民の福祉の向上及び地域交流の促進を図り、もって人権問題の解決に資することを目的とする補助金として、財団法人京都市立浴場運営財団の団体運営費補助として交付されている。

補助金の使途のうち、会議費として 1,035 千円の支出があるが、この内容について所管課に質問したところ、大半は理事会及び評議員会の交通費であり、交通費として 1 回の会議につき一人あたり 1 万円を支払っているとの回答であった。交通費としての詳細な計算根拠は見受けられず、近隣の理事が少なくないことを併せて鑑みれば高額であるため、算定の根拠を明確にすべきである。

また、補助金の使途のなかに諸謝金（4,080 千円）の支出があるが、各浴場の地元の苦情処理や情報収集のための実費弁償として支払われる費用であり、1 人あたり月 10 千円（年 120 千円）を 34 名に対して支払っているとのことであった。毎月定額（実際に行われている各人の情報収集等の程度に差があっても支払額は同じ）であることから必ずしも実費弁償といえず、金額の算定根拠も明らかでないこと、諸謝金の支払先には本来無報酬である財団の役員も含まれていることなどから、その支払い内容と効果が不透明である。

また、所管課では補助金収支報告を受ける際に、財団の元帳や領収証等収支報告の根拠となる資料を確認していないことから、指導及び監督の在り方に問題が残る。

【指摘事項】 交通費は計算根拠を明らかにして定めるべきである。また、所管課は元帳や領収証類を確認して補助金が適正に支出されているかを確認されたい。

【意見】 諸謝金は毎年支払われており、その効果も不透明な支払であることから、所管課においてその支払いと効果を確認したうえで、見直されるべきである。

【10】の監査結果のまとめ

指摘事項	No.475 私立幼稚園就園 奨励費（教材費 補助を含む）	幼稚園に対する指導監督の厳格化のため、保育料を減額したことを証明する書類等の保存ができていないか、また申請額が確実に保護者に支払われているかどうか、の確認
------	--	---

指摘事項	No.57 財団法人京都市 立浴場運営財団 補助金	の機会を増やすべきである。 交通費は計算根拠を明らかにして定めるべきである。また、所管課は元帳や領収証類を確認して補助金が適正に支出されているかを確認されたい。
意見	No.1 財団法人京都市 環境事業協会運 営費補助金 No.45 京北地域活性化 支援事業助成金 No.89 京都市中小小売 商業団体連合体 補助金 No.342 駐車場建設事業 補助金 No.478 へき地スクール バス運営補助金 No.57 財団法人京都市	「京都未来まちづくりプラン」の趣旨に沿うように、徹底した事務事業の見直しが行われるべきである。 事業計画の変更に係る承認手続きに不備があったので、今後は適切な運用を図るべきである。 今後は、人件費補助から事業費補助への見直しを図るべきである。 「ゼスト御池経営改革プラン」の実現に向け、補助金交付先における自助努力を促し、更なる経営改善を図るための指導を求める。 事業の必要性は認められるものの、収入や支出が適正であるか否かの検証をするべきである。 諸謝金は毎年支払われており、その効果も不

意 見	立浴場運営財団 補助金 No.511 全国高校駅伝競 走大会	透明な支払であることから、所管課においてその支払いと効果を確認したうえで、見直されるべきである。 補助金等ということであるならば、事業補助としての支出が適正であるかを確認し、基金の管理状況をチェックして、交付団体の指導・監督をすべきである。
参 考	No.342 駐車場建設事業 補助金	補助金の性質から鑑みて、要綱には終期を定めておくべきである。

【11】 補助金交付先団体との人的関係の解消はされているか

① 補助金交付団体の事務局を市の職員が担当している場合

市からの補助金は、市以外の個人及び団体が行う事業や活動を支援するために支出するものであり、補助金を交付している事業は、市の本来業務ではないため、市が補助団体の事務局事務を取り扱うことは極力避けることが望ましいと思われる。

ただし、補助金の目的や団体の性格上、市の職員が事務局を担当することに合理性があることや、市の行政の直接執行という形で実施できるものであるか等を検討することもある。

No.57 財団法人京都市立浴場運営財団補助金

22,633 千円

この補助金は京都市立浴場の管理運営及び活用に関する調査等を行うことにより、地域住民の福祉の向上及び地域交流の促進を図り、もって人権問題の解決に資することを目的とする補助金として、財団法人京都市立浴場運営財団の団体運営費補助として交付されている。

財団の専務理事には本市元職員が就任していた。補助金交付額算定にはこの専務理事の報酬も含まれていたところ、平成 23 年 8 月に専務理事が退職して以来、空席のまま現在に至っており、その分補助金額は減少している。専務理事が不在であることによる財団側の業務の停滞の有無について所管課に質問したところ、嘱託で 1 名雇用して事務局機能を賄ったり、他の理事を中心に運営を行っている、との回答であった。

所管課からは、今後、一般財団法人への移行や料金改定等を控えていることから本市元職員の専務理事への就任が不可欠と聞いているが、専務理事が不在であっても団体の経常的な運営が出来ている以上、必要かどうか検討されるべきである。

【指摘事項】 専務理事の役員報酬は補助金によって賄われているので、最少の経費で維持管理していくべきであるため、特段の重要事項がない限り、新たな雇用は原則として不必要であることを前提に検討されるべきである。

No.305 シルバー人材センター事業補助金 41,501 千円

当補助金は、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律により設立された社団法人京都市シルバー人材センターに対し、その運営に要する経費のうち、人件費、運営費、管理費及び事業費、その他市長が適当と認めるものに対して交付される。

また、交付先団体の職員構成は、元市職員 5 名（理事長、事務局長、業務課長、東部支部長、北部支部長）、本市からの派遣職員 1 名（次長）、その他 17 名、計 23 名である。全従業員に占める元市職員と本市職員（派遣）の比率が高く、本市との

人的関係が深いといえる。

シルバー人材センターに対しては、国の事業仕分けにより、平成 22 年度以降の補助金は減ったため、受注の拡大等で自主財源の拡充に努めているが、まだ自立可能な団体であるとまではいえない。しかし、平成 23 年度の収入は事務費(手数料収入)が 5 %から 7 %となったため増えている。

今後、自助努力として、さらなる会員数の増加や受注の開拓を図り、人件費等をはじめ各経費の削減に努めることにより、自立化を図りつつ、補助金を減少させる必要がある。

【意 見】 会員増強・新規事業開拓とともに、人件費等をはじめ各経費の削減に努めるなど、今後さらに自立化を図りつつ補助金を減少させる必要がある。

② 補助団体の事務作業を所管課がしている場合

補助金を交付している事業は、市の本来業務ではないため、市が補助団体の事務作業を取り扱うことは極力避けることが望ましいと思われる。

No.141 中山間地域等直接支払交付金

22,611 千円

この補助金は、平地に比べ農業の生産条件が不利で高齢化が進む中山間地域において、適切な農業生産活動が継続的に行われるよう条件の不利を補正することを目的として交付される。この補助金の具体的な効果として、中山間地域において農業生産活動が継続されることで、水源涵養や洪水防止等の多面的機能が発揮され、下流部に位置する都市住民の生命・財産等を守る役割を果たすことが期待されている。

ただ交付する補助金が平成 22 年度で 22,684 千円であるのに対して、この事業に関連する本市職員の人件費が 14,915 千円に上っている（平成 22 年度分事務事業評価票から）。所管課からは変更の申請や現場確認等に人手がかかるという説明を受けたが、補助金の金額と交付処理費用のバランスが悪く、不効率が生じているといわざるを得ない。明らかに、補助金の実施にあたっての本市職員の人件費は多い。

この補助金は、複数の交付先があるが、交付先から提出される申請書は、金額と名称以外は同一となっている。所管課にヒアリングしたところ、本市職員は申請書類等に係る指導・助言を行っているということで、申請事務の代行をしているものではないとのことであった。しかし、交付先の代表者は高齢であり、交付先の事務処理の代行に近いことをしていないかどうか明確にする必要がある。

【意 見】 交付先と緊密な関係であることは望ましいことではないため、本市の申請事務への代行はなく、申請者が自ら申請事務をしていることについて、明瞭にする必要がある。

No.144 財団法人きょうと京北ふるさと公社運営補助金 16,135 千円

この補助金は、京北地域の農林業の振興及び活性化を目的とした公益事業を行っている財団法人きょうと京北ふるさと公社の事業運営に対する補助を目的として交付される。

交付する補助金が平成 22 年度で 16,634 千円であるのに対して、この事業に関連する本市職員の人件費が 12,708 千円に上っている（平成 22 年度分事務事業評価票から）。

所管課へ質問したところ、5 名の現職本市職員が当財団法人の役員及び評議員として参加する等補助金支給事務以外の業務によって本市の人件費がかかっているとのことであるが、基本的に運営補助金を支給するだけの事業としては、人件費がかかりすぎている印象はぬぐえない。運営補助金のあり方自体にも検討の余地はあるが、運営補助金を今後も交付するならば、当財団法人は補助金交付先であり、一定の緊張関係を保持することが本来であり、運営補助金を交付している先の仕事を手伝えることは健全なことではない。（当財団法人への関与が必要ということであれば、事業のあり方自体を見直す必要がある。）

公社の運営について、本市職員は事務分掌規則に基づき外郭団体の指導の範囲において対応しているということであるが、当公社が公益法人化する準備作業等を含めて指導・助言することが適当かどうかの検討をするべきである。

【意見】 運営補助金交付先については、本市職員の関与度合いを限定的にすべきである。

③ 市の職員を派遣している場合

「公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成 12 年 4 月 26 日法律第 50 号。以下「派遣法」という。）により、地方公共団体が公益法人等へ職員を派遣する場合に注意が必要となる。

派遣法に基づく派遣職員である場合には、その派遣職員の給与原資の全て、ないし大部分を市が補助金として支出することも違法であるとされた。

派遣法第 6 条において、派遣職員の給与に関する規定があり、その第 2 項に給与支給が許される例外規定がある。

そこで、本市の派遣人件費に対する補助金等の支出への対応が問題となるが、調査票、質問等によれば、市の派遣職員の状況については随分縮小されているということである。

これは、平成 22 年に「京都市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例」を改正して、本市の派遣職員の給与についての取扱いを統一するようにしたことによる。つ

まり、派遣職員の基本給部分（給料、教職調整額、扶養手当、住宅手当、地域手当及び期末手当）は本市が直接支給の負担をし、その他は派遣先の団体等が負担するという措置によって、縮小されたのである。

〔派遣法第 6 条抜粋〕

第 6 条 派遣職員には、その職員派遣の期間中、給与を支給しない。

- 2 派遣職員が派遣先団体において従事する業務が地方公共団体の委託を受けて行う業務、地方公共団体と共同して行う業務若しくは地方公共団体の事務若しくは事業を補完し若しくは支援すると認められる業務であってその実施により地方公共団体の事務若しくは事業の効率性若しくは効果的な実施が図られると認められるものである場合又はこれらの業務が派遣先団体の主たる業務である場合には、地方公共団体は、前項の規定にかかわらず、派遣職員に対して、その職員派遣の期間中、条例で定めるところにより、給与を支給することができる。

No.66 京都市交響楽団運営補助金

623,662 千円

公益財団法人京都市音楽芸術文化振興財団が所管している京都市交響楽団に対して本市から職員（一般職 4 名、楽団員約 90 名）を派遣している。

派遣に関しては、本市と同財団との間で「京都市交響楽団の事業の移管に関する覚書」が取り交わされており、派遣職員は本市職員としての身分を有しながら派遣されている。覚書によれば本市の負担する金額は「楽団員等に対して支給する報酬」等に限定されていることから、補助金はこの人件費を計算根拠としており、楽団員約 90 名の給与額、随時的嘱託員報酬、退職手当及び社会保険料の事業主負担分の合計額が補助金となっている。

派遣職員に関する神戸市の判決にもあるとおり、派遣職員の人件費相当額を補助金として支給することについては、「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」に違反すると判断されている状況にあることから、その是非を所管課に確認した。

所管課からはこれらの職員は一般職ではなく、「京都市交響楽団員等の勤務条件等に関する要綱」に基づいて派遣される地方公務員法第 3 条第 3 項第 3 号に規定する「非常勤嘱託員」である旨の回答を受けた。

地方公務員法第 3 条は、地方公務員における一般職と特別職との区別を規定しているところ、特別職に属さない職は一般職とされ（同条 2 項）、特別職は同条第 3 項において限定列挙されているところ、本件にかかる第 3 項第 3 号は、「臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員及びこれらの者に準ずる者の職」と規定されている。現状、地方公共団体の特別職の派遣に関する法律は存在しない。

つまり、所管課としては、楽団への派遣職員は非常勤の特別職であることから「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」の適用はないと理解しているとのことであった。

かかる理解を検討するに、同法が、地方公務員の派遣についての統一的なルールをつくるために制定された経緯からすると、特別職の派遣を想定していない、又は許容していないと解するのが合理的である。そもそも、当該派遣は、交響楽団事業を本市と財団で共同して実施していくための枠組みとして採用されているということであるが、これは法に規定する「派遣」とは趣旨が異なると考えられる。

常勤の嘱託員であれば特別職にあたらないところ、地方公務員の常勤職員と非常勤職員との区別については、勤務時間が普通の労働者と同程度であり、各種手当ての支給がなされている場合は常勤職員との解釈が一般的である。京都市交響楽団員等の勤務条件等に関する要綱及び京都市交響楽団員等就業規則をみるに、1週間の勤務時間が33時間45分とされているが、明確に非常勤職員と位置付けるのであれば、他の非常勤嘱託員や再任用短時間勤務職員等を参考に、勤務時間を見直すことも検討すべきである。

【意見】「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」との整合性、他のオーケストラ、他の音楽芸術文化の担い手との平等なども十分に考慮し、現在のあり方を検討されたい。

【11】の監査結果のまとめ

指摘事項	No.57 財団法人京都市立 浴場運営財団補助 金	専務理事の役員報酬は補助金によって賄われているので、最少の経費で維持管理していくべきであるため、特段の重要事項がない限り、新たな雇用は原則として不必要であることを前提に検討されるべきである。
意見	No.305 シルバー人材セン ター事業補助金	会員増強・新規事業開拓とともに、人件費等をはじめ各経費の削減に努めるなど、今後さらに自立化を図りつつ補助金を減少させる必要がある。

意 見	No.141 中山間地域等直接 支払交付金	交付先と緊密な関係であることは望ましい ことではないため、本市の申請事務への代行 はなく、申請者が自ら申請事務をしているこ とについて、明瞭にする必要がある
	No.144 財団法人きょうと 京北ふるさと公社 運営補助金	運営補助金交付先については、本市職員の関 与度合いを限定的にすべきである。
	No.66 京都市交響楽団補 助金	「公益的法人等への一般職の地方公務員の 派遣等に関する法律」との整合性、他のオー ケストラ、他の音楽芸術文化の担い手との平 等なども十分に考慮し、現在のあり方を検討 されたい。

【12】 補助金要綱の不備はないか

① 補助金要綱のないものについて、補助金要綱を定める

本市の補助金条例では、第 6 条第 2 項で補助金等ごとに個別の補助金要綱を定めることを原則として義務づけている。

今回監査対象としたほとんどすべての補助金等については、補助金要綱が定められていたが、補助金要綱の制定がなされていない補助金等も若干見受けられた。該当しているのは以下の補助金等である。

ア 下記の補助金等については、平成 21 年から 24 年まで引き続き 4 年間以上も「個別の決裁」になっている。

個別の決裁という場合は、イベント型の補助金等、単年度のみ交付する場合の補助金等特殊なものだけに限定されるべきであり、数年以上経過し今後も継続して交付の可能性のある補助金等については、補助金要綱が必要なことは明白である。たとえ、補助金条例第 6 条第 2 項は補助金要綱の制定を強制しているものではないにしても、補助金要綱は制定すべきである。

(ア) 要綱がないもの

No.216 全京都障害者総合スポーツ大会事業補助金 1,720 千円

障害者の社会参加の高揚と障害者スポーツの振興を図るために、全国障害者スポーツ大会の予選を兼ねる 5 つの競技大会事業の補助を何年もしているが、同じく「個別の決裁」となっており、要綱がない。早急に作成すべきである。

【指摘事項】 要綱を制定すべきである。

No.370 平成の京町家普及促進事業 1,000 千円

平成 22 年 900 千円、平成 23 年 1,000 千円、平成 24 年予算 1,000 千円と、3 年間も連続して補助金等が交付されているが、「個別の決裁」で処理されており要綱が制定されていない。

所管課によると、補助金条例第 6 条第 2 項は補助金要綱を強制しているものではないので、要綱を制定する必要はないということである。しかし、要綱を制定した場合、その補助金が要綱によって市民に公表され、明らかになるため、補助金の透明性の観点からも要綱を制定すべきである。また、ほとんどの補助金について要綱が制定されている状況からも、均衡がとれない。

【指摘事項】 補助金が市民に公表されるためにも、要綱を制定すべきである。

(イ) 要綱があったもの

下記の補助金について、補助金等交付一覧表の掲載は、「個別の決裁」としているが、実際には既に要綱が作成されていたのである。公表した一覧表の間違いであった。なぜ単純な間違いが発生するのか、公表資料については十分に確認をしなければならない。

No.81 全国都道府県女子駅伝 5,000 千円

平成 22 年 11 月 1 日制定

全国都道府県対抗女子駅伝競走大会補助金交付要綱あり。

【参 考】「補助金等交付一覧」に要綱がないという掲載があったが、一覧の掲載内容について確認をすべきである。

No. 83 京都府民総合体育大会選手派遣 482 千円

平成 22 年 4 月 1 日制定

京都府民総合体育大会市町村対抗競技大会京都市選手団派遣補助金交付要綱あり。

【参 考】「補助金等交付一覧」に要綱がないという掲載があったが、一覧の掲載内容について確認をすべきである。

No.217 吃音訓練事業補助金 200 千円

平成 22 年 4 月 1 日制定

京都市吃音矯正訓練事業補助金交付要綱あり。

【参 考】「補助金等交付一覧」に要綱がないという掲載があったが、一覧の掲載内容について確認をすべきである。

イ 他の「個別決裁」の補助金等

上記以外のものについては、単年度に係る補助金である等、平成 23 年度で終了しているため補助金要綱の作成は不要である。

なお、補助金等が廃止された場合に、補助金要綱のみが残っているものはないかという所管課への質問に対して、ほとんどの補助金について所管課及び所管局において廃止の決定をしているということであった。しかし、本年度はたまたま補助金の申込みがなかったが、次年度には再び必要になるかもしれないと予想される場合には、その要綱は廃止されず現存している場合もあるということである。

補助金に限らず、必要な時に制定し、不要になれば廃止することは事務手続きの基本ルールである。しかし、不要となった補助金要綱で廃止されていないものがあったことから、補助金要綱を廃止する場合の取扱いについて、補助金施行規則において規定することが適当である。

② 補助金の算定方法の不明確なもの

補助金等条例では第 6 条第 2 項において補助金等の額の算定方法を要綱等で定めなければならないとあるが、補助金要綱のなかには「補助金等の算定方法については、予算の範囲内とする」という表現が多く見受けられる。

本来その事業に必要な経費を積み上げて、例えば積算された金額の 2 分の 1 とか、3 分の 1 というようにして算出されるべきである。要綱の「予算の範囲」という表現を改め、必要なものに補助が交付されるようにすべきである。

また、補助金の金額について、「市長が定める額とする」という表現もあるが、これも前項と同様に算定方法として十分と言えず検討を要する。

No.219 京都ライトハウス運営補助金

131,844 千円

社会福祉法人京都ライトハウスが行う点字図書館及び点字出版施設の運営並びに視覚障害者に対する歩行訓練事業に対して、補助金が交付されている。

積算根拠は所管課が計算を行い、社会福祉法人京都ライトハウスにその金額を伝え、同額で申請が行われている。補助金の大半が人件費に支出されており、積算根拠の基礎となる人員の報告は交付団体から受けているが、人数の報告を受けているだけで、それが真実であるか、また、重複はしていないかなどの裏づけのある確認は行っていない。実人員の確認など、明確な基準を要綱に盛り込むための見直しが必要である。

また、補助金の執行については法人全体の状況を示した決算書のみでの確認であり、補助金が目的どおりに使用されているかその詳細についての確認は行っていない。本市の監査が 2 年に 1 回行われており、その監査内容についての報告は受けているものの、これだけでは補助金交付以後のチェック体制が不足していると言わざるを得ない。補助率がほぼ 100%の事業でもあるので、適正な監視を行うことは必須事項である。

【指摘事項】 算定方法について、積算根拠となっている人員の確認と、補助金が適切に執行されているかの確認を十分にすべきである。

No.335 公衆浴場確保対策補助金

15,000 千円

当補助金は、公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律の趣旨に基づき、公

衆浴場を確保し、市民の健康増進に寄与するために、京都府公衆浴場業生活衛生同業組合の行う衛生設備改善事業に要する経費の一部の補助として交付されている。

昭和 52 年度より開始され、終期の定めはない。16 年に一度見直しされている。それ以来毎年定額 15,000 千円の補助となっている。市内の一般公衆浴場数は減少し続けている。

補助金の額は、補助金要綱では「衛生設備の改善に要する経費のうち、予算の範囲内において市長が定める額」としか定めておらず、補助金の組合員への配分は、組合の理事で構成される「調査研究委員会」（以下、「委員会」という。）で行っている。市の担当者は委員会に入っていない。

委員会で定めている補助金配分方法は、衛生設備改善工事（修理）に対し、一件当たりの補助金（最高限度額 84 千円）を申請件数分配分し、その残金を新設件数で除した額により配分しているため、不合理である。

また、要綱では衛生設備の範囲の定めがないので定めるべきである。

【指摘事項】 補助金の組合員への配分方法の合理的な基準を定めるべきである。

【意見】 補助金の組合員への補助額は、要綱で交付基準や限度額等、算定根拠を合理的に定められたい。

③ 支給対象を要綱で明確にする

No.99 京都市中央市場衛生自治会補助金 40,000 千円

この補助金は、京都市中央卸売市場第一市場内における清掃作業を行う京都市中央市場衛生自治会の経費を補助する目的で交付される。

京都市中央市場衛生自治会補助金交付要綱では、「清掃作業に要する経費のうち、市長が適当と認めるものについて交付する」とあるが、実質的には対象経費の 2 分の 1 以下になるように支給額を調整しており、少なくともここ数年は 40,000 千円の定額補助となっている。「市長が適当と認める」という表現には幅があるため、できるだけこの文言を外す必要がある。

なお、所管課からは、補助金額は対象経費の 2 分の 1 以下になるように、当要綱を改めたいとの回答を得ている。

【意見】 交付要綱に記載されている「市長が適当と認める」という表現はあいまいであるため、対象経費の積算根拠を明確にすべきである。

No.280 八瀬野外保育センター運営補助金 16,787 千円

社団法人京都市保育園連盟が設置・運営する八瀬野外保育センターの人件費及び特定の事業費に対して補助金が交付されるものである。

人件費、運搬費については積算根拠となる規定が内規としてあるが要綱への記載はない。また、事務費については定額となっている。所管課によると補助金開始当初は何らかの根拠があったとのことだが、以降金額に見直しは行われていない。事業の経費として補助金額以上に支出されているため、特に問題視はされていないが、現在は明確な根拠がなく、事務費のどの部分に対する補助が行われているか確認は行われていない。

【意見】 事務費だけでなく人件費や運搬費も要綱において積算根拠を明確に設定し、適正な補助金の交付を行うべきである。

No.267 子育てサロン等運営アドバイザー派遣

1,200 千円

社団法人京都市社会福祉協議会が児童館等の施設にアドバイザーを派遣することで、子育てサロン事業を行うことに対して補助を行っている。

京都子育てネットワーク職員が 24 回のべ 27 人派遣されており、残りの 31 回についてはのべ 50 人の社団法人京都市社会福祉協議会の職員自らがアドバイザーとして事業を行っている。実績報告によれば平成 23 年度において、派遣代として京都子育てネットワークに支払われた額は 135 千円となっている。

要綱では第 2 条（交付の対象）において、外部からの派遣に対する支出に制限されており、要綱の内容とは異なる支出を行ったことになる。要綱に従うのであれば、派遣費として認められ補助金の交付対象となるのは 135 千円のみである。所管課によると、事業に要する交付団体の支出金額が補助金額よりも大きいため、補助金を負担することを認めたとのことである。また、要綱と実際の支出の内容が異なったのは、当初の想定と実際の事業内容が異なったためであり、要綱を改める方向で検討を行う方針であると説明を受けた。

また、補助金により購入した教材の一部を配布せずに持ち越したことが所管課への質問で判明した。所管課の説明によると、当該教材は京都子育てネットワークが独自で作成したものであり、100 冊まとめて合計 100 千円で購入を行ったが、平成 23 年度は 74 冊しか配布しなかったため、平成 24 年度において残りを配布することである。要綱第 2 条（交付の対象）において、「アドバイザー派遣の対象となった取組のための教材費等」と規定されており、使用されていない教材に対して補助金の交付を認めているとは言い難い。従って、補助金の交付を受けて教材を購入する場合には、交付年度において使用されるべき教材であり、使用できない教材についてまで、補助金等の交付対象にすべきではない。

以上のことから、この補助金に関して、交付団体に対して要綱どおりに支給され

ていないことが明らかであり、本来であれば、予算計上の際は平成 23 年度の実績額である 135 千円と 100 千円の合計額をベースに検討を行うべきである。しかし、この予算額ではアドバイザーの派遣回数に制限ができ、事業目的が達成できなくなる恐れがあるので、事業の目的を適正に達成するために、補助金要綱における事業の対象となる経費の範囲の拡大のために、補助金要綱の改正を行うべきである。

【指摘事項】 事業の目的を適正に達成することができるよう要綱改正を行い、要綱に基づく算定で補助金の交付を行うように改善するべきである。

No.319 歯のひろば事業等実施補助金 13,000 千円

当該補助金は、歯科保健における普及啓発活動を行うため、社団法人京都府歯科医師会に交付されている。補助金要綱において、交付対象事業は「歯のひろば事業」、「歯の無料相談事業」、「いい歯の日事業」、「老人歯科保健対策事業」を掲げており、毎年 13,000 千円の定額補助となっている。

補助金要綱において交付の対象は「補助事業者が多くの市民に対して歯科保健の重要性を伝える機会を設け、老人歯科保健対策として関係者が研鑽を積み、市民に対する歯科医療の円滑な提供を図ることを目的とする次の各号の事業を行うために要する経費とし」と記載があり、その一つとして「(4) 老人歯科保健対策事業 ア講演研修会の開催事業」が掲げられている。

実際の老人歯科保健対策事業では、「トラブル回避につながる困った患者さんへの対処法」等として歯科医療関係者を対象とする講演研修会が含まれていた。歯科医療関係者として歯科医師のみを対象とする講演研修会の開催が、当該補助金の公益目的に合致しているかは疑問である。本来、歯科医師会が独自で研修すべき内容であり、要綱で定める公益目的に照らして交付対象の見直しが必要である。

また、いい歯の日事業、老人歯科保健対策事業に対応する補助金 13, 000 千円が、平成 23 年補助金等交付状況一覧の予算欄（平成 23 年）では、6,500 千円で掲載されていた。なお、翌年の平成 24 年補助金等交付状況一覧の実績欄（平成 23 年）には、13,000 千円で掲載されていた。

【指摘事項】 要綱で定める公益目的に照らして、交付対象を見直すべきである。

【参 考】 予算管理上、補助金等交付状況一覧は正確に作成されたい。

- ④ 補助金要綱で目標値を設定し、補助の見直しを行う。

No.376 京都市民間自転車等駐車場整備助成金 26,751 千円

当該補助金は、自転車等の放置を防止し、道路、公園その他の公共の場所の機能を保全するとともに、良好な都市環境の形成に資する自転車等駐車場の整備を促進するために、鉄道駅周辺等、一定の基準を満たす自転車駐車場の整備のために交付されるものである。

24 年度は、京都市景観条例等も考慮し、特例分については、200 万円加算し一件当たりの上限額を当初の 400 万円から 600 万円まで引き上げている。

補助金交付対象の選定にあたっては、申請地域ごとの放置自転車の台数を重要な審査項目と位置付けていて、放置がない地域の申請は採用されないしくみとなっている。

放置自転車の台数は、平成 21 年度は、4,200 台であったが平成 24 年度は 1,536 台と大幅に減少した。放置自転車の撤去、マナー向上の啓発等の取り組みと相まって効果が認められる。

駐輪場の建設整備補助という性格から、地域ごとに自転車駐車場の放置台数の目標値を定めるべきである。

【意 見】駐輪場の建設という性格から、目標値を定めるべきである。

【12】監査結果のまとめ

指摘事項	No.216 全京都障害者総合スポーツ大会事業補助金	要綱を制定すべきである。
	No.370 平成の京町家普及促進事業	補助金が市民に公表されるためにも、要綱を制定すべきである。
	No.219 京都ライトハウス運営補助金	算定方法について、積算根拠となっている人員の確認と、補助金が適切に執行されているかの確認を十分にすべきである。
	No.335 公衆浴場確保対	補助金の組合員への配分方法の合理的な基

指摘事項	策補助金 No.267 子育てサロン等 運営アドバイザー 派遣 No.319 歯のひろば事業 等実施補助金	準を定めるべきである。 事業の目的を適正に達成することができるよう要綱改正を行い、要綱に基づく算定で補助金の交付を行うように改善するべきである。 要綱で定める公益目的に照らして、交付対象を見直すべきである。
意見	No.99 京都市中央市場 衛生自治会補助 金 No.335 公衆浴場確保対 策補助金 No.280 八瀬野外保育セ ンター運営補助 金 No.376 京都市民間自転 車等駐車場整備 助成金	交付要綱に記載されている「市長が適当と認める」という表現はあいまいであるため、対象経費の積算根拠を明確にすべきである。 補助金の組合員への補助額は、要綱で交付基準や限度額等、算定根拠を合理的に定められたい。 事務費だけでなく人件費や事務費も要綱において積算根拠を明確に設定し、適正な補助金の交付を行うべきである。 駐輪場の建設という性格から、目標値を定めるべきである。
参考	No.81 全国都道府県女	「補助金等交付一覧」に要綱がないという掲

参 考	子駅伝	載があったが、一覧の掲載内容について確認をすべきである。
	No. 83 京都府民総合体育大会選手派遣	「補助金等交付一覧」に要綱がないという掲載があったが、一覧の掲載内容について確認をすべきである。
	No.217 吃音訓練事業補助金	「補助金等交付一覧」に要綱がないという掲載があったが、一覧の掲載内容について確認をすべきである。
	No.319 歯のひろば事業等実施補助金	予算管理上、補助金等交付状況一覧は正確に作成されたい。

【13】実績報告書の内容は適切か

補助金の交付を受けた補助事業者は、要綱等に基づいて、市長に実績報告書を提出することが義務付けられている。実績報告の審査の結果、適当と認めたときに補助金の額を決定し、もしその報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定内容や条件に適合しないときは補助事業者には是正措置を採らせることになっている。個別補助金はその全てについて実績報告がなされているが、的確な実績報告等、千差万別である。

補助金の交付を受けた者は、具体的な公益的サービスを行うために補助金の交付申請をし、それが認められたのであるから、これを補助事業にどのように活用し、どのように実績を残したのかは、きちんと説明をする責任がある。

① 収支計算書の内容の不備

事業補助金の場合、収入に補助金等の金額を記入し、支出にその事業に係る経費を計上した収支計算書になっているが、対象経費の実支出額が補助金の金額と同額になっている場合、その内容について検証すべきである。

本事業を運営するにあたって経費（運営費）が発生した場合、どのような経費が発生したのか、領収書などの証憑書類などによって実支出額を把握する必要がある。本市は、補助金交付を行った事業主体ごとの詳細な活動報告、収支計算の報告を受けるべきである。

補助金の交付限度額について、「予算の範囲内」という場合についても、事業経費の内容についての検証が必要である。あくまでも実際に事業運営をするのに要した支出額でなければならないにもかかわらず、その確認がなされていない場合がある。

No.34 公益財団法人京都市男女共同参画推進協会補助金 6,536 千円

この補助金は公益財団法人京都市男女共同参画推進協会に対する事業補助金であるが、補助金収入に対応する支出の内訳について、元帳や領収証等の確認は所管課において行っていない。協会側では本市から委託料も受け取っているが、委託料によって賄われている部分と補助金によって賄われている部分との重複がないかについても確認が出来ていなかった。

【指摘事項】 補助金の使途について、領収書等の確認を行うべきである。

No.102 京都市と畜場補助金 89,000 千円

この補助金は、本市と畜場における業務を支援し、食肉流通の活性化を図り、公正な価格による安定的な食肉供給を推進するために交付されるものである。

交付先は、交付当初から京都食肉市場株式会社とその関連の京都副生物卸協同組合であるが、交付先から補助金申請時に提出される収支予算書がかなりラフである。

具体的には賞与引当金繰入や退職引当金繰入が支出に含められているし、賞与引当金戻入も記載されておらず、会計的には整合しておらず、適切なチェックが行われていないと言わざるを得ない。

決算資料も「有価証券報告書」と記載されたものが提出されているが、交付先は有価証券報告書を提出する会社ではない。交付先及び所管課双方が会計に関して理解が薄く、これが放置されている状況である。

【意見】 申請時や事業完了時に提出される書類を適切にチェックできるような体制を整えるべきである

No.307 高齢・障害外国籍市民福祉サービス利用サポート助成金 1,120 千円

当該補助金は、言葉又は習慣等が異なるために福祉又は保健等のサービスの利用が困難な外国籍市民等の日常生活における不安や悩みの解消を図るため、外国籍市民等を対象とした訪問・支援活動等により、福祉サービスの利用支援等を行う京都外国人高齢者・障害者生活支援ネットワーク・モアに対して交付されている。特定団体のみを交付対象とするもので、補助金としての公平性を欠いている。

平成 18 年度より毎年定額 1,120 千円補助で、見直しや終期の定めはない。

精算書の支援員派遣回数と活動報告書（事務事業評価も同様）の回数が合わない。対象者は減少しているにもかかわらず補助金額は毎年同額である。

事業実績報告書に添付の精算書には、補助金額に見合う支援員派遣回数（活動報告書より多い）が記載されており、事業の全容が把握できない。

【意見】 補助金の交付決定に際し、事業実績報告にもとづき、支出内容等を確認すべきである。また、事業実績報告にもとづき、事業の見直しをすべきである。

No.316 京都歯科サービスセンター事業補助金 30,000 千円

当該補助金は、京都歯科サービスセンターにおいて心身障害者等に対する診療等を実施するために社団法人京都府歯科医師会に交付されている。補助金交付額は、30,000 千円で、事業費の中の俸給、諸給与、社会保険料、非常勤手当、消耗品、事務費の中の俸給の 3 分の 1 を上限として補助している。

提出された収支報告書によると、京都歯科サービスセンターの事業収支決算書の収入の部に記載されている歯科医師会負担額は、京都歯科サービスセンター診療報酬収入額（サービスセンターの診療報酬及び一部負担金）の一部となっている。その結果、事業収入の合計額と、事業に関する経費の支出額が同額であるように見受けられる。

平成 23 年度歯科サービスセンター事業収支決算書

(単位：千円)

収 入 の 部		支 出 の 部	
項 目	決算額	項 目	決算額
京都市補助金	30,000	事 業 費	98,054
京都府補助金	30,000	会 議 費	1,182
歯科医師会負担額	49,188	事 務 費	9,952
合 計	109,188	合 計	109,188

平成 23 年度歯科サービスセンター収支明細表

(単位：千円)

収 入 の 部		支 出 の 部	
項 目	決算額	項 目	決算額
京都市補助金	30,000	事 業 費	121,739
京都府補助金	30,000	会 議 費	1,120
社会保険診療収入 (サービスセンターの診療報酬及び一部負担金) 歯科医師会負担金	74,600 10,220	事 務 費	21,871
合 計	144,820	合 計	144,820

本来ならば、事業の全容を把握するため、この収支明細表のように京都歯科サービスセンター診療報酬収入額(サービスセンターの診療報酬及び一部負担金)の全額を収入の部に計上するべきである。

また、補助の対象額は、当該事業の総経費から診療報酬収入全額を控除した後の金額のうち一定割合を上限とするべきではないか。

【指摘事項】 収支計算書の記載方法を、補助金事業の収支の全容が把握できるように改善すべきである。

No.318 健康教室（健康づくり）事業補助金

6,270 千円

当該補助金は、市民の健康増進対策に寄与するため、健康教室事業を実施する社団法人京都府医師会に対して交付されている。

健康教室（健康づくり）事業としては、地区健康教室（41 事業）と地区健康づくり事業(4 回)を行っているが、事業実績報告書には、要綱に定められている「事業にかかる明細書」は添付されていない。

要綱には領収書の提出が義務付けられていないが、確認が必要と思われる。

また、もう一件の健康教室（介護予防）事業補助金 6,270 千円のうち 3,135 千円は補助金等交付状況一覧に掲載されていなかった。

【指摘事項】 補助金の交付決定に際し、証拠書類の提出を受け、支出内容等を確認すべきである。

【参 考】 予算管理上、補助金等交付状況一覧は正確に作成されたい。

No.325 鍼灸マッサージ師関係団体公衆衛生活動事業費補助金 650 千円

当該補助金は、市民の健康の保持増進及び保健衛生の向上に寄与するため、あんまマッサージ指圧師、はり師及びきゅう師の関係団体が行う公衆衛生活動事業の経費に対する補助金である。

（社）京都府鍼灸師会 190 千円、（社）京都府鍼灸マッサージ師会 290 千円、（社）京都府視障害者協会 170 千円、合計 650 千円の毎年定額補助となっている。事業実態を把握し効果的な支出額とするべきである。

上記のうち（社）京都府鍼灸師会からは、事業実績報告書の提出がない。

当補助金要綱では 9 条の（事業実績報告）で決算書・その他参考書類となっている。要綱にきちんと定めるべきである（他の鍼灸マッサージ師会、視覚障害者協会は実績報告がある。）

【意 見】 補助金の交付決定に際し、事業実績報告にもとづき、支出内容等を確認し、事業の見直しをする必要がある。

No.346 景観・まちづくり活動支援等に関する

事業に要する費用に対する補助金 49,684 千円

当該補助金は、景観の保全・創造、質の高い住環境の形成など本市の都市特性の更なる伸長に寄与するため、財団法人京都市景観・まちづくりセンターに対して、交付されている。交付の対象は、景観・まちづくりに関する事業と財団法人京都市景観・まちづくりセンターの管理運営に関する事業である。

提出された補助金の実績報告書によると、補助金交付額と、自主事業費及び管理費の合計が同額となっている。そのため一見すると、事業費及び管理費の 100%が市からの補助金によるものと見受けられる。本来ならば、交付対象事業全体にかかる

自主事業費及び管理費の明細及び合計額を記載して補助金事業の収支の全容が把握できるように報告書の記載方法を改善すべきである。

【意見】補助金の精算報告の記載方法を、補助金事業の収支の全容が把握できるように改善すべきである。

No.492 京都市立学校校長会及び幼稚園長会補助金 8,943 千円

この補助金は、本市の教育活動の充実・発展に向けた京都市立学校校長及び幼稚園長会の活動を奨励及び支援するために、校長会等に対して交付されているものである。

補助金の交付を受けている校長会等と交付金額は以下の通りである。

京都市立幼稚園長会・・・・・・・・・・	556 千円
京都市小学校長会・・・・・・・・・・	4,250 千円
京都市立中学校長会・・・・・・・・・・	2,107 千円
京都市立高等学校長会・・・・・・・・・・	1,170 千円
京都市立総合支援学校長会・・・・・・・・	860 千円

上記 5 団体のうち京都市立幼稚園長会を除く 4 校長会について、各校長会における経費の支出状況は以下の通りである。

ア 京都市小学校校長会に対する補助金

京都市小学校長会に対する補助金 4,250 千円にかかる収支決算書によると、専門部活動運営費として 785 千円支出と記載されている。

収支決算書では使途が不明であったため、領収書を徴収したところ、領収書の内容は以下の通りであった。

教育研究部	調査研究費	(265,000 円)
(内訳)	指導法・授業改善委員会	70,000 円
	教育課程委員会	45,000 円
	心と体の健康委員会	40,000 円
	生徒指導委員会	65,000 円
	新たな教育課題委員会	45,000 円
学校経営部	調査研究費	(175,000 円)
(内訳)	現職教育委員会	50,000 円
	学校評価委員会	35,000 円
	学校評議員制度・学校運営協議会委員会	45,000 円
	教育環境委員会	45,000 円
人権教育部	調査研究費	(275,000 円)
(内訳)	いじめ、虐待等子どもの課題委員会	55,000 円

	男女平等教育委員会	35,000 円
	総合育成支援教育委員会	85,000 円
	同和教育委員会	60,000 円
	外国人教育委員会	40,000 円
生涯学習部	調査研究費	(70,000 円)
(内訳)	家庭・地域の教育力向上委員会	40,000 円
	P T A活動委員会	30,000 円
合計		(785,000 円)

上記の領収書は、平成 23 年 10 月 7 日付けで、教育研究部・学校経営部・人権教育部・生涯学習部の 4 部の部長名でそれぞれ、265 千円・175 千円・275 千円・70 千円・合計 785 千円が作成されており、その領収書の内訳は数量×単価（5 千円）で示されている。そして、各部に設置されている部会ごとに、教材店や書店の発行による 5 千円と 5 千円の倍数の合計領収書が多数存在しており、その合計額が、各部長の受け取った金額となっている。

業者名の 5 千円の領収書は 49 枚、5 千円をわずかに超過しその超過分は「自費出費」と記載されたものが 9 枚、2 枚の領収書で合計 5 千円となっているものが 3 枚存在している。そのほかは、5 千円の倍数の合計領収書（35 千円、40 千円等）が 8 枚存在し、785 千円の支出のほとんどが 5 千円もしくはその倍数の領収書によっている。それらの領収書により購入したものの多くは、コピー用紙、プリンターカートリッジなど消耗品や書籍等である。

イ 京都市立中学校長会に対する補助金

京都市立中学校長会に対する補助金 2,107 千円にかかる収支決算書によると、部会・委員会に対する運営費が 17 件 670 千円支出と記載されている。

10 千円単位の支出であるため領収書を徴収したところ、領収書の合計は 17 件 680 千円となっており補助金から 670 千円、校長会の自主財源から 10 千円が支出されている。

680 千円の内訳は以下の通り

管理運営部会費	50,000 円
教育研究部会費	50,000 円
人事給与部会費	45,000 円
生徒指導部会費	40,000 円
健康教育部会費	40,000 円
進路指導部会費	50,000 円
生涯教育部会費	40,000 円

修学旅行部会費	40,000 円
人権教育部会費	45,000 円
へき地教育部会費	45,000 円
総合育成支援委員会費	55,000 円
児童養護施設関係校特別委員会費	30,000 円
評価評定特別委員会費	30,000 円
学習確認プログラム特別委員会費	50,000 円
人事評価プロジェクト費	30,000 円
規範意識プロジェクト特別委員会費	20,000 円
入学選抜あり方検討委員会費	20,000 円

ウ 京都市立高等学校長会に対する補助金

京都市立高等学校長会に対する補助金 1,170 千円にかかる収支決算書によると部会に対する運営費が 7 件 170 千円支出されている。

その内訳は以下の通り

全日制教頭会運営費	20,000 円
定時制教頭会運営費	20,000 円
事務長会運営費	40,000 円
生徒指導研究会運営費	20,000 円
学校事務研究会運営費	30,000 円
教務主任会運営費	20,000 円
進路指導研究協議会運営費	20,000 円

エ 京都市立総合支援学校長会に対する補助金

京都市立総合支援学校長会に対する補助金 860 千円にかかる収支決算書によると、校長会・教頭会の研究・研修に係る経費として 4 件 112 千円支出されている。

その内訳は以下の通り

校長会の研究・研修にかかる経費	30,000 円	20,000 円×2
教頭会の研究・研修にかかる経費	42,000 円	

オ 以上の状況を踏まえ、次の施策を取るべきである。

(ア) 当補助金は団体運営費補助であるため、団体の事業の全体像を把握するため、実績報告書に各校長会の決算書を添付させるべきである。

また、使途が明確にわかるように、経費支出に係る領収書を整備させ、内容の検討をすべきである。

(イ) 特に各校長会における部会等の運営費について、小学校長会を除く 3 校長会

については、部会長などに支出した後の使われ方がわかる領収書が整備されていなかった。また、小学校長会については、5千円単位で支出された領収書が多かった。これらを踏まえ、教育委員会は事業趣旨に沿った経費が執行されているか、領収書等により執行状況を確認すべきである。

【指摘事項】 補助金の実績報告書に交付団体の決算書の添付を求め、また、経費支出に係る領収書を整備させ、事業趣旨に沿った経費の執行状況を確認すべきである。

【13】 ①の監査結果のまとめ

指摘事項	No.34 公益財団法人京都市男女共同参画推進協会補助金	補助金の使途について、領収書等の確認を行うべきである。
	No.316 京都歯科サービスセンター事業補助金	収支計算書の記載方法を、補助金事業の収支の全容が把握できるように改善すべきである。
	No.318 健康教室（健康づくり）事業補助金	補助金の交付決定に際し、証拠書類の提出を受け、支出内容等を確認すべきである。
	No.492 京都市立学校校長会及び幼稚園長会補助金	補助金の実績報告書に交付団体の決算書の添付を求め、また、経費支出に係る領収書を整備させ、事業趣旨に沿った経費の執行状況を確認すべきである。
意見	No.102 京都市と畜場補	申請時や事業完了時に提出される書類を適

意 見	助金	切にチェックできるような体制を整えるべきである
	No.307 高齢・障害外国籍市民福祉サービス利用サポート助成金	補助金の交付決定に際し、事業実績報告にもとづき、支出内容等を確認すべきである。また、事業実績報告にもとづき、事業の見直しをすべきである。
	No.325 鍼灸マッサージ師関係団体公衆衛生活動事業費補助金	補助金の交付決定に際し、事業実績報告にもとづき、支出内容等を確認し、事業の見直しをする必要がある。
	No.346 景観・まちづくり活動支援等に関する事業に要する費用に対する補助金	補助金の精算報告の記載方法を、補助金事業の収支の全容が把握できるように改善すべきである。
参 考	No.318 健康教室（健康づくり）事業補助金	予算管理上、補助金等交付状況一覧は正確に作成されたい。

② 決算書等の確認の不徹底

領収書等の証憑書類までの提出を求めている補助金がある。

No.79 京都市文化観光資源保護財団助成金

93,490 千円

この補助金は京都市文化観光資源保護基金条例に基づき、公益財団法人文化観光

資源保護財団に事業費補助として交付されている。補助金の原資は本市の保有する文化観光資源保護基金（平成 23 年度末で約 29 億円）の運用益とその元本を取り崩すことによって賄われている。

所管課における支出の確認方法について、所管課からの回答によれば、財団の総会に出席するなどして確認を行っているとのことであったが、決算報告の際の領収証や元帳等を確認していないとのことであった。

補助金交付の有効性及び効率性を適宜検証するため、財団の支出について、いっそうの検証と確認が図られるべきである。

【意見】元帳・領収証等の基礎資料の確認を行い、補助金が適正に支出されているのか検証と確認をされたい。

No.222 京都市社会福祉協議会運営補助金 376,806 千円

社会福祉法人京都市社会福祉協議会の運営上、支出された人件費及び事務費に対して補助金が交付されているものである。

実績報告書において補助金の対象となった支出の明細が添付されているが、その明細の作成根拠についての確認は行われていない。また、法人運営事業から他の事業経理区分に経費支出されていたため、所管課に確認をとったところ、職員退職積立基金事業、ひと・まち交流館京都管理事業、児童館運営事業、老人福祉センター運営事業、ケアプランセンター経営事業、地域包括支援センター経営事業に同補助金の経理区分間の移転が行われていることが判明した。要綱では、法人運営事業が補助金の対象となっており、経理区分間の移転が行われると補助金の目的通りに使用されていない恐れが生じるが、所管課の説明によると、他の経理区分で経理されている人件費のうちに法人運営に対して支出されている部分があるため、補助金の目的通りに支出は行われているとのことである。この件に関して、決算書上には全く表示されておらず不明瞭であり、提出された実績報告書においてもその区分は明確ではない。また、実績報告書作成時の根拠書類の確認もされていない。

【指摘事項】経理区分間の移転については、その用途が明らかになるように補助資料を作成すべきである。また、根拠書類の確認を行うべきである。

No.253 京都市児童館学童連盟事務局補助金 24,229 千円

公益社団法人京都市児童館学童連盟の運営に要する人件費及び事務費に対して補助金が交付されている。

収支予算書に記載されている支出項目の積算根拠についての確認を所管課が行っていなかったため、その積算根拠について開示を行うよう請求を行ったところ人件

費については書類が提出されたが、事務費については、実績報告時に実際の支出額が補助金額を下回っていないかの確認を行うこと、また、交付する補助金は本市予算の範囲内で執行するものであるため、申請時に提出された収支予算書については、本市予算を超える額については計上されていないことから、詳細な積算資料については作成されていなかった。

実績報告は決算書の提出のみで、補助金がどの部分に使用されたか具体的な詳細の確認は行われていない。

確かに人件費は公益目的事業会計と法人会計にまたがって支出されており、決算書上補助金も区分計上されているため、補助資料がないと分かりづらい。しかし、補助金要綱では、補助対象が事務費となっているため、決算書の管理費から人件費を除いた額を根拠に支出を行っているが、適正に補助金額が積算され、支出されているのか所管課は確認を行う必要がある。積算根拠についても同様でどのような計算過程で詳細な金額が算出されたのか、事務費部分については不明のままである。適正に補助金額が積算され、支出されているのか所管課は確認を行う必要がある。

【指摘事項】 補助金要綱に補助事業の対象経費を詳細に盛り込むことを検討するとともに、領収書等による詳細な執行状況の確認をするべきである。

No.472 京都市私立幼稚園事業補助金

156,800 千円

幼稚園を開設しているということで、1,600 千円交付される事業費補助である。

事業費補助であることから、その実績報告書としては、補助金に係る収支決算書のみ提出が求められており、支出された経費に係る領収書の提出までは、求めている。そのため、支出の実在性や正当性の吟味が不十分となっている。

例えば、10,000 千円を超える「プール本体改修費」の支出との記載があるものがあるが、提出を求めている書類には、領収書や見積書がないため、支出の実在性や、金額の適正性の確認ができない。さらに、この支出が要綱の第 4 条に規定されている補助対象経費の「小規模な補修」に該当するのか、補助対象外経費とされる「大規模な改修」に該当するのかも判断できない。

この補助金が私立幼稚園の事業補助として必要なものであることは理解できるとしても、1 園あたり 1,600 千円、総額 156,800 千円の補助金が適正に活用されているかの検証を厳密にすべきである。

【意見】 実績報告書として提出を求める際に、経費に係る領収書等を確認することで、補助金が適正に活用されているかの検証をすべきである。

No.476 遠距離通学費補助**25,966 千円**

当補助金は、遠距離等通学費補助事業実施要綱とへき地学校等通学費補助事業実施要綱の 2 つの要綱によって、構成されている。対象の地域等は異なるが、双方とも、京都市立の小、中学校の通学に係る生徒の保護者の経済的負担の軽減を図るための補助である。義務教育期間の市立学校間の差を是正するための補助金である。

各要綱の中に「校長は保護者に受給したことを確認させ、保護者の受領印の押印を受けなければならない」となっており、実際にどのような確認をしているのかを担当の所管課に質問した。その回答として、各学校において、学校長は、現金払いであれば、保護者から領収書を取り、また、銀行振り込みの場合には、伝送データで支払いの確認をしているということであった。

しかし、本市としては、各学校長が行う確認作業のチェックまでは実施していないということであった。今後は、本市の求めに応じて、いつでも提出できるように領収書、伝送データ等の資料の保管を徹底し、適宜、執行状況を確認するべきである。

【意 見】保護者が受給したことを確認できるように、資料の保管を徹底し、適宜、執行状況を確認するべきである。

③ 規定書類の不備**No.472 京都市私立幼稚園事業補助金****156,800 千円**

京都市私立幼稚園事業補助金交付要綱第 6 条にある、「幼稚園教職員数調査書」の添付がない。

【指摘事項】規定書類「幼稚園教職員数調査書」の添付をすべきである。

No.478 へき地スクールバス運営補助金**8,855 千円**

へき地スクールバス運営補助金交付要綱第 7 条第 2 項に規定する「領収書等活動の実施に要した費用を支払ったことを証する書類」の添付がない。

【指摘事項】規定書類「領収書等活動の実施に要した費用を支払ったことを証する書類」の添付をすべきである。

No.290 特別養護老人ホーム整備助成**1,227,600 千円**

(平成 22 年度中間払 266,400 千円)

(合計 1,494,000 千円)

特別養護老人ホーム整備助成補助実績、全 3 件中、特別養護老人ホーム「健光園あらしやま」については、上乘せとして厚生労働省が所管する「地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金」の先進的事業整備計画として採択された事業に対して交付する、「先進的事業施設整備費補助金」30,000 千円が含まれている。

当該補助金の部分に関しては、京都市社会福祉施設奨励補助金（京都市社会福祉施設奨励補助金交付規則）に基づき支給した補助金の加算として取り扱い、一括で交付決定を行っている。

そのため「先進的事業施設整備費補助金交付要綱」に定める交付申請書・実績報告書の添付がなく該当部分（地域交流スペース）の特定ができない状態となっていた。

【指摘事項】 上乘せ部分の補助金であっても、要綱が個別にある以上、補助金交付要綱の定めに従って申請・交付の手続きをするべきである。

④ 補助金対象事業が不明確なもの

No.469 特色ある幼稚園教育推進事業補助金

89,100 千円

ア 補助金の概要と経緯

この補助金は、幼稚園の特色ある事業の推進等を支援するものである。

平成 13 年から平成 18 年までは、地域子育て相談事業補助金として相談事業等（相談事業）を中心に 1 園あたり 350 千円交付されてきたが、平成 19 年より京都市民に開かれた幼稚園運営、及び各園の特色ある事業を総合的に「特色ある幼稚園教育推進事業」と位置づけ、それを支援するため特色ある幼稚園教育推進事業補助金として創設され、現在は 1 園あたり 900 千円交付されている。

イ 一律の金額交付となっている

各園での取り組みについては、『「特色ある幼稚園教育推進事業」報告書』（この報告書は補助金を財源に作成されている）に詳細が報告されているが、補助金の交付目的に見合う充実した取り組みが実施されている園がある一方、下記のような取り組みにも一律に 900 千円の交付がなされている。

例えば、【ホームページの開設】、【月 1 回の園庭解放・月 1 回の子育て情報の発信】
【子育て講演会 1 回・教員研修 2 回】、【年間 11 回の遊び場の解放】等の事業については、その事業の支出金額に見合った補助金の交付がなされるべきである。充実した取り組みをしている園と、必ずしもそうでない園を一律に扱い、同額 900 千円の交付を行うのは公平性を欠く。

事業補助金である以上、事業に必要な支出の範囲内であるべきで、補助金の交付に関する算定基準を定めることを検討すべきである。

ウ 「特色ある幼稚園教育推進事業」の定義について

要綱第1条には、京都市教育委員会が推進する地域子育て相談事業に取り組む京都市内の私立幼稚園における、特色ある事業の推進にかかる経費及び京都市民に開かれた幼稚園運営事業を「特色ある幼稚園教育推進事業」と定義している。

特色ある幼稚園教育推進事業とはなにかという所管課への質問に対して、その事業がオンリーワンである必要はなく、各園が工夫していることをもって主体的と考えるため、かなりその範囲は広い、との回答を得たが、何をもって特色ある幼稚園教育推進事業とするのかを、具体的に明確すべきである。

【指摘事項】 補助金要綱に、具体的な補助金の対象事業の範囲、及び補助金額の算定基準を明確に規定し、一律の金額ではなく、実施された事業に見合う補助金が交付されるようにすべきである。

【13】 ②③④の監査結果のまとめ

指摘事項	No.222 京都市社会福祉協議会運営補助金	経理区分間の移転については、その用途が明らかになるように補助資料を作成すべきである。また、根拠書類の確認を行うべきである。
	No.253 京都市児童館学童連盟事務局補助金	補助金要綱に補助事業の対象経費を詳細に盛り込むことを検討するとともに、領収書等による詳細な執行状況の確認をするべきである。
	No.472 京都市私立幼稚園事業補助金	規定書類「幼稚園教職員数調査書」の添付をするべきである。
	No.478 へき地スクールバス運営補助金	規定書類「領収書等活動の実施に要した費用を支払ったことを証する書類」の添付をするべきである。

指摘事項	No.290 特別養護老人ホーム整備助成 No.469 特色ある幼稚園教育推進事業補助金	上乗せ部分の補助金であっても、要綱が個別にある以上、補助金交付要綱の定めに従って申請・交付の手続きをするべき。 補助金要綱に、具体的な補助金の対象事業の範囲、及び補助金額の算定基準を明確に規定し、一律の金額ではなく、実施された事業に見合う補助金が交付されるようにすべきである。
意見	No.79 京都市文化観光資源保護財団助成金 No.472 京都市私立幼稚園事業補助金 No.476 遠距離通学費補助	元帳・領収証等の基礎資料の確認を行い、補助金が適正に支出されているのか検証と確認をされたい。 実績報告書として提出を求める際に、経費に係る領収書等を確認することで、補助金が適正に活用されているかの検証をすべきである。 保護者が受給したことを確認できるように、資料の保管を徹底し、適宜、執行状況を確認するべきである。

3. 総括的な視点からの監査結果

(1) 補助金に関する現行制度の課題

① はじめに

本市では、平成 21 年 12 月 22 日、政令指定都市のなかでは全国で初めて、条例により、補助金等の交付等に関する基本的な事項が定められている。条例制定の目的は、「補助金等に係る予算の執行及び補助金等の交付の決定の適正化を図るとともに、これらにおける公正性及び透明性を確保すること」にある（補助金条例第 1 条）。

本監査では、本市の平成 23 年度の補助金等の全ての 476 件に対して、要綱や申請書及び実績報告書等を検証し、また調査票（アンケート）を実施した。

補助金条例の施行により、従来、要綱のない補助金が多い状況だったが、ほぼ全ての補助金について要綱が整備された。

また、調査票（アンケート）に対する回答結果などから、特に必要と判断された 130 件程の補助金等については所管課への質問（ヒアリング）を実施した。その結果、本市の補助金等については、以下の視点からの監査・検証が重要であると判断され、各視点からの監査結果は、前節の「2. 各補助金に対する監査結果」で示したとおりである。

- 【1】 補助金条例が制定されたことにより改善されたか
- 【2】 補助金等と負担金、委託金等の区分が不明確な補助金の取扱い
- 【3】 公益性の必要がある補助金かどうかの検討
- 【4】 予算の計上はされているが、実績のない補助金等
- 【5】 補助をしている効果の測定方法について検討が必要な補助金等
- 【6】 長期に交付を継続している補助金等は現在も必要か
- 【7】 補助金等が固定化していることは適正か
- 【8】 固定化された特定団体に対する運営補助金は公平性があるか
- 【9】 財政状態の健全な団体に対する運営補助金は適切か
- 【10】 補助金交付先団体への指導・監督はされているか
- 【11】 補助金交付先団体との人的関係の解消はされているか
- 【12】 補助金要綱の不備はないか
- 【13】 実績報告書の内容は適切か

所管課への質問（ヒアリング）の実施が、全 476 件中約 130 件にとどまったのは、補助金制度が多く、時間的な制約という要因が大きい。

また、例えば、少額（50 万円以下）の補助金等は 120 件あるうちの 10 件程度、20 年以上も続いている補助金が 100 件程中の 5 件程しか所管課への質問（ヒアリング）を行えていない。その他の項目も同様である。従って、これらの十分に検討できなか

った他の補助金等についても、同様の監査の結果になる可能性がある。

政策目的実現の手段として、補助金等の交付が果たす意義は決して小さくない。補助金条例が目的とする、補助金行政の適正化、公正性及び透明性の確保は可及的に図っていく必要がある。かかる目的を実現していくにあたっては、補助金条例第 7 条が定めているとおり、「社会経済情勢の変化その他諸般の状況に的確に対応するために、補助金等の交付の有効性及び効率性を検証し、必要があると認めるときは、補助金等の新設、充実、統合、廃止その他適切な措置を講じる」ことが重要となる。

平成 22 年 4 月に補助金条例が施行されて約 3 年が経過しているところではあるが、例えば、前節各補助金に対する監査結果の【7】で示したように、補助金等の単価、補助内容が固定化しているものがある。また、補助金等が既得権益化することは可及的に回避すべきであるところ、前節各補助金に対する監査結果の【8】で示したように、特定の団体に長期間にわたり毎年度同額の補助金等が交付され続けていたり、固定化された特定の団体に対して補助をしていたものがかなりの割合を占めていたりする。

補助金等の有効性及び効率性の検証等が、制度・運用面で十分でない面もあり、改善が必要と判断された。以下述べる。

② 補助金等の検証・見直しの必要性について

ア 地方自治法第 2 条第 14 項は、「地方公共団体は、その事務を処理するにあたっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」と規定している。補助事業についても、最少の経費で最大の効果を上げるようにしなければならない。

補助金等の効果を最大にするためには、効果の測定・検証を十分に行い、現状を分析し、問題点や課題を見つけ、それらを改善していくという作業を行うことが必要である。こうした作業を継続的に行うことは、より高いレベルで市民サービスを提供することにも繋がる。

イ 総務省が、地方自治法第 252 条の 17 の 5 に基づいて都道府県知事及び政令指定都市長に対して通知した助言である「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」（総行整第 11 号平成 17 年 3 月 29 日）においても、「補助金等の整理合理化」との項で、以下の 2 点が明記されている。

- ・様々な団体等に対する補助金等については、行政として対応すべき必要性、費用対効果、経費負担のあり方等について検証し、整理合理化を推進すること。
- ・終期の設定や P D C A サイクルに則った不断の見直しなど、住民等に対する説明責任を果たしながら計画的に廃止・縮減すること。

なお、同指針において、P D C A サイクルとは、計画策定（Plan）→実施（Do）→検証（Check）→見直し（Action）のサイクルと紹介されている。また、同指針に

においては、「行政改革大綱及び集中改革プラン（以下、「行政改革大綱等」という。）の見直し又は策定にあたっては、P D C Aサイクルの各過程において住民等の意見を反映するような仕組みを整えること。」との記載があることにも留意する必要がある。

③ 補助金等の検証・見直しに際しての「事務事業評価」の活用状況について

ア 本市は、平成 21 年 12 月 22 日の補助金条例制定に際して、同月 3 日の市議会の経済総務委員会の質疑の答弁において、事務事業評価制度を活用するとしていた。

本市の事務事業評価は、市の行政評価の一環として平成 15 年から行われており、平成 24 年までの 10 年間で一定の成果を上げている制度ではある。現在では、平成 19 年 5 月 31 日成立の京都市行政活動及び外郭団体の経営の評価に関する条例に根拠を有する制度となっている。同条例 8 条は、毎年度、その実施する事務事業の特性に応じ、有効性、効率性等について、評価を実施し、その結果に基づき、事務事業の充実、見直しその他の必要な措置を講じることを求めている。

事務事業評価は、P D C Aサイクルにおける検証（Check）にあたるものである。最少の経費で最大の効果を上げることができているかを検証するとの観点からは（地方自治法第 2 条第 14 項）、投入量（補助金、補助事業にかかる市職員の人件費など）と目的達成度を対比して評価することを行っている。

イ しかし、今回監査の対象となった補助金に係る全ての事務事業評価票を検証した結果、

（ア）目的の達成状況を示す適切な指標がないため、指標を設定できていないもの

（イ）設定した指標が、補助金交付申請に対する補助金交付件数といった「投入指標」となっているなど、補助金の効果を適正に検証できる指標となっていないもの

（ウ）事務事業評価の対象が複数の事業をまとめたものとなっており、補助金交付の状況、効率性等の評価などが事務事業評価票からみえにくくなっているもの

（エ）補助金に係る状況が変化する場合、指標について、現状に即した必要な見直しが行われていないもの

といった問題点が確認できた。

ウ 指標の設定に関しては、本市行財政局財政部経営改革課は、所管課の支援のため、「目標達成度評価に係る指標と目標値の設定マニュアル」を作成、配布している。同「マニュアル」においては、指標の設定が評価の要点であること、事務事業評価の指標である「成果指標」と「活動指標」のうち、本来的には目的の達成度を表す指標である「成果指標」が望ましく、代替するものとして事業実施の活動結果を測定する活動指標を選択することなどが示されている。

エ 本市においては、補助金等の検証・見直しに際しては、事務事業評価を活用していくとの意思表示がなされていることから、補助金に係る事務事業評価については、前記「マニュアル」の内容を踏まえ、補助金制度の有効性・効率性を検証する指標を設定することが事務事業評価制度の活用といえるのではないかと。一層の工夫を図られることが望まれる。

④ 非営利団体への運営費補助金について

ア 本市作成の「外郭団体の経営状況及び経営評価結果を説明する書類」の対象となっている外郭団体の補助金について、横断的な視点から監査を行ったのは、前節各補助金に対する監査結果の【9】、【10】及び【11】に示した通りである。

国が行う補助金等については、その適正化に関する基本通達の一つである「行政改革計画（第一次）について（昭和 43 年 10 月 8 日閣議決定）」において、民間団体への補助金について、「すでに団体の運営が軌道に乗り、他に収入源があり、または収入増を図ることができる団体への補助金については、廃止する。」とされている。

地方公共団体が行う補助金等においても、かかる補助金の必要性がないことは同様であり、財政状態が健全であり、運営費補助金がなくても運営が可能な団体に対しては、補助の必要性がないものと考えられる。

また、本市の所管部局が、当該補助金を運営費補助金と分類していなくとも、交付先団体に対する法規制、団体の目的、補助金の使途などから、運営費補助金と同様の取り扱いが妥当な場合は、上記観点からの検討が必要となる。

財政状態が健全であるかの判断にあたっては、公益財団法人や社会福祉法人など、運営費補助金の交付先となる団体に関する法律の定めや、当該団体の目的等は十分に考慮する必要がある。

例えば、公益財団法人や社会福祉法人については、以下の定めがある。

- ・公益財団法人については、「公益法人は、その公益目的事業を行うに当たり、当該公益目的事業の実施に要する適正な費用を償う額を超える収入を得てはならない。」などの定めがある。（公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 14 条、第 5 条 6 号、収支相償の原則）

- ・社会福祉法人については、社会福祉法人が行う収益事業も、社会福祉事業・公益事業の経営に充てることを目的として行うことができるとの定めがある。（社会福祉法第 26 条 1 項）

公益事業においては収支を黒字にしてはならない、黒字にする必要はないとの考え方を再確認する必要がある。

本市における補助金の交付団体には、公益財団法人や社会福祉法人などの等のいわゆる「非営利団体」が多い。

前述の考え方からいえば、非営利団体への運営費補助金については、その団体の収支が黒字である場合、次のような問題が発生する。

- ・当該団体の収支が黒字になった原因は補助金なのか
- ・当該団体に対する補助金は黒字が出ないような金額でいいのではないか
- ・補助金は当該団体の赤字を補填する金額とするべきか
- ・過去の黒字として当該団体に剰余金が生じている場合、返還する必要があるのか

イ 補助金は補助金の対象となる事業自体に公益性があるか否か、しかも補助金の範囲内の経費であるか否かで判断されるべきであり、対象事業の収支が黒字になるか、赤字になるかは問わない。

事業主体の財務状況によって補助の公益性が左右されるものではないとのことである。事業主体の経営が黒字であるかどうかではない。

また、補助金は交付対象としている事業の経費以外への使途は認めておらず、補助目的だけに使用されるものである。その結果、補助金によって、当該非営利団体に剰余金や累積損益が積み増されていることはない。

このような考え方は、補助目的を達成する上では合理的な考え方であり、否定されるものではない。

ウ 非営利団体に対する補助金について、補助金を交付する前に当団体に剰余金があれば、まずその剰余金から補助対象事業に充当すべきであり、その後に補助金の交付を考えるとこの前述「ア」の考え方と、補助金の交付は公益性の目的のためには、目的優先で、まず交付すべきであるという前述「イ」の考え方との間に相違点が存在する。

双方ともに、それぞれの側面からみれば正しい見解かもしれないが、実務的にはどちらが優先するのかを決定しなければならないのは明白であり、十分な検討が必要になる。

(2) 補助金の制度に対する監査結果

① 補助金等の検証・見直しの手法を明らかにすること

ア 本市の補助金条例では、第 7 条（補助金等の有効性及び効率性の検証等）において、「市長等は、社会情勢の変化その他諸般の状況に的確に対応するために、補助金等の交付の有効性及び効率性を検証し、必要があると認めるときは、補助金等の新設、充実、統合、廃止その他適切な措置を講じるものとする。」として、市長等が補助金等の検証及び適切な見直しを行うことを定めている。

また、第 28 条（委任）において、「この条例において別に定めることとされている事項及びこの条例の施行に関し必要な事項は、市長等が定める。」と規定されている。同規定を受けて補助金施行規則が制定されている。なお、市長等とは、市長及び公営企業管理者である（補助金条例第 2 条 4 号）。

イ この点、補助金施行規則に規定されているのは、以下の 5 つの事項に関してのみである。

(ア) 補助金条例第 8 条（補助金等の交付状況の公表）に関する事項

(イ) 補助金条例第 9 条（交付の申請）に関する事項

(ウ) 補助金条例第 13 条第 1 項（申請取下げ）に関する事項

(エ) 補助金条例第 16 条第 1 項（関係書類の整備）に関する事項

(オ) 補助金条例第 27 条第 2 項（立入検査等）に関する事項

補助金条例においては、上記補助金施行規則に定めがあるものの外に、市長等の職責として、第 4 条（市長等の責務）、第 6 条（補助金等の交付）、第 7 条（補助金等の有効性及び効率性の検証等）、第 10 条（交付の決定）、第 11 条（交付の条件）、第 12 条（決定の通知）、第 14 条（事情変更による決定の取消等）、第 17 条（補助事業者等の遂行等の命令）、第 19 条（補助金等の交付額の決定等）、第 20 条（是正のための措置）、第 21 条（交付の時期）、第 22 条（決定の取消し）、第 23 条（補助金等の返還）、第 25 条（他の補助金等の一時停止等）、第 26 条（財産の処分の制限）といった定めがあるが、これらに関する規定が補助金施行規則にない。

ウ 全ての補助金について、以下の前記総務省の指針に沿った補助金等の検証・見直しを行うべきである。

(ア) 様々な団体等に対する補助金等については、行政として対応すべき必要性、費用対効果、経費負担のあり方等について検証し、整理合理化を推進すること。

(イ) 終期の設定や P D C A サイクルに則った不断の見直しなど、住民等に対する説明責任を果たしながら計画的に廃止・縮減すること。

また、前記総務省の指針は、「P D C A サイクルの各過程において住民等の意見を反映するような仕組みを整えること。」を求めている。

補助金等の検証・見直しの具体的な手法について、法的拘束力を持たせるとともに、市民に明らかにすべきである。

この点、市長が定める規則（地方自治法第 15 条第 1 項）には、法的拘束力があり、公布されることから市民が容易に内容及び変更を知ることができる。

【意見】 補助金施行規則に、補助金等の検証及び見直しは、事務事業評価制度を活用することを、明記することを検討されたい。

② 評価基準を設けるにあたって評価の観点・基準を明確にしておくこと

補助金制度における P D C A サイクルは、計画策定 (Plan) → 実施 (Do) → 検証 (Check) → 見直し (Action) とサイクルする。

この P D C A サイクルを実現するにあたって、最も重要となるのは、検証 (Check) をいかに実効性のあるものにするかであり、検証・評価の観点・基準を明確にし、検証・評価を効率的に行えるように制度を構築することである。

補助金交付は、地方自治法 232 条の 2 の規定を根拠とするものであり、同条は、「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。」と定めている。このため、前記総務省の指針にある、「行政として対応すべき必要性」、「費用対効果」、「経費負担のあり方」の 3 つの観点の全てが、広い意味での公益上必要があるとの要件に集約されることにはなる。

ア 「行政として対応すべき必要性」について

本報告書では、費用対効果、経費負担のあり方との観点からの検証を行う以前の検証課題として、「行政として対応すべき必要性」を取り上げる。

交付先団体が行っている、又は行うことが想定される事業に公益性があれば足りるというのではなく、行政として、当該団体に寄附又は補助することに公益性があることが必要である。例えば、行政として守るべき公平性の原則や補助金の交付によって交付先団体に対する法規制に反する場合などは、交付先団体の事業に公益性が認められる場合であっても、当該補助金の交付に公益性はない又は公益性の程度は低下するといえる。

(ア) 補助対象者を特定した補助金（いわゆる固有名詞のついた補助金）

公平性の原則との観点からは、補助対象者を特定した補助金制度（いわゆる固有名詞のついた補助金制度）が検証の対象となる。前節【8】「固定化された特定団体に対する運営補助金は公平性があるか」で取り上げた観点である。

本市では、かかる補助金制度が過半数を超えている。補助金は、補助金受領の公平性確保との観点からして、補助金を交付する目的や補助金の内容をあらかじめ補助金要綱で決めておき、その条件にあった者若しくは団体を一般に募集して、公平な基準で補助金等の交付を決定する応募型の補助金が望ましい。

【意見】 補助対象者を特定した補助金制度（いわゆる固有名詞のついた補助金制度）について、応募型とすることを検討されたい。

（イ）実績のない補助金制度は廃止を含めた見直しが必要であること

前節【4】「予算の計上はされているが、実績のない補助金等」で取り上げた観点である。

実績のない補助金制度は、当該補助金制度の仕組みが市民のニーズと合致していない、又は当該目的を達する上で当該補助金制度が有効でない可能性が高く、特段の事情がない限り、当該補助金制度を廃止し、目的の設定の仕方が適切であるか、他に市民のニーズとあった効果的な手法はないか（新たな補助金制度を含む）を検討すべきである。

【意見】 実績のない補助金制度については、条例第 7 条に基づき、有効性及び効率性を検証し、廃止を含めた見直しを行うことを徹底されたい。

イ 「費用対効果」の検証について

前節においては、【3】「公益性の必要がある補助金かどうかの検討」、【5】「補助をしている効果の算定方法について検討が必要な補助金等」、【6】「長期に交付を継続している補助金等は現在も必要か」、【7】「補助金等が固定化していることは適正か」といった形で取り上げている。

補助事業における費用とは、補助金額と当該事務手続に要する人件費等の合計であるところ、本市においては、事務事業評価の対象となっている補助事業は、概ね制度的な把握が行われている。

他方、本市における補助金交付の効果の把握は、十分と言えない。補助金行政の成果として最も問われることは、補助金を交付したことではなく、補助金交付によって具体的にどのような効果を上げたかである。

補助金交付の効果は、交付目的との関係で評価されることになる。このため、交付目的をどのように定めるかが、重要となる。

（ア）補助金条例第 6 条第 2 項柱書は、「市長等は、補助金等の交付に当たっては、あらかじめ補助金等ごとに次に掲げる事項を定めなければならない。」と規定し、具体的には、以下の各号を定めることとしている。

- ① 交付の目的
- ② 補助事業等
- ③ 補助金等の交付の対象者
- ④ 補助金等の額の算定方法

これらについては、補助金ごとに定められる必要があり、本市では要綱により定められており、交付目的も各補助金要綱において確認できる。しかし、補助金要綱等に記載されている交付の目的は、抽象的な大きな目標が掲げられているものが多くなっている。

一般論として、交付の目的などの定めが抽象的になればなるほど、当該交付の公益上の必要性、最少の経費で最大の効果を挙げることという要件が整っているとの体裁ができるが、効果を検証しようとする場面になると、どのような効果を検証すべきかとの段階から考えなければならなくなる。

補助金条例が、あらかじめ補助金等ごとに交付の目的などを定めることを求めている趣旨の一つは（第 6 条第 2 項）、公益上の必要性があること（地方自治法 232 条の 2）、最少の経費で最大の効果を挙げるものとなっていることを（同法第 2 条第 14 項）、明確にすることにある。

当該補助金の具体的な公益性の把握、効率的な検証を行うには、抽象的な大きな目標に対して、当該補助金によって、いつまでに、具体的にどのような成果をあげようとしているのかを、あらかじめ明らかにしておく必要がある。

【指摘事項】「交付の目的」は抽象的な表現ではなく、当該補助金制度の公益上の必要性を具体的に考え、費用対効果の検証を効率的に行うに足りる程度に具体的に定めるよう徹底されたい。

（イ）効果の測定については、行財政局財政部経営改革課が作成した文書である「事務事業評価実施の手引き＜平成 24 年度版＞」が、「上位成果指標」、「成果指標」、「活動指標」、「投入指標」の区別及び事務事業類型に応じて想定される「活動指標」、「成果指標」の事例を説明している。

しかしながら、現状では投入指標を効果測定の指標としているケースもあり、指標の設定は困難なものがある。例えば、団体の運営費的な補助金や、啓発的事業のための補助金等については、目標設定ができないということであるが、団体の運営費的な補助金等は運営改善状況などが、啓発事業については情報の普及率、認知度などが指標となり得るとしている。

いかなる考え方に基づいて、指標を設定しているかは、効果測定の根幹にかかわることであり、市民に公表すべきものと考ええる。

（ウ）「いつまでに」との観点については、前記総務省の指針においても、「終期の設定」が求められる一方で、前節【6】で示した通り、本市においては、長期間補助し続けている補助金等は相当な数に及んでいる。

本市の補助金等には単年度にしか交付しない補助金等以外に終期を設定してい

る補助金等はほとんど無い。性質上終期を設定することが適さないものもあるが、急激に変化している社会経済状況に対応して、一定の終期を定めた上で、終期到来時に公益上の必要性の有無及び程度の変化を検証した上で、廃止すべき場合は廃止し、存続させるべき時は適宜見直しを行った上で更新するような手法を導入すればよいのではないかと考える。

【指摘事項】 補助金等の終期を設定し、終期の到来時に改めて公益性の観点から必要性の有無を検討するなど、補助金の定期的な見直しができるよう検討されたい。

(エ) なお、少額な補助金の場合、得られる効果が小さいと見込まれることもあり、他方で、補助金総額よりも、補助金事務を行う市職員の人件費の方が高いという事態が生じる可能性がある。

かかる理解の下、前節【5】②においては、「少額な補助金等、収入に占める割合が低率な補助金等に支出の効果があるのか」との観点から取り上げている。補助金以外の方法で交付目的を達成することはできないか等の検討をする必要はある。

【指摘事項】 少額な補助金等について、費用対効果の検証を十分に行うよう徹底されたい。

ウ 「経費負担のあり方」の検証について

補助金条例第6条第2項第4号は、「補助金等の算定方法」を定めるように求めている。これを受けて、補助金交付要綱等で、「補助金等の算定方法」に関する定めは存在する。

しかしながら、受け取れる補助金額の一定程度の目安にはなりうるものの、いかなる算定方法を経て補助金額を決めたのかといった観点からの定め方をしているとは、評価しがたいものもある。

前節各補助金に対する監査結果の【7】「毎年同額の補助金等」において、毎年同額の補助金等について検討した通り、事業の規模や内容を適切に把握せずに、明確な算定基準もなしに、補助金を交付してきたケースも存在する。また、これまでに一度も補助金額や単価を見直したことのない同【7】「定額の補助金等」についても、算定方法は明確ではない。「予算の範囲内とする」、「市長が定める額とする」という表現で補助金額を決定しているケースも非常に多く、前節各補助金に対する監査結果の【12】②「補助金の算定方法の不明確なもの」で示した通り、補助金要綱において算定方法・算定根拠を規定していないものがある。

検証・見直しを行う前提として、まずは、本市としての「経費負担のあり方」についての考え方、すなわち交付する補助金等の金額の算定根拠を明確にする必要がある。補助金が特定の団体に交付されその団体を通じて下部の構成団体や構成員に支給される、いわゆる再補助金についても明確な算定基準が必要なのはいうまでもない。

補助金等の額の算定根拠が明確でないものは、補助金条例制定の目的である「補助金等に係る予算の執行及び補助金等の交付の決定の適正化を図るとともに、これらにおける公正性及び透明性を確保すること」（補助金条例第 1 条）という趣旨を損ないかねない。

【指摘事項】 要綱で「補助金の算定方法」を定める際に、より明確なものとなるよう徹底されたい。

③ 補助金交付要綱等の最終決裁権者に関して

補助金条例第 6 条第 2 項が定めることを求めている事項の定め方が、検証・見直しの実施に大きな影響を与えることは、これまでに述べてきたとおりである。

補助金条例第 6 条第 2 項各号の事項は、補助金ごとに定められる必要があるところ、要綱との形式で定められている。この要綱については、市長決裁で定められているものは少なく、担当局長決裁で制定及び改廃が行われている。要綱に規定されている同事項の規定内容を確認したところ、その水準にバラつきが見られた。

また、補助金条例第 2 条に該当する補助金等と負担金との区分が不明確であるものを前節各補助金に対する監査結果【2】①において指摘したが、平成 23 年度の途中において、負担金ということに変更され、補助金等から除外されていたものがあつた。

以上のような補助金の運用の過程において、担当局長の専門的知識等を要綱に反映させることは望ましいことではあるが、全市的な公平性・透明性・統一性の確保、担当局長の独善防止を制度的に担保した上で、担当局長の意見を反映させるべきである。そのためには、補助金ごとに定めておくことが望ましい検証・見直しの実施に関する事項に関しても、市長等もしくは本市の補助金行政を統一的に所管する部局の最終判断は不可欠である。

補助金施行規則第 7 条は、「この規則に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、行財政局財政担当局長が定める。」と定めている。

【意見】 補助金条例第 2 条に該当する補助金等かどうかの判断、及び要綱の制定、改廃について、全市的な公平性・透明性・統一性の確保に向けた取組を検討されたい。

④ 外郭団体への補助金に関して

ア 多額の剰余金が生じている外郭団体への補助金等の交付について

本市の外郭団体は、公益財団法人に認定されたもののほか、旧民法に基づく財団法人として設立されたものなど、本市の政策・施策との連携の下、公益の実現を目的とし、非営利的な活動を主とするものがほとんどとなっている。

こうした外郭団体に補助金を交付するに当たっては、「最少の経費で最大の効果を挙げる」という地方公共団体の財政運営の基本原則を踏まえ、その必要性を検討する必要がある。

例えば、事業補助については、当該事業の実施主体が他にないなど、補助金の交付先が外郭団体に限定されており、かつ、当該外郭団体において、当該事業に充当可能な剰余金があるといった場合には、補助金によらず、当該外郭団体に自主事業として当該事業を実施させる方が、外郭団体の設立の経過やあり方から考えれば、むしろ望ましいといえる。

外郭団体それぞれの設立目的、法人形態、財務状況、事業実施や収支の枠組みなどを十分に分析したうえ、税負担を極力少なくする方向で、また、外郭団体のガバナンスを毀損することのないよう、補助金のあり方や公益的な事業の進め方について、見直しをされたい。

イ 黒字の場合に補助の必要性はあるか

当該外郭団体において、補助対象事業を単体で見た場合は赤字であるが、他の事業で黒字が出ている場合に、補助対象事業の赤字を他の事業の黒字で補った上で、補助金額を算定すべきではないか。

非営利団体においては、ある事業の黒字を他の事業の赤字の補填に使うことは可能である。社会福祉法人においては、社会福祉法人が行う収益事業は、社会福祉事業・公益事業の経営に充てることを目的として行うことができるとの定めとなっている（社会福祉法 26 条 1 項）。

また、外郭団体の多くは、本市から補助金の他に委託料を受け取っているところ、委託料の対象は本市が主体となつて行う事業であるの対して、補助対象の経費は、交付先の主体となつて活動する経費である。外郭団体等といえども、本市とは別の事業主体である。委託料に係る事業の収益で賄うことができる団体活動経費に対して、補助金を交付することの公益性は乏しいといえる。

公益財団法人など非営利の外郭団体も含めた非営利団体に対する事業補助金、運営補助金は、収支相償の原則どおり、補助対象経費を特定するなどの形で上限を定めて補助金を前渡しした上で、最終的な補助額は赤字相当額を限度として精算すべきではないか。

ウ 黒字相当の補助金の返還を求めることの要否・可否について

収支相償の原則等に見られる法の趣旨、本市の外部団体設立の趣旨は「民間の人材、知識、資金等を活用することにより市民ニーズに即した多用な公的サービスを提供する」ことなどからして、そのうちの非営利の外郭団体に関しては、黒字相当の補助金は特段の事情がない限り公益性を欠いており、本市への返還を求めてもよいのではないかと。

もし黒字相当の補助金の返還を行うとしたら、当該団体の重大な経営上の支障が生じるため、将来必要な費用として当該団体に留保しておく必要があるとの考えもある。当該団体に重大な経営上の支障が生じる具体的な危険性がある場合は、一定の考慮を要する。しかし、黒字相当分の資産が存在している状態であり、漠然とした経営上の支障が生じるのではないかと、決算書上将来必要な資産として特定資産の計上もしていないとか、将来何らかの事情により資金が必要になるかも知れないという理由だけでは、重大な経営上の支障には該当しない。

【指摘事項】 多額の剰余金が生じている外郭団体への補助金等については、剰余金の発生の原因や経過等を精査し見直しを検討されたい。

エ 外郭団体に対する補助金と本市の人的関与

補助金等は、市民へのサービスに確実に還元されるように、その必要性及び補助金の算定根拠を十分に精査する必要がある。

補助金等は、最終的に交付先団体の人件費にも充当されるが、とりわけ外郭団体については、補助金等から当該団体の人件費に充当されており、間接的に補助金の交付状況に大きく影響しているため、「お手盛り」との批判を招くことのないよう、人件費が適正な水準に保たれていることが重要となる。

本市においては、外郭団体職員の給与水準の適正化を図るため、例えば、本市職員の給料に減額改定が行われた場合には、これを参考に見直しを行うよう指導を行っている。従って、外郭団体において本市元職員及び派遣職員が在籍していることが、本市の外郭団体の監視機能を損なうようなことはない。

また、外郭団体への職員派遣についても、「公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」に基づき、適正な範囲で実施しており、加えて、外郭団体経営評価システムによる経営状況の指導調整が行われていることが所管課への質問（ヒアリング）によって確認できた。

今後も、こうした人件費適正化の取組を継続的に実施されたい。

【意見】 外郭団体への補助金については、その必要性及び補助金の算定根拠を十分に精査する必要がある。今後も、より一層の適切な指導監督を期待する。

⑤ 補助金要綱の充実

補助金等の交付を受けた補助事業者は、補助金要綱に基づいて市長に実績報告書を提出することが、補助金条例第 18 条により義務付けられているが、内容が不十分な実績報告があるということは、前節各補助金に対する監査結果の【12】及び【13】で示した通りである。補助金の交付を受けた者は、具体的な公益サービスを行うために補助金の交付申請をし、それが認められたのであるから、これを補助事業にどのように活用し、どのような実績を残したのかは、きちんと説明する必要がある。

具体的には、事業補助金の補助対象となっている対象経費の内容等を確実に把握する必要がある。そのため、実績報告書に添付する決算書等には、原則として領収書等の証憑書類の確認をし、実績報告書に添付する収支計算書の支出経費の信憑性について検討すべきである。

【指摘事項】 実績報告書に添付する決算書等には状況に応じて、領収書等の確認をすることを徹底されたい。

⑥ 補助金等交付状況の公表（開示）

補助金条例第 8 条において、補助金等の交付状況の公表をしているが、これは本市の財政支出の市民に対する説明責任という観点から、決算と併せて行うのが適当であると考えて、決算市会の開催時期に行っている。

公表の内容については、補助金条例で次の項目を定めている。

ア 補助金等の名称

イ 交付の目的

ウ 交付額（前年度決算額）

そして、次の事項については、補助金規則で定めている

エ 所管部署

オ 補助金の交付先（ただし、個人名は原則記載しない）

カ 当年度予算額

キ 交付の対象となる事業

ク 交付額の基準（補助率、上限額など）

ケ 根拠規定（法令、要綱等）の名称

ただ、これらの項目だけでは、前年度の補助金が今年度には掲載されなかったりして、その補助金の交付が実施されたのかどうか、非常にわかりにくい部分があるため、補助金一覧の表示法に、同一年度の予算額と決算額を併記するなどの工夫をされたい。

【意見】 補助金一覧の表示法に、同一年度の予算額と決算額を併記するなどの工夫をされたい。

総括的な視点からの監査結果まとめ

監査の結果	内 容	個別補助金における「参考」
指摘事項	「交付の目的」は抽象的な表現ではなく、当該補助金制度の公益上の必要性を具体的に考え、費用対効果の検証を効率的に行うに足りる程度に具体的に定めるよう徹底されたい。 補助金等の終期を設定し、終期の到来時に改めて公益性の観点から必要性の有無を検討するなど、補助金の定期的な見直しができるよう検討されたい。 少額な補助金等について、費用対効果の検証を十分に行うよう徹底されたい。 要綱で「補助金の算定方法」を定める際に、より明確なものとなるよう徹底されたい。 多額の剰余金が生じている外郭団体への補助金等については、剰余金の発生の原因や経過等を精査し見直しを検討されたい。	No.342 駐車場建設事業補助金 No.463 水洗化困難箇所ポンプ施設等設置工事費助成金 No.464 私道内共同排水設備設置補助金 No.83 京都府民総合体育大会選手権派遣 No.343 向島学生センター運営経費補助 No.366 シニア住宅建設事業に関する補助金（利子補

指摘事項	実績報告書に添付する決算書等には状況に応じて、領収書等の確認をすることを、徹底されたい。	給) No.378 京都市都市緑化協会補助金 No.295 軽費老人ホーム及びケアハウス利用料補助 No.479 生涯学習事業補助金 No.1 財団法人京都市環境事業協会運営費補助金 No.66 京都市交響楽団運営補助金 No.64 京都市芸術文化協会交付金 No.144 きょうと京北ふるさと公社運営補助金 No.117 財団法人京都高度技術研究所助成
意見	補助金施行規則に、補助金等の検証及び見直しは、事務事業評価制度を活用することを、明記することを検討されたい。 補助対象者を特定した補助金制度（いわゆる固有名詞のついた補助金制度）について	

意見	て、応募型とすることを検討されたい。 実績のない補助金制度については、条例第7条に基づき、有効性及び効率性を検証し、廃止を含めた見直しを行うことを徹底されたい。 補助金条例第2条に該当する補助金等かどうかの判断、及び要綱の制定、改廃について、全市的な公平性・透明性・統一性の確保に向けた取組を検討されたい。 外郭団体への補助金については、その必要性及び補助金の算定根拠を十分に精査する必要がある。今後も、より一層の適切な指導監督を期待する。 補助金一覧の表示法に、同一年度の予算額と決算額を併記するなどの工夫をされたい。	No.505 京都府中学校総合体育大会 No.507 京都府高校総体 No.508 近畿ブロック高校体育大会 No.511 全国高校駅伝競走大会 No.125 被災企業支援サポーター事業被災企業支援協力補助金 No.184 障害者就労訓練設備等整備費補助金 No.377 上七軒通等修景整備事業補助金 No.333 地方独立行政法人京都市立病院機構運営費交
-----------	---	--

意 見		付金 No.81 全国都道府県対抗女子 駅伝競走大会 No.83 京都府民総合体育大会 選手派遣 No.217 吃音訓練事業補助金 No.319 歯のひろば事業等実施 補助金 No.318 健康教室（健康づくり） 事業補助金
-----	--	--

(3) まとめ

本市は他の地方公共団体と比較しても、政令指定都市で初めて条例によって補助金条例を作り、補助金行政を発展させようとする取り組み姿勢、意気込みを大変強く感じた。

また、現在進行中の「はばたけ未来へ！京プラン」においても、補助金の見直しの意思を表明し、補助金行政をより公平で、効果的なものにするための施策を遂行しているところである。

実際に、ほとんどの補助金の財務事務の執行等について、現行の法令を遵守して、補助金等の諸規定とおりに整然と処理され、全市的に所管課の意思も統一されている印象を受けた。

ただ、本外部監査では制度の運用上、不十分な点を検討課題として提案させていただいた。補助金条例が制定されてまだ3年程しか経っていないのであるから、多少の不備があるのはやむを得ない。

また、今回の約500件という膨大な数の補助金をテーマに選定したことから、監査結果の数が多くなるのはやむを得ないと思っていたが、100以上の数の監査結果に及んでしまった。

このように、包括外部監査の結果報告書において多くの意見を表明したが、厳しい財政状況下において有効で効率的、公平な行政サービスを推進するため、参考にしていただきたい。

(監査事務局)